柏市 くらしの情報

市役所案内 6
緊急時の連絡先一覧 11
各種手続 12
快適生活のために 23
健康・医療 31
福　祉 34
子どものために 48
相談窓口 58
テレホンガイド 64

市役所案内・・・・・・・・・・・・・・・・・6
市役所案内・・・・・・・・・・・・・・・・・6
組織と主な業務・・・・・・・・・・・・・・・8

緊急時の連絡先一覧・・・・・・・・・・・11

各種手続・・・・・・・・・・・・・・・・・12
届出・証明(戸籍)・・・・・・・・・・・・・12
(住民登録)・・・・・・・・・・・・・・・・14
(外国人住民のかた)・・・・・・・・・・・・15
(印鑑登録証明)・・・・・・・・・・・・・・16
(証明書自動交付機)・・・・・・・・・・・・17
(届出・証明にかかわるサービスと施設)・・17
税証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・18
国民健康保険・・・・・・・・・・・・・・・18
国民年金・・・・・・・・・・・・・・・・・21

快適生活のために・・・・・・・・・・・・23
ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
上下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・27
市内の公園・・・・・・・・・・・・・・・・29

健康・医療・・・・・・・・・・・・・・・・31
健康・医療・・・・・・・・・・・・・・・・31

福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
障がいや特殊な病気があるかたのために・・・34
高齢者のために・・・・・・・・・・・・・・40
介護保険・・・・・・・・・・・・・・・・・45

子どものために・・・・・・・・・・・・・48
子どものために・・・・・・・・・・・・・・48

相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・58
相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・58
貸付・補助など・・・・・・・・・・・・・・63

テレホンガイド・・・・・・・・・・・・・64
主な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・64

●ご利用にあたって
※本誌に掲載されている行政情報は平成26年4月1日現在の情報です。
内容に変更が生じる場合もありますのでご注意ください

市役所案内

【窓口受付時間】午前8時30分～午後5時15分
【閉庁日】土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～ 1月3日）
所属別の直通番号はP.8 ～ P.10を参照してください

市役所案内

本庁舎、別館、分庁舎1・2

▶TEL 7167-1111（代表）
※閉庁時の緊急連絡先　TEL 7167-5551（守衛室）
〒277-8505 柏5-10-1
【交通】JR常磐線・東武野田線柏駅東口から、徒歩10分

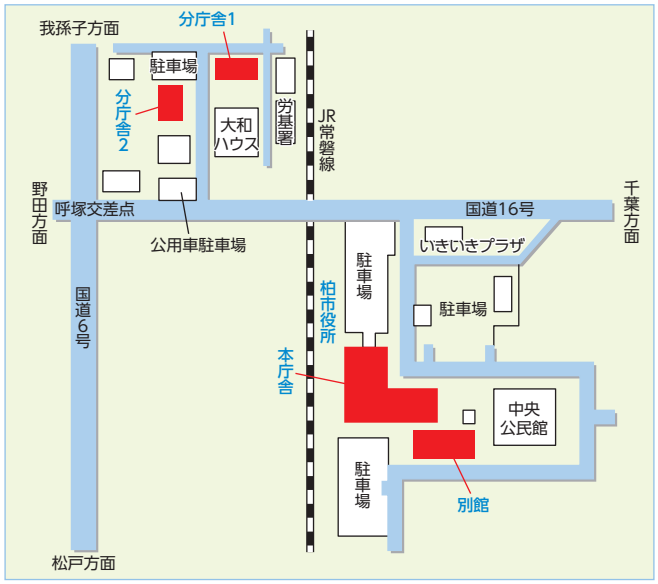

沼南庁舎

▶TEL 7191-1111（代表）　〒277-8503 大島田48-1
【交通】JR常磐線・東武野田線柏駅東口から、手賀の丘公園行き・小野塚台行き・沼南車庫行き・布瀬行きバスで「沼南庁舎バス乗継場」下車、徒歩1分（沼南庁舎バス乗継場に停車しない一部の時間帯（午前9時～午後5時以外の時間帯）については「大木戸」下車、徒歩2分）

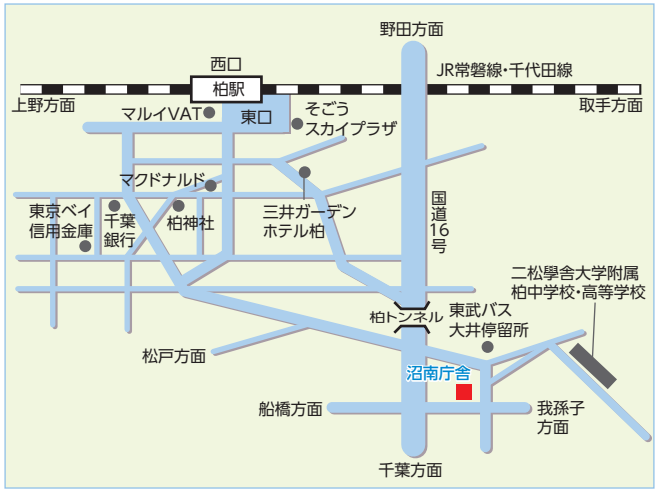

ウェルネス柏（保健所）

▶〒277-0004 柏下65-1
【交通】JR常磐線・東武野田線柏駅東口から、ウェルネス柏行きバスで終点下車するか、慈恵医大柏病院行きバスで「柏ふるさと公園入口」下車、徒歩3分
北柏駅南口から、慈恵医大柏病院行きバスで終点下車、徒歩7分　北柏駅南口から、徒歩20分

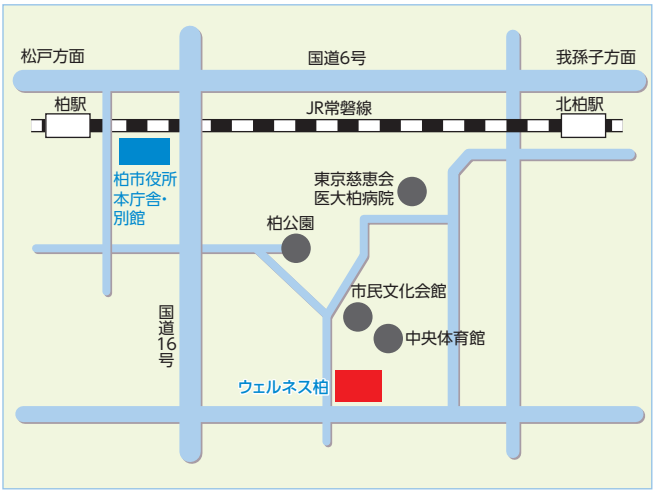

水道部

▶TEL 7166-2191（音声ガイダンス）
〒277-0025 千代田1-2-32
【交通】JR常磐線・東武野田線柏駅東口から、徒歩15分

●浄水センター
▶TEL 7146-3332　〒277-0861 高田1201-23

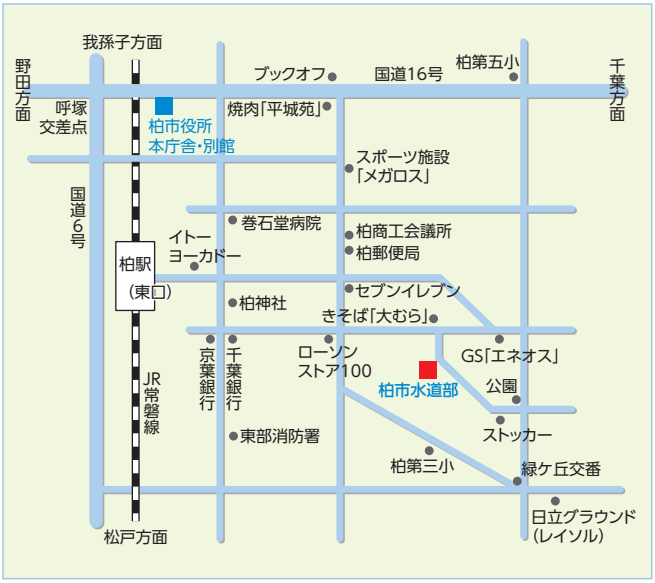

消防局

▶TEL 7133-0119（音声ガイダンス）
〒277-0827 松葉町7-16-7
【交通】JR常磐線・東武野田線柏駅西口から、若柴循環（国道16号経由）バスで「消防署前」下車、徒歩1分

●各署の所在地・直通電話番号

名称	所在地	直通電話番号
西部消防署	松葉町7-16-7	7133-8794
富勢分署	布施764	7131-6751
大室分署	大室327-1	7131-1424
東部消防署	中央2-10-3	7164-0119
逆井分署	逆井1444-10	7172-5031
光ケ丘分署	東中新宿4-4-25	7172-7799
旭町消防署	篠籠田944-1	7144-6750
西原分署	十余二155-18	7155-5119
沼南消防署	大津ケ丘1-56-12	7191-4500
高柳分署	高柳826-5	7191-1144
手賀分署	柳戸511-10	7190-0119

出張所

●各出張所の所在地・電話番号

名称	所在地	電話番号
田中出張所	大室249-1	7133-1000
増尾出張所	増尾3-1-1	7174-7211
富勢出張所	布施834-1	7131-6622
光ケ丘出張所	光ケ丘団地200-5	7172-2702
豊四季台出張所	豊四季台1-1-116	7144-1000
南部出張所	新逆井2-5-13	7173-1000
西原出張所	西原3-2-48	7154-2000
松葉出張所	松葉町4-11	7133-2200
藤心出張所	藤心4-1-11	7176-3700
高柳出張所	高柳1652-10	7193-1110

●主に次の業務を扱います

①住民票の写し、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、印鑑登録証明書など、各種証明書の発行
②市民税課税証明書、資産税評価証明書、納税証明書など、税証明書の発行
③出生届、婚姻届、死亡届など、戸籍に関する届け出
④転入届、転出届、転居届など、住所異動または世帯主変更等の届け出
⑤印鑑登録・廃止の届け出
⑥国民健康保険の届け出
⑦国民年金の届け出
⑧税金の納付（固定資産税、市・県民税、軽自動車税）
⑨料金の納付（下水道受益者負担金、下水道使用料、水道料金、介護保険料、国民健康保険料、こどもルーム保育料など）
⑩小・中学校の転入学手続き
⑪母子健康手帳の交付
⑫児童手当の受け付け

柏駅前行政サービスセンター

▶TEL 7168-5500　FAX 7168-5501
〒277-0005 柏1-1-11（柏駅南口ファミリかしわ3階）
【窓口受付時間】
月～金曜日　午前8時30分～午後7時
土曜日および3月の第3・4（第5がある場合は第4・5）・4月の第1・第2日曜日　午前8時30分～午後5時
【休所日】
日曜日（上記以外）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
【交　通】
JR常磐線・東武野田線柏駅に直結

●主に次の業務を扱います

※月～金曜日の午前8時30分～午後5時以外は一部取り扱いできない業務があります

①出張所の業務
②流山市、我孫子市の住民票の写し、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、印鑑登録証明書など、各種証明書の発行

柏の葉サービスコーナー

▶TEL 7134-6700
〒277-0871 若柴173-8 柏の葉キャンパス151街区SB-6
【窓口受付時間】
月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分
土曜日　午前8時30分～午後5時
【休所日】
日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
【交　通】
TX柏の葉キャンパス駅から、徒歩約1分

●主に次の業務を扱います

住民票の写し、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、印鑑登録証明書、税証明などの各種証明書の発行、印鑑登録

柏市の組織と主な業務

①～⑧の番号は、その部署が入る庁舎(建物)を表します。なお、掲載されている内容は平成26年度のものです。
その後、内容に変更が生じる場合もあります。
①本庁舎、②別館、③分庁舎1、④分庁舎2、⑤沼南庁舎、⑥ウェルネス柏(保健所)、⑦水道部、⑧消防局

名称			電話番号	ファクス	業務内容	庁舎
総務部	行政課		7167-1112	7166-6026	訟務の統括、文書の収受・発送、条例・規則・契約等の審査、情報公開、情報公開・個人情報保護審議会、行政事務上の法律相談、議案の審査、市議会	①
	人事課		7167-1113	7166-6026	職員の任用、分限、懲戒、服務、研修、人材育成、人事評価、労務管理	①
		給与厚生室	7167-1241	7166-6026	職員の福利厚生、健康管理、安全衛生、給与等	①
	資産管理課		7167-1114	7166-6026	庁舎管理、庁用自動車の管理、行政区域、公有財産の取得・管理・有効活用	①
		営繕管理室	7168-1030	7166-6026	市有建築物の設計・監督・保全	①
	防災安全課		7167-1115	7163-2188	危機管理の統括、防災対策・対応、り災証明書の発行、空き家対策、防犯対策、防犯活動	①
	技術管理課		7167-1116	7166-6026	公共工事の検査、建設技術の総括	①
企画部	企画調整課		7167-1117	7167-6644	市のまちづくりの指針となる総合計画や政策課題の調査・研究・調整、近隣市との広域行政の業務	①
	行政改革推進課		7167-1118	7167-6644	組織・定員管理、行政改革、行政評価、指定管理者制度の総括、外郭団体の組織に係る連絡調整、外部監査制度の総括	①
	政策課 情報	情報政策・セキュリティ担当	7167-1153	7167-6644	情報化の推進、行政情報ネットワーク	①
		統計担当	7167-1099	7164-4055	統計調査、統計データの提供 【住所：柏下73】	―
財政部	財政課		7167-1120	7167-1210	予算の編成・執行管理、財政計画、地方交付税、決算、基金運用の総括	①
	債権管理室		7168-1031	7167-3203	未収債権の管理、徴収、滞納整理等の総括	①
	契約課		7167-1121	7167-1210	契約の総括、工事・委託・物品等の入札・見積り合わせ、競争入札参加資格審査等	①
	収納課		7167-1122	7167-3203	税務の総合調整、税制、納税思想の啓発、市税の収納・徴収、滞納処分	①
	税課 市民	個人住民税担当	7167-1124	7167-3203	個人市県民税	①
		諸税担当	7168-1612	7167-3203	軽自動車税の賦課、法人市民税・事業所税等の申告受付、原動機付自転車の標識交付等	
	資産税課		7167-1125	7167-3203	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の賦課、土地・家屋・償却資産の調査、評価	①
地域づくり推進部	協働推進課		7168-1033	7167-6644	市民との協働、市民参加・市民公益活動の促進、ホームタウン推進、柏レイソル、国際交流、外国人への情報提供および支援・相談、姉妹・友好都市、平和施策	①
		男女共同参画室	7167-1127	7167-6644	男女共同参画社会に係る調査研究、施策の推進	①
	地域支援課		7167-1126	7167-8103	コミュニティ施策の推進、地縁団体(町会・自治会・区等)の支援、行政連絡物の配布	①
		近隣センター	―	―	コミュニティ活動の推進・支援 近隣センター：旭町、豊四季台、南部、田中、西原、永楽台、布施、増尾、光ケ丘、新富、柏ビレジ、富里、高田、根戸、新田原、松葉、藤心、北部、酒井根、柏中央、高柳	P.64
		アミュゼ柏	7164-4552	7164-4572	文化施設(クリスタルホール、プラザ、リハーサル室)の管理・運営、コミュニティ活動(柏中央近隣センター)	P.65
		市民文化会館	7164-9141	7163-4274	市民文化会館(大・小ホール)の管理・運営、ホール関係催物の進行	P.65
	秘書広報課	秘書担当	7167-1796	7166-0844	市長・副市長の秘書、交際・儀式、褒賞	①
		広報紙担当	7167-1175	7166-8289	広報紙の発行等	①
		報道・web担当	7167-1175	7166-8289	ホームページの管理、報道機関への情報提供、映像制作等	①
		広聴担当	7167-1119	7166-8289	市民相談、市民意識調査、市長への手紙、公益通報者保護法(外部通報の受付)	①
市民生活部	市民課		7167-1128	7160-1036	戸籍届出、住民基本台帳、印鑑登録、埋火葬、戸籍謄抄本・住民票写しの交付、住居表示、自動車臨時運行	①
		出張所	―	―	戸籍・住民票、印鑑登録、埋火葬、税の収納・証明、転入学、母子健康手帳の発行 出張所：田中、増尾、富勢、光ケ丘、豊四季台、南部、西原、松葉、藤心、高柳、柏駅前行政サービスセンター	P.7
		柏の葉サービスコーナー	7134-6700	7134-6703	住民票の写し、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、印鑑登録証明書、税証明などの各種証明書の発行、印鑑登録	P.7
	消費生活センター		7163-5853	7164-4327	消費生活相談、消費者教育、消費者啓発事業の推進、計量器の定期検査	P.65
	保険年金課	保険担当	7191-2594	7167-8103	国民健康保険の資格取得、高額療養費の給付、国民健康保険料の賦課・収納、後期高齢者医療保険、特定健診・特定保健指導の実施	①
		年金担当	7167-1130	7167-8103	国民年金資格得喪、裁定請求書受理	①
	沼南支所	総務課	7191-7314	7192-2926	沼南庁舎の管理、市民相談、所管区域内のコミュニティの育成、所管区域内の駐輪場使用申請、ごみの分別、集積所設置の受付、し尿処理受付	⑤
		窓口サービス課	7191-7392	7192-2926	税の収納、税の証明書・納付書の再発行、戸籍、住民票、印鑑登録、住基カード、埋火葬、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、犬の登録、介護保険、障害者手帳、児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、保育園入園・こどもルーム入所申込書の受付	⑤
保健福祉部	保健福祉総務課		7167-1131	7164-3917	保健・福祉・医療施策の推進、民生委員、墓地等の経営許可、日本赤十字社、戦没者遺族等の援護	②
	福祉政策課	政策担当	7167-1171	7164-3917	福祉部門の総合調整	②
		在宅医療支援担当	7197-1510	7197-1511	在宅医療を含めた地域医療、救急医療	柏地域医療連携センター
	医療公社管理課		7134-6795	7134-2001	病院事業、介護老人保健施設事業と公益財団法人柏市医療公社との連絡調整	―
	法人指導課		7167-1625	7164-3917	社会福祉法人の設立認可・指導監査	②

	名称	電話番号	ファクス	業務内容	庁舎
保健福祉部	高齢者支援課	7167-1135	7167-1282	高齢者施策、介護保険制度の運営、介護保険の資格管理、保険料の賦課・収納、要介護認定、高齢者生活支援事業、敬老事業、福祉バス	②
	介護基盤整備室	7168-1040	7167-1282	老人福祉施設整備、介護サービス事業者等の指定、指導および監査	②
	障害福祉課	7167-1136	7167-0294	障がい者計画策定、福祉のまちづくり、障害者手帳、各種手当、特定疾病療養者見舞金	②
	障害者相談支援室	7167-1243	7167-0294	障がい者の相談支援、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、補装具、日常生活用具などの利用に関する相談、給付	②
	障害福祉就労支援センター	7163-9353	7163-9353	障がい者の生活訓練・就労支援	P.40 P.64
	福祉活動推進課	7167-2318	7167-8381	地域包括支援センター、介護予防、高齢者の権利擁護、ウェルネス柏の管理	⑥
	ほのぼのプラザますお	7170-5570	7171-6611	高齢者の介護予防・健康増進事業	P.64
	生活支援課	7167-1138	7163-9111	生活保護金品の支給、行旅死病人、ホームレス、無縁者の埋葬、中国残留邦人	②
保健所	総務企画課	7167-1255	7167-1732	地域保健の企画立案、医療連携、医事薬事、医療安全相談、薬物乱用防止	⑥
	保健予防課	7167-1254	7167-1732	感染症の予防、精神保健に係る相談支援、難病・肝炎の医療費助成	⑥
	生活衛生課	7167-1259	7167-1732	環境衛生（理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、水道、プールなど）、狂犬病予防、犬の登録、食品衛生	⑥
	動物愛護ふれあいセンター	7190-2828	7193-1211	狂犬病予防、犬の登録、動物愛護	
	地域健康づくり課	7167-1256	7167-1732	予防接種、母子保健、栄養保健、歯科保健、たばこ対策事業全般	⑥
	成人健診課	7164-3333	7164-1263	成人健診事業（がん検診）、保健センターの管理	⑥
	衛生検査課	7167-1268	7167-1732	衛生検査（腸内細菌検査、飲用井戸の水質検査等）	⑥
こども部	子育て支援課	7168-1034	7162-1055	子育て支援施策の企画立案、子育て支援情報提供	②
	児童センター	7145-2522	7145-5665	児童の福祉増進事業 児童センター：しこだ、豊四季台、光ケ丘、永楽台、高柳、南部、布施	P.64
	こども福祉課	7167-1595	7162-1077	家庭児童相談、母子自立支援、母子寡婦福祉資金、児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成	②
	学童保育課	7167-1294	7167-1383	こどもルームの整備、管理運営	②
	保育整備課	7157-1845	7164-0741	保育園・認定こども園・認可外保育施設の認可移行、整備	②
	保育運営課	7167-1137	7164-0741	保育園・幼稚園の企画調整、保育園の入園、私立幼稚園就園奨励費、保育ルーム扶助費、保育園等の指導、施設の管理運営	②
	保育園	－	－	乳幼児の保育・子育て支援、施設管理 保育園：桜台、若葉、あけぼの、富勢、東中新宿、豊四季、増尾、豊住、土南部、豊四季乳児、西原、豊町、富士見、酒井根、名戸ヶ谷、田中、旭町、東町、高野台、しこだ、松葉、高柳、高柳西	P.51
	こども発達センター	7128-2223	7167-8588	乳幼児の育ちと発達の相談	⑥
	キッズルーム	－	－	福祉型・医療型児童発達支援センターの運営、障がい児相談支援、保育所等訪問支援	⑥
環境部	環境政策課	7167-1695	7163-3728	地球環境保全、環境影響評価、手賀沼水質浄化、自然環境保全、環境の監視、公害に係る苦情処理	①
	放射線対策室	7168-1036	7163-3728	測定器・除染道具の貸し出し、訪問測定、地域除染等の支援	①
	廃棄物政策課	7167-1140	7163-3728	清掃事業の調整・長期構想、一般廃棄物の処理計画、一般廃棄物処理手数料、廃棄物の排出抑制・減量・資源化、資源回収運動、清掃施設の整備計画、清掃施設用地	①
	環境サービス課	7167-1139	7163-3728	ごみの分別指導、ごみ集積所、地域清掃、ぽい捨て防止、し尿の収集処理、公衆便所の維持管理、犬猫等の死体処理	①
	北部クリーンセンター	7131-7900	7131-6552	柏北部地区の可燃ごみの収集・処理、ごみ出し指導、清掃工場・最終処分場の周辺対策	P.23 P.65
	南部クリーンセンター 収集担当	7173-5111	7176-4537	柏南部地区の可燃ごみの収集・処理、ごみ出し指導	P.23
	南部クリーンセンター 管理担当	7170-7080	7170-7081	第二清掃工場の運転管理・周辺対策、第二最終処分場の管理・周辺対策	P.65
	産業廃棄物対策課	7167-1696	7163-3728	産業廃棄物の適正処理、産業廃棄物処理業者・施設の監督、不法投棄対策、土砂等の埋立	①
経済産業部	商工振興課	7167-1141	7162-0585	経済産業政策、企業等の誘致、新産業、雇用促進、勤労会館、中小企業金融支援、商工業振興、大規模小売店、観光	②
	農政課	7167-1143	7162-0585	農業・畜産・園芸振興、農業災害対策、農産物の流通対策、鳥獣	②
	公設市場	7131-2620	7131-2845	業者の業務許可、卸売・仲卸業者の指導監督、有害物品等の規制、業務検査、市場の整備計画 【住所：若葉69-1】	－
都市部	都市計画課	7167-1144	7167-7668	都市計画の調査・決定、都市景観、地区計画等、生産緑地地区、バリアフリー基本構想	④
	北部整備課	7167-1249	7167-2266	北部地域（つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅・柏たなか駅周辺）のまちづくりの推進	③
	建築指導課	7167-1145	7167-7668	建築基準法に基づく申請の受理・審査、建築物等の防災対策・耐震改修促進、建築協定	④
	開発事業調整課	7167-1350	7166-6026	開発行為、中高層・ワンルーム建築物等に係る計画等の公開、紛争解決のあっせん・調停	④
	宅地課	7167-1146	7167-7668	開発行為等に関する監督処分等、宅地造成工事の許可、開発行為の許可、宅地開発指導、地価公示	④
	住宅課	7167-1147	7163-3728	市営住宅の管理・募集、住宅政策、住宅リフォーム相談、マンション問題相談	①
	公園緑政課	7167-1148	7167-2266	都市公園の整備、緑地保全、こんぶくろ池公園、柏北部地区都市再生整備計画	③
	公園管理課	7167-1309	7167-2266	都市公園・緑地・みどりの広場等の管理、街路樹、リフレッシュプラザ柏、公園里親制度	③
	区画整理課	7167-1149	7167-2266	土地区画整理事業、土地区画整理事業区域内の建築行為の許可、南柏駅東口土地区画整理事業	③

名称			電話番号	ファクス	業務内容	庁舎
都市部	北柏駅北口土地区画整理事務所		7160-3851	7160-3850	北柏駅北口土地区画整理事業　【住所：根戸1854-8】	—
	中心市街地整備課		7167-2354	7167-2266	再開発事業、地区再生計画の推進、柏駅周辺地区の整備、特定民間再開発事業の認定	③
土木部	道路管理課		7167-1299	7160-1788	道路の財産管理、道路の占用許可、道路の境界確定、屋外広告物	③
		道路維持補修室	7167-1402	7160-1788	道路および付帯設備の維持補修、カーブミラー、路面標示	③
		道路サービス事務所	7131-6436	7131-6440	道路の緊急的な市民要望等　【住所：根戸432-4】	—
	交通政策課		7167-1219	7160-1788	総合交通計画、公共交通、沼南庁舎バス乗継場	③
	交通施設課		7167-1304	7163-3728	市営駐車場、交通安全教育、市営駐輪場の設置管理、自転車対策、迷惑駐車防止指導	①
	道路整備課		7167-1344	7160-1788	道路用地の取得、道路・橋梁の新設、拡幅、改良工事	③
	新市道路整備課		7167-2528	7160-1788	新市建設計画に係る道路・橋梁の整備計画、道路用地の取得、道路・橋梁の工事	③
	下水道経営課		7167-1409	7167-2586	下水道の経営、公共下水道事業経営委員会、流域下水道協議会、下水道使用料、受益者負担金	③
	下水道整備課		7167-1429	7167-2586	下水道・治水に関する計画・用地・工事・補償	③
	下水道維持管理課		7167-1434	7167-2586	下水道の維持管理、水洗化普及、排水設備指定工事店	③
		雨水排水対策室	7167-1404	7167-2586	雨水排水対策（初期対応）、雨水排水施設の維持管理	③
会計課			7167-1439	7167-3203	公金の収入・支払、小切手の振出し、決算の調整、物品の出納、県収入証紙の売りさばき	①
水道部	総務課		7166-3181	7167-1165	水道部職員の人事、組織、福利厚生、庁舎の管理、予算、工事契約、経理	⑦
	給水課		7166-3182	7167-1269	給水開始・廃止の受付、水道メーターの検針、水道料金・下水道使用料の収納	⑦
	配水課		7166-3183	7167-1165	建設改良工事の計画・施行、配水管の維持補修・漏水調査、濁り水の対策	⑦
	浄水課		7146-3332	7143-1276	水源施設の維持管理、取水・送配水・受水の計画、水質検査　【住所：高田1201-23】	—
議会事務局		庶務課	7167-1912	7167-0698	儀式、交際、議員の身分、報酬、議長会、議場の管理	①
		議事課	7167-1451	7167-0698	本会議、常任・特別委員会、請願・陳情、議案の調整、議会報の発行	①
選挙管理委員会事務局			7167-1092	7167-1163	選挙の管理・執行、選挙人名簿の調製・縦覧、明るい選挙の啓発　【住所：柏下73】	—
監査事務局			7167-1179	7162-0585	監査の執行、監査に必要な資料の収集	②
農業委員会事務局			7167-1549	7162-0585	農地の権利移動・転用、市街化区域内農地の転用届、農業者年金	②
教育委員会	生涯学習部	教育総務課	7191-7389	7190-0892	教育委員会議、教育委員会職員の人事・福利厚生、組織・定数管理	⑤
		生涯学習課	7191-7393	7190-0892	生涯学習推進計画、社会教育・青少年健全育成事業、社会教育・青少年健全育成団体の支援	⑤
		中央公民館	7164-1811	7163-9364	公民館事業	P.65
		沼南公民館	7192-1111	7192-1113	公民館事業	P.65
		少年補導センター	7164-7571	7164-7599	街頭補導、少年相談、有害図書の追放、少年補導関係団体の支援　【住所：柏5-8-32】	—
		文化課	7191-7403	7190-0892	芸術文化事業の実施、芸術文化活動の支援、文化財保護、市史編さん、市民ギャラリー、郷土資料展示室	⑤
		スポーツ課	7191-7399	7190-0892	スポーツ活動の普及、スポーツ関係団体の支援、スポーツ施設の維持管理	⑤
		図書館	7164-5346	7164-5905	図書・視聴覚資料等の貸出、読書相談、図書館資料の収集・整理・保存	P.65
		図書館分館	—	—	図書館分館：豊四季台、田中、西原、南部、布施、永楽台、増尾、光ケ丘、新富、高田、根戸、新田原、松葉、藤心、沼南、高柳、こども図書館	—
	学校教育部	学校教育課	7191-7367	7191-1212	就学・転入学、就学援助	⑤
		学校企画室	7191-7210	7191-1212	適正配置、通学区域、学校の安全対策	⑤
		学校財務室	7190-7004	7191-1212	小中学校の予算の執行、教材・備品等の整備および管理	⑤
		学校施設課	7191-7379	7191-1660	学校施設の維持・修繕、財産管理	⑤
		学校保健課	7191-7376	7191-1212	児童・生徒の保健衛生、就学時健康診断、学校給食の管理、指導	⑤
		学校給食センター	7192-1140	7192-1143	学校給食の調理・配送	—
		指導課	7191-7369	7191-1212	教職員の研修、教育課程、学習指導、生徒指導	⑤
		小学校（42校）	—	—	各学校の所在地・連絡先はP.66・P.67を参照	
		中学校（20校）	—	—		
		高等学校（1校）	—	—		P.57
		教育研究所	7191-7387	7191-1212	教育に関する調査・研究、就学相談、副読本、学習資料の収集・提供、教育相談	⑤
消防局	総務課		7133-0115	7133-0109	消防局職員の人事・福利厚生、消防団、消防庁舎および消防団の施設の維持管理	⑧
	企画統制課		7133-8798	7133-0109	重要施策の企画・調整、消防局の組織・定員管理・予算	⑧
	火災予防課		7133-8792	7133-0109	火災予防、防火防災組織、防火管理講習会、危険物取扱者の指導講習、火災の証明書発行、防火対象物の査察	⑧
	警防課		7133-0117	7133-4000	消防活動・訓練等の計画、消防戦術の研究、消防車両・装備の研究開発、管理、消防水利の整備、災害派遣の調整	⑧
		安全管理室	7133-8916	7133-4000	安全管理、現場指揮指導、消防活動等の研修・訓練	⑧
	情報指令課		7133-8793	7133-8795	災害通報の受付、災害の出動指令、指令管制	⑧
	救急課		7133-0118	7133-7773	救急救命士の養成等、救急搬送時の証明書発行、救急出場統計、救命講習	⑧
	消防署		—	—	消防署：西部消防署、富勢分署、大室分署、東部消防署、逆井分署、光ケ丘分署、旭町消防署、西原分署、沼南消防署、高柳分署、手賀分署	P.7 P.65

緊急時の連絡先一覧

急病

【夜間の急病】

問 夜間急病診療所（ウェルネス柏内） TEL 7163-0813（午後7時～10時）

※午後10時以降は二次病院を音声案内

【日曜・祝日・年末年始の急病】

問 在宅当番医電話案内 TEL 7163-0119（午前9時～午後5時）

【日曜・祝日・お盆・年末年始の歯痛】

問 休日急患歯科診療所 TEL 7164-8114

（午前9時45分～正午※年末年始は午後1時30分～4時も受け付け）

【看護師や小児科医への相談】

問 相談電話 TEL #8000（ダイヤル回線の場合TEL 043-242-9939。午後7時～午後10時）

火災・救急

【電話で119番通報する】

問 指令センター TEL 119

【FAX・インターネットで119番通報する】

聴覚・発語等に障がいのあるかたが火事や急病などのときに、119番通報をする方法です。FAX番号は局番なしの119番です※緊急時に備え、氏名や住所などを記入した用紙を用意しておきましょう。インターネットの119番通報システムは、事前に登録をされたかたに限りご利用できます。

市内の消防署一覧はP.7を参照してください。

事件・事故

【電話で110番する】

問 警察 TEL 110

※市内警察・交番については、P.66を参照してください

水道

【宅地内の漏水】

問 柏市管工事協同組合修理センター TEL 7146-9900（修理相談は24時間受付）

【路上の漏水】

問 配水課 TEL 7166-3184（平日の午前8時30分～午後5時15分） FAX 7167-1165

※上記の時間外は TEL 7166-2191へ

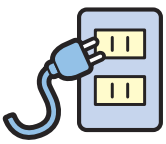

電気

【停電・電力需給の見通し等の電気に関わる用件】

問 東京電力千葉カスタマーセンター TEL 0120-99-5556・047-729-1716

ガス

【ガスもれ専用電話】

問 京葉ガスコールセンター TEL 047-361-0211

京和ガス（※）TEL 7155-1505

※伊勢原・西柏台・西原・みどり台地域が対象

各種手続

届出・証明(戸籍)

戸籍の届け出

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036　または沼南支所、各出張所および柏駅前行政サービスセンター

市民課、沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターで受け付けています。

■届け出の種類と方法

※婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届については、届け出の際に運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)等による本人確認を行います

	届出期間	届出人	添付書類・用意する物	注　意
出生届	生まれた日から14日以内	父または母、同居者、お産に立ち会った医師、助産師、その他立会者の順	●届　書…1通(届書についている出生証明書に医師などの証明を受けてください) ●母子健康手帳 ●届出人の印鑑 ●国民健康保険被保険者証(父親または母親が加入している場合)	●命名は常用漢字、人名用漢字の範囲内で決めてください
婚姻届	届け出た日から法律上の効力が発生	夫および妻	●届　書…1通(証人2名が必要) ●戸籍謄本…夫・妻各1通(本籍地が柏市のかたは不要) ●届出人の印鑑(夫・妻のもの) ●国民健康保険被保険者証(柏市の保険に加入している場合)	●20歳未満のかたは、父母の同意が必要です ●土・日曜日、祝日に届け出るときは、事前に市民課または沼南支所・各出張所・柏駅前行政サービスセンターで書類の審査を受けていただくことをお勧めします
離婚届	●協議離婚は届け出た日から法律上の効力が発生 ●調停または裁判離婚は成立または確定した日から10日以内	夫および妻、調停・裁判等は申し立て人	●届　書…1通(協議離婚の場合は、証人2名が必要) ●戸籍謄本…1通(夫婦の本籍地が柏市の場合は不要) ●裁判による離婚の場合 調停の場合は調停調書 審判または判決の場合は、その謄本および確定証明書 ●届出人の印鑑 ●国民健康保険被保険者証(柏市の保険に加入している場合)	●婚姻中の氏を離婚後も希望する場合は「離婚の際に称していた氏を称する届」も必要となります ●子が離婚後の父または母の戸籍に入籍する場合は、後日家庭裁判所の許可を得て「入籍届」を出してください
転籍届	届け出た日から法律上の効力が発生	筆頭者およびその配偶者(一方の場合もあり)	●届　書…1通 ●戸籍謄本…1通(柏市内で本籍を移動する場合は不要) ●届出人の印鑑	●新しい本籍の表示は地番、街区符号のいずれかで表示することになります
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族、同居していない親族、同居人、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、後見人の順	●届　書…1通(届書についている死亡診断書に医師などの証明が必要) ●届出人の印鑑 ●後見人が届出する場合は、登記記載事項証明等	●死亡届が提出されると、「火葬許可証」が交付されますので火葬の場所、日時、出棺場所が分かるようにしてください

戸籍や除籍の謄本・抄本

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー

柏市に本籍のあるかた、以前柏市に本籍があったかたは、戸籍または除籍の謄本・抄本の交付を市民課または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナーで受けることができます。郵便申請についてはP.17をご覧ください。

【申請人】

①戸籍に記載されているかたまたはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属

②自己の権利行使や義務履行に必要な場合など、正当な理由のあるかた

【用意する物】

①運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）等、本人であることを証明する書類
※申請の際に本人確認を行います

②代理人の場合には、さらに依頼人が作成した委任状が必要となります

■戸籍等主な証明書と手数料

証明書の種類	内　容	手数料（1通）
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	戸籍に記載された事項の全部を写したもの	450円
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	戸籍に記載された事項の必要部分を写したもの	450円
除籍全部事項証明書（除籍謄本）【改製原を含む】	除籍された戸籍に記載された事項を全部写したもの	750円
除籍個人事項証明書（除籍抄本）【改製原を含む】	除籍された戸籍に記載された事項の必要部分を写したもの	750円
身分証明書	破産宣告等を受けてないことの証明	300円
戸籍の附票	住所の異動過程の証明	300円

ウイングホール柏斎場

▶ウイングホール柏斎場
TEL 7131-6649　FAX 7132-4567

【所　在　地】布施281-1

【交　　通】柏駅西口または北柏駅北口または柏たなか駅から、市立柏病院経由の柏たなか駅行き・東急柏ビレジ行き・柏市立高校行き・柏駅西口行きバスで「前原」下車、徒歩15分

【予約について】

電話により24時間、予約を行うことができます。

※午前3時～午前4時までメンテナンスのため受け付けを停止します

■火葬受付時間

火葬受付時間	午前9時	午前11時	午後1時	午後3時

■式場（貸出施設等）

葬儀式場	大式場（最大120席）・小式場（最大70席） ※両式場ともイス席 貸出時間は午後3時～翌日の午後2時30分
祭壇	大・小両式場に祭壇を設置（外への持ち出しは不可） 祭壇は仏式・神式・正宗・キリスト教に対応
式場控室	イス席で、大式場は50席、小式場は40席 通夜振るまい、火葬時の待合室として使用可
遺族控室	葬家・親族等の控室で、大・小両式場とも和室の8畳 通夜時の仮泊可（風呂・寝具類の用意なし） 寝具はウイングホール売店（TEL 7131-6940）にて対応可
霊柩自動車	通夜日の自宅（遺体安置所）からウイングホール柏斎場へのご遺体搬送に使用可
霊安室	ご遺体の安置（ただし、いったんお預かりした後は通夜までご遺体との対面は不可）
骨つぼ	ウイングホール柏斎場にて骨つぼの販売あり
その他	僧侶控室、湯沸室、更衣室、コインロッカー等の利用可

■使用料

火葬許可証に記載された申請者または亡くなられたかたの住所が基準となります

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
火　葬	15歳以上	3,700円	82,500円
	15歳未満	1,800円	66,000円

※その他死産料金あり

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
待合室	2室目から	1,500円	3,000円

※待合室1室目は無料です

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
式　場	大式場	92,500円	154,200円
	小式場	61,700円	92,500円
	祭壇	15,400円	30,800円

※使用は午後3時から翌日の午後2時30分までです

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
霊柩自動車	宮型・洋型	9,200円	14,300円

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
霊安室	午前0時から午後12時までの間	8,200円	16,400円

（住民登録）

住所変更の届け出

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036　または沼南支所、各出張所および柏駅前行政サービスセンター

住所の異動に伴う届け出は、次の表の要領で、本人または同一世帯のかたが市民課または沼南支所、各出張所および柏駅前行政サービスセンターで、期間内に手続きをしてください。

※届け出の際に本人確認を行います。外国人住民のかたは、P.15の「外国人住民のかた」もご覧ください

区　分	届け出の種類	届出期間	添付書類・用意する物	注意事項
他の市区町村から市内に引っ越してきたとき	転入届 特例転入届（住民基本台帳カードの交付を受けているかた）	引っ越した日から14日以内	●転出証明書（前住所地の市区町村発行のもの） ※特例転入のかたは不要 ●介護保険受給資格証明書 （介護認定を受けているかた） ●後期高齢者医療負担区分等証明書 （転入するかたが後期高齢者医療保険加入者の場合） ●国民年金手帳 （転入するかたが国民年金加入者の場合） ●住民基本台帳カード（交付を受けているかた）	●住居表示を実施している地域に建物を新築・改築した場合は市民課に建物新築届を出し、住所の付定を受けてください（建築確認済証等の持参を）。このとき付定された番号が建物の住所となります ●特例転入届の際は、前住所地等で交付された住民基本台帳カードを持参し暗証番号の入力が必要です。なお、各出張所では手続きできません
市内から他の市区町村に引っ越すとき	転出届 特例転出届（住民基本台帳カードの交付を受けているかた）	引っ越し間近の日	●介護保険被保険者証 （転出するかたが被保険者の場合） ●印鑑登録証 （転出するかたが印鑑登録している場合） ●国民年金手帳 （転出するかたが国民年金加入者の場合） ●国民健康保険被保険者証 （転出するかたが国民健康保険加入者の場合） ●後期高齢者医療被保険者証 （転出するかたが後期高齢者医療保険加入者の場合）	●新しい住所の表示を確認し、市内から引っ越し間近の日に手続きをしてください ●特例転出届を郵送するときは、市民課へお送りください
市内で住所を変えたとき	転居届	引っ越した日から14日以内	●介護保険被保険者証 （転居するかたが被保険者の場合） ●国民年金手帳 （転居するかたが国民年金加入者の場合） ●国民健康保険被保険者証 （転居するかたが国民健康保険加入者の場合） ●後期高齢者医療被保険者証 （転居するかたが後期高齢者医療保険加入者の場合） ●住民基本台帳カード（交付を受けているかた）	●電気・ガス・水道・電話などの手続きも忘れずに
世帯主や家族が変わったとき	世帯変更届	変わった日から14日以内	●国民健康保険被保険者証 （変わった世帯が国民健康保険に加入している場合）	●世帯主の要件は、その世帯の生計を維持できるかたです

住民票の写し等の証明書

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナー

柏市に住民登録のあるかた、以前柏市に住民登録があったかたは、住民票の写し等の証明書の交付を受けることができます。郵便申請についてはP.17をご覧ください。

【申請人】

①本人または同一世帯のかた

②自己の権利行使や義務履行に必要な場合など、正当な理由のあるかた

【用意する物】

①運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）等、申請者であることを証明する書類

②代理人の場合には、さらに依頼人が作成した委任状

■住民票の写し等主な証明書と手数料

証明書の種類	内　容	手数料（1通）
住民票の写し	続柄と本籍は省略できます	300円
住民票記載事項証明	住所、氏名、生年月日の証明	300円
不在証明	市内に住所と戸籍がないことの証明	300円

住民基本台帳カード

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
　または沼南支所

住民基本台帳カードは、希望するかたに交付します。写真付きと写真無しのカードがあり、写真付きのカードは身分証明書として利用できます。

■住民基本台帳カードの交付を受けるには

本人が申請する場合、運転免許証など官公署が発行した写真付きの身分証明書ともう1点、保険証・年金手帳等があれば即日交付できます。

上記の証明書がない場合、即日交付できません。本人確認のため照会書を郵送します。

※任意代理人、法定代理人が申請する場合は、手続き方法が異なります

【手数料】

500円

【65歳以上で運転免許証を自主返納したかた】

警察署または運転免許証センターで交付された「運転免許証の取消通知書」、取り消された運転免許証または官公署発行の顔写真付身分証明書、顔写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm、正面、無帽、無背景、6カ月以内に撮影したもの）を持参していただくと住民基本台帳カードを無料で交付します。

公的個人認証サービス

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
　または沼南支所

公的個人認証サービスは、電子証明書を発行することにより電子署名の利用環境を提供するものです。電子証明書の発行は、情報を記録するための住民基本台帳カードが必要となります。本人が申請する場合は、本人確認書類として官公署が発行した写真付きの身分証明書（運転免許証等）などが必要です。住所変更がされていない身分証明書では即日交付が出来ません。住民基本台帳カードを持っていないかたは、カードの発行から申請することになります。なお、サービスの利用には、公的個人認証サービスに対応したICカードリーダーライターが必要です。

【手数料】

500円

（外国人住民のかた）

入国した場合

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036

出入国港で在留カードが交付されたかた、もしくは旅券に「在留カード後日交付」の記載がなされたかたは、住居地を定めてから14日以内に在留カード（後日交付の場合は旅券）を持参の上、市民課へ転入届を提出してください。世帯主との続柄が分かる公的な文書を持参していただく場合があります。

出生した場合

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036

出生届が提出されると、住居地で「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合は、出生から30日以内に地方入国管理局で在留資格の取得を申請する必要があります。

住居地を変更した場合

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036

転出する市区町村に転出届を提出して転出証明書の交付を受けた後、転入先の市区町村に転出証明書と在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍のかた全員分が必要）を持参し、転入届を提出してください。世帯主との続柄が分かる公的な文書を持参していただく場合があります。

1年以上もしくは期間未定で国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として市区町村に転出届を提出してください。

受付窓口は、市民課および沼南支所窓口サービス課です。

特別永住者証明書について

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036

【申請期限】

特別永住者証明書の有効期間満了日の2カ月前から有効期間満了日までに市民課で有効期間の更新申請をしてください。

【16歳未満のかた】

16歳の誕生日の6カ月前から16歳の誕生日までに市民課で有効期間の更新申請をしてください。

【用意するもの】

特別永住者証明書、パスポート（あるかただけ）、写真1枚（縦4.0cm×横3.0cm）

（印鑑登録証明）

印鑑登録証明書とは

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナー

印鑑登録証明書は、公正証書の作成、不動産の登記、金銭貸借の保証などに使われる重要なものです。印鑑登録証明書は、あらかじめ印鑑登録をした後に発行されるものです。登録がないと、すぐに証明が受けられない場合があります。余裕を持って市民課または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナーで手続きをしてください。

印鑑登録するとき

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナー

【登録できるかた】
柏市に住民登録をしているかた。1人1個に限り登録できます

【登録できないかた】
15歳未満のかた、成年被後見人のかた

【登録できない印鑑】
- 同一世帯のほかのかたが登録しているもの
- ゴム印や、材質・形状が変わりやすいもの
- 破損、摩滅しているもの（輪郭全体の3分の1以上）
- 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの。または、1辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- 氏名以外の事項を併せて表しているもの

【手数料】
300円

■印鑑登録で用意する物

申請人	添付書類・用意する物
本人	○登録しようとする印鑑 ○本人であることを証明するもので、次のいずれかが必要 ・運転免許証やパスポート、住民基本台帳カード（写真付）など、写真を貼った官公署発行の資格証明書等 ・会社、その他法人の発行で、写真が貼ってあり、写真と台紙との間に割印などがされていて、発行者または代表者の押印があり、氏名が記載されている身分証明書 ・市内に印鑑登録しているかたによって本人であることを立証する保証書（指定用紙は市民課・支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナーの窓口にあります） ○本人であることを証明するものがない場合 ・本人が登録する印鑑を持って申請してください。申請を受けた後、照会書（回答書）を郵送しますので、自署・押印の上、その回答書と登録印を持参してください。なお、登録の際に健康保険証等で本人確認をさせていただきますので、併せて持参してください
代理人	○登録しようとする印鑑と委任状 ・申請を受けた後に本人の意思を確認するため、照会書（回答書）を登録者あてに郵送しますので、自署・押印の上、回答書と登録印を持参してください。なお、登録の際に健康保険証等で本人確認をさせていただきますので、併せて持参してください ・回答書の提出も代理人に依頼する場合は、委任状、登録印と、郵送された回答書に自筆・押印したものを代理人のかたに持参させてください ・代理人による申請の場合、即日の印鑑登録はできません。なお、印鑑登録証明書の交付までに約1週間掛かります ・代理人による申請の場合、代理人の本人確認をするため代理人の運転免許証、パスポート等の証明書を持参してください

印鑑登録証

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナー

印鑑が登録されると、登録された証書として「印鑑登録証」（カード）を交付します。この登録証は、印鑑登録証明書を受けるときに必要となります。

【紛失した場合】
市民課または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナーの窓口に届け出てください。登録された印鑑（実印）は効力を失い、印鑑登録証明書は交付されません。代理人の場合は、登録者本人が作成した委任状と代理人の本人確認をするための証明書が必要です

【引き換えをする場合】
紙製のカードまたは旧沼南町のカードを、新プラスチックカードに引き換えることができます。また、希望により証明書自動交付機の利用も可能となります（P.17「証明書自動交付機の利用登録手続き」参照）

◎用意するもの
- 本　人＝旧印鑑登録証と免許証等の身分証明書
- 代理人＝旧印鑑登録証、代理人の身分証明書および委任状

印鑑登録証明書を受けるとき

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナー

【申し込み】
印鑑登録証を持って、市民課または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナーで手続きしてください。代理人が申請する場合も印鑑登録証が必要です。委任状と実印は不要です。本人確認のため、運転免許証や保険証などの身分証明書を持参してください

【注意】
印鑑登録証をお持ちでない場合は、たとえ本人であっても印鑑登録証明書の交付は受けられません

【手数料】
300円

印鑑登録の廃止届

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナー

【届け出】
本人が印鑑登録証を持参してください。代理人の場合は、このほかに登録者本人が作成した委任状と代理人の本人確認をするための証明書が必要です

（証明書自動交付機）

証明書自動交付機とは

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または柏駅前行政サービスセンター

銀行等のATM（現金自動預払機）と同じように、カードを入れて暗証番号を入力することで証明書の交付申請を行うことができる機械です。
証明書自動交付機のご利用には、「印鑑登録証（かしわ市民カード）」「かしわ市民カード」「住民基本台帳カード」のいずれかのカードが必要です。また、いずれのカードでも暗証番号の登録がされていないと手続きはできません。
※戸籍利用登録は本籍が柏市にあるかただけです

証明書自動交付機の設置場所と利用時間

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または柏駅前行政サービスセンター

場所	①市役所本庁舎1階ロビー内 ②柏駅前行政サービスセンター	
証明書の種類	住民票・ 印鑑登録証明書	戸籍
利用時間	午前8時30分 ～午後9時	午前8時30分 ～午後5時15分
利用できない日	年末年始 （12月29日～1月3日）	土・日曜日・祝日・ 年末年始 （12月29日～1月3日）
	施設・機器の点検整備日	
取得できる証明書	①住民票の写し（個人・世帯全員のもの） 1通300円 ②印鑑登録証明書 1通300円 ③戸籍謄本・抄本 1通450円 （※戸籍利用登録は本籍が柏市にあるかただけ）	

証明書自動交付機の利用登録手続き（無料）

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
または沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナー

利用登録できる人	印鑑登録証、かしわ市民カード、住民基本台帳カードを所有している本人だけが手続き可能です ※委任状があっても、本人以外の人は手続きできません
申請場所	市民課、沼南支所窓口サービス課、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナーで手続きができます ※住民基本台帳カードに利用登録をする場合は、市民課、沼南支所窓口サービス課で手続きが必要です
手続きの際に必要なもの	①暗証番号を登録するカード ②本人確認のできる身分証明書（免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど、官公署が発行した顔写真の付いた有効期限内の身分証明書） ※①②がある場合はその場で暗証番号の登録手続きが完了します ※②がない場合は、申請後に自宅に照会回答文書を郵送します。文書が届いたら必要事項を記入の上、照会回答文書と申請者本人の確認できる証明書（保険証・年金手帳・社員証など）を持参してください

（届出・証明にかかわるサービスと施設）

市民課以外の窓口業務の取り扱い場所として、沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターおよび柏の葉サービスコーナー（P.7参照）があります。また、住民票の写し、戸籍謄本・抄本等の申請は郵便で行うこともできますので、ご利用ください。

郵便申請

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036

【申し込み】
用紙に必要事項を記入し、手数料分の定額小為替と、返信用封筒に切手を貼ったものおよび運転免許証・住民基本台帳カード（写真付）など本人であることを証明する書類の写しを同封の上、市民課へ郵送してください。郵便で申請された証明書の送付先は、住民記録されている住所だけとなります

【申請できる証明】
住民票の写し、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本など
※印鑑登録証明書は申請できません

【その他】
申請書の様式は、市のホームページからも入手できます

共同発行

▶市民課　TEL 7167-1128　FAX 7160-1036
　または柏駅前行政サービスセンター

柏・流山・我孫子の各市に住所のあるかたは、いずれかの市役所（市民課）または柏駅前行政サービスセンター、流山おおたかの森出張所で住民票の写し等の証明書を交付できます。

【利用時間】

月～金曜日　午前８時30分～午後５時

【申請できるかた】

住民票の写し＝本人または本人と同一世帯のかた
印鑑登録証明書＝本人または本人と同一世帯のかた
戸籍等＝３市のいずれかに戸籍・除籍等があるかたと同一戸籍に記載されているかた

【用意する物】

運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード（写真付）・印鑑登録証（印鑑登録証明書の申請だけ）等、本人であることを証明する書類

【申請できる証明】

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、改製原戸籍謄本・抄本、身分証明書、印鑑登録証明書

税証明書の発行

▶市民税課　TEL 7168-1612　FAX 7167-3203
▶資産税課　TEL 7167-1125　FAX 7167-3203

区分	手数料	発行窓口
●納税証明書 ●課税証明書 ●所得証明書 ●非課税証明書	１通　300円	市民税課 沼南支所 各出張所 柏駅前行政サービスセンター
●軽自動車継続検査（車検）用納税証明書（＊）	無料	
●固定資産課税台帳記載事項証明書 ●固定資産評価証明書 ●固定資産公課証明書 ●固定資産登載証明書	１通　300円 （１通には５物件まで記載）	
●資産証明書	１通　300円	
●法人市民税関係受付 ●事業所税関係受付	―	市民税課
●営業証明書（＊）	１通　300円	市民税課 沼南支所 ※住宅用家屋証明書の発行は沼南支所では対応していません
●法人用住所証明書（＊） ●バイク等の登録・廃車（125cc以下のもの）	無料	
●固定資産名寄帳証明書	５物件単位で300円（注）	
●住宅用家屋証明書	１通　1,300円	
●固定資産課税台帳の閲覧	５物件単位で300円（注）	資産税課 沼南支所

※申請の際には、身分証明書（★）の提示と手数料が必要となります
★運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・宅地建物取引主任者証・身体障害者手帳・健康保険証・介護保険証・各種年金証書等
※代理人が申請する際には、委任状が必要となります（＊印を除く）
（注）１～５物件の場合は300円、６～10物件の場合は600円と５物件ごとに300円加算した金額となります
（例：11物件の場合は900円となります）

国民健康保険

保険に加入する必要があるかた

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103

国民健康保険には、職場などの健康保険や共済組合の加入者とその家族、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている世帯を除いたすべてのかたが加入する必要があります。

こんなときは届け出を

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103

次のような場合、世帯主は14日以内に必ず保険年金課または沼南支所、各出張所もしくは柏駅前行政サービスセンターまで届け出てください。

	こんなとき	用意するもの
加入する	他市区町村から転入してきた	住民異動届の写し・身分証明書（注）
	他の健康保険をやめた	健保の資格喪失証明書・身分証明書（注）
	子どもが生まれた	被保険者証・世帯主名義の口座が分かるもの・出産費用の領収明細書・直接支払制度に関する合意文書
	生活保護を受けなくなった	生活保護廃止証明書・身分証明書（注）
やめる	他市区町村へ転出する	被保険者証
	他の健康保険に入った	全員分の職場の被保険者証・国保の被保険者証
	死亡した	葬儀費用の領収書または会葬礼状（亡くなったかたと施主または喪主の氏名の記載があるもの）・施主または喪主名義の口座が分かるもの・被保険者証
	生活保護を受けるようになった	被保険者証・生活保護開始証明書
その他	住所・世帯主・氏名・続柄などが変わった	被保険者証・住民異動届の写し・身分証明書（注）
	退職者医療制度に該当した	被保険者証・年金証書・身分証明書（注）
	修学等のため市外で居住する	被保険者証・転出先の住民票・在学証明書・身分証明書（注）
	被保険者証をなくした	身分証明書（注）
	他市町村の介護保険施設、病院等へ入所する	被保険者証・転出先の住民票・入所証明書・身分証明書（注）

（注）公的機関発行の顔写真付きの身分証明書
※身分証明書がない場合は、住民票の住所へ世帯主宛に簡易書留で郵送となります
※国民健康保険加入者で新たに70歳になったかたには、誕生月の翌月から適用（ただし、１日生まれのかたは誕生月より適用）となる高齢受給者証を兼ねた国民健康被保険者証を郵送します
※世帯が別の代理のかたが申請される場合は、本人の自筆の委任状を持参してください

保険料の計算の仕方

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103

【合算して算出】

医療分および後期高齢者支援金分の保険料は所得割額（加入者の前年の所得（1～3月加入の場合は前々年、以下介護分も同じ）をもとに算出するもの）＋被保険者均等割額（加入者1人当たりに掛かるもの）＋世帯別平等割額（世帯当たりに掛かるもの）を合算して算出されます。なお、40～64歳の国保加入者は、介護分の保険料（所得割額＋被保険者均等割額）が合算されます

【使われ方】

加入者が病気やけがをしたときの医療費や子どもが生まれたときの出産育児一時金、加入者が亡くなったときの葬祭費、保健事業費などに使われます

保険料の納付方法

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103

【口座振替の場合】

市役所保険年金課窓口または金融機関でお申し込みください。なお、金融機関でお申し込みの場合は、預・貯金通帳、届出印・保険料納入通知書を持って、市内指定・収納代理の金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局でお申し込みください。また、市役所保険年金課窓口でキャッシュカードによる口座振替の申し込み（ペイジー口座振替受付サービス）が可能になりました。申し込みには指定の金融機関のキャッシュカード（手続者本人のもの）と身分証明書が必要です

申込場所	市役所保険年金課窓口	金融機関
申込方法	キャッシュカード	口座振替依頼書
用意するもの	振替口座のキャッシュカード（手続者本人のキャッシュカードのみ使用可能）・身分証明書	国民健康保険料納入通知書または保険証、預・貯金通帳、通帳の届出印
振替開始時期	申込日の翌月末の納期から	申込日の約2カ月後以降の納期から
取扱金融機関	千葉銀行・千葉興業銀行 京葉銀行・みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 東京ベイ信用金庫 ゆうちょ銀行・郵便局	千葉銀行・千葉興業銀行 京葉銀行・みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 常陽銀行・筑波銀行 東日本銀行 東京スター銀行 三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行 水戸信用金庫 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 銚子商工信用組合 中央労働金庫 ちば東葛農業協同組合 市川市農業協同組合 東葛ふたば農業協同組合 ゆうちょ銀行・郵便局
注意事項	普通預金口座のキャッシュカードが使用できます。生体認証だけのキャッシュカードは使用できません	市内の金融機関には口座振替依頼書を備えてあります。市外で申し込み希望のかたには郵送もします

【納付書で納める場合】

市内の金融機関・市役所・沼南支所・各出張所・柏駅前行政サービスセンター・ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストアでお支払いください

※ただし、コンビニエンスストアでのお支払いはバーコード付きの納付期限が過ぎていない納付書で、納付書1枚当たりの金額が30万円以下

【特別徴収（年金からのお支払い）の場合】

加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料は原則世帯主の年金から天引きされますが、申し出により口座振替による納付方法を選択できます

退職者医療制度

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103

【対象】次のすべての要件を満たすかた

①国民健康保険に加入している

②被用者年金の老齢（退職）年金の受給権が発生している

③被用者年金の加入期間が240月（20年）以上か40歳以後120月（10年）以上である

④65歳未満である

【必要書類】

●厚生年金保険、共済組合などに20年以上加入しているかた
＝「受給権発生年月」「加入月数」が明記してある年金証書（企業の「基金の年金証明書」ではありません）と被保険者証

●年金の加入期間が20年未満のかた
＝40歳以後の加入期間が明記してある書類（加入年金機関への申請により交付）、年金証書と被保険者証

保険給付の種類

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103

国民健康保険加入者が受けられる各種給付は、次の表のとおりです。通常、病気・けが・歯痛になったとき、被保険者証を提示し医療機関にかかると、それぞれの区分に応じた自己負担割合で保険診療が受けられます。

【高額療養費の支給】

ひと月（1日～末日）の医療費の自己負担分が別表の限度額を超えたとき、超えた額が申請により後から高額療養費として支給される制度です。該当者には、申請書（※）を送付します

【70歳未満のかたの場合】

入院や高額な外来・調剤を受ける場合には、認定証を提示すると、月ごとの窓口での支払いが別表の限度額までとなります。認定証の交付については、保険年金課に申請してください。なお、認定証の提示がない場合、限度額を超える自己負担が生じます。超えた分は送付される申請書（※）を提出すると、高額療養費として支給されます

※審査機関を経ますので、少なくとも医療を受けた月から3カ月以降の発送となります。なお、支給金額はこの審査機関で決定されます

【認定証は】

所得により3区分あります。一般および上位所得者には、「限度額適用認定証」が、市民税非課税世帯には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます（保険料未納世帯を除く）

■別表（平成27年1月診療以降は区分および金額が変わります）

区分（入院時の持ち物）	3回目までの限度額	4回目以降（注4）の限度額
上位所得者世帯（注1）限度額適用認定証＋被保険者証	150,000円＋（実際の医療費（注3）－500,000円）×1%	83,400円
一般限度額適用認定証＋被保険者証	80,100円＋（実際の医療費（注3）－267,000円）×1%	44,400円
市民税非課税世帯（注2）限度額適用・標準負担額減額認定証＋被保険者証	35,400円	24,600円

注1：上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯です。また、市民税が未申告のかたあるいは転入に伴い柏市の国民健康保険に加入されたかた等、市民税の状況が不明のかたがいる世帯も、上位所得者扱いとなる場合があります
注2：市民税非課税世帯とは、世帯主（他保険加入の場合を含む）および国民健康保険加入者全員が市民税を課税されていない世帯です
注3：実際の医療費とは、保険診療に掛かる費用の総額（10割分）です
注4：過去12カ月間に、おなじ世帯での支給が4回以上あった場合

【制限される場合】
加入者の犯罪行為や故意のけが、けんかや泥酔による病気やけが

【交通事故にあった場合】
交通事故など第三者の行為による傷病でも保険診療は受けられます。後ほど保険者負担分を加害者に請求しますので、必ず「第三者の行為による傷病届」を保険年金課に提出してください。加害者から治療費を受け取っている場合には、国民健康保険による診療はできません

■その他の給付一覧

	こんなとき	受けられる給付	用意する物
療養費	医師が必要と認めたはり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた	審査決定された額の支給	診療報酬明細書の写し、医師の同意書、領収書、被保険者証、世帯主名義の預・貯金通帳
	やむを得ない事情で被保険者証を使わずに医師にかかった		診療報酬明細書の写し、医師の同意書、領収書、被保険者証、世帯主名義の預・貯金通帳
	医師の指示によりコルセットなどを作った		医師の証明書、領収書、明細書、被保険者証、世帯主名義の預・貯金通帳
海外療養費	海外渡航中に医者にかかったときに国内と同様の給付を受ける（臓器移植等は対象外）	審査決定された額の支給	①被保険者証 ②診療の内容が分かる医師の診療内容明細書（様式あり） ③領収書 ④領収明細書 ⑤世帯主名義の預・貯金通帳 ⑥渡航者のパスポート ※②・④が外国語で作成されているときは翻訳者の住所・氏名が記載された日本語の翻訳文が必要となります
移送費	医師の指示により重病人を移送用の自動車等で入院、転院などさせた	審査決定された額の支給	被保険者証、医師の意見書、移送経路（移送方法および移送年月日）、移送に要した費用の領収書、世帯主名義の預・貯金通帳
出産育児一時金	加入者が出産した	世帯主に420,000円が支給（注）	①被保険者証 ②出産費用の領収明細書 ③直接支払制度に関する合意文書 ④世帯主名義の預・貯金通帳 ※海外出産の場合は、②・③不要。ただし、出産の事実が確認できる医師等の証明書とその翻訳したものおよび出産者のパスポートが必要となります
葬祭費	加入者が亡くなった	葬祭を行った人に50,000円が支給	被保険者証、施主の認印、施主名義の預・貯金通帳、施主を証する書類（会葬礼状、葬儀費用の領収書等）

注：妊娠満12週以上であれば、早産・流産・死産の区別なく出産育児一時金が支給されます（医師の証明が必要）

保健事業利用券の交付

▶保険年金課　TEL 7164-4455　FAX 7164-1263

【対象】

柏市国民健康保険に加入している18歳以上のかた（保険料未納世帯を除く）

【交付の内容】

市の指定した施設で「はり等施術事業」、「お口のクリーニング事業」、「18歳から39歳の健診事業」を受ける場合、料金の一部を助成する利用券を1人8枚（1枚につき1,000円の助成）交付しています

【手続き】

被保険者証を持参の上、保険年金課、沼南支所、各出張所または柏駅前行政サービスセンターで申請してください。後日、利用券を郵送します

【はり等施術事業】

はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧。1回につき利用券を1枚使用。自己負担額は各施設により異なります。利用は1日1回まで。保険適用となる場合は助成対象になりません

【お口のクリーニング事業】

茶渋やタバコのヤニによる着色、義歯などの汚れの除去、歯磨き指導等。費用4,000円に対し、1～4枚使用可。差額は自己負担。同日に保険による診察を受けることはできません

【18歳から39歳の健診事業】

生活習慣病の予防を目的とした血液検査・尿検査等。費用8,880円（予定）に対し、1～8枚使用可。差額は自己負担。受診期間は6月から翌年1月まで。受診券が必要です。利用券を受け取った後に電話で申し込みを

高額医療・高額介護合算療養費制度

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間で合算し、別表の限度額を超えた場合に支給される高額医療・高額介護合算療養費制度があります。

■合算した場合の限度額（年額〈毎年8月～翌年7月〉）

所得区分	70歳未満の人
上位所得者	126万円
一般	67万円
市民税非課税世帯	34万円

国民年金

国民年金に加入する人

▶保険年金課　TEL 7167-1130　FAX 7167-8103

【必ず加入する人（強制加入者）】

下記の種類に区分されています

区　分	対　象
第1号被保険者	日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のかたで、自営業や農業などのかたとその配偶者、学生、アルバイトのかたなど
第2号被保険者	会社員や公務員などで、厚生年金や共済組合に加入している65歳未満のかた
第3号被保険者	厚生年金や共済組合の加入者（第2号被保険者）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

【希望で加入する人（任意加入者）】

①国内に住所がある60歳以上65歳未満のかた

②海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

※昭和40年4月1日以前生まれのかたで、65歳に達しても受給資格を確保できないかたは70歳まで加入できます

※第2・3号被保険者は任意加入者になれません

■国民年金（第1号被保険者）の加入・脱退などの主な手続きと必要書類

届け出内容	必要書類
海外へ転出する場合	年金手帳・住民異動届の写し
海外から転入する場合	年金手帳・住民異動届の写し
会社を退職した場合	年金手帳・退職年月日の分かるもの
配偶者が退職した場合	年金手帳・配偶者の退職年月日の分かるもの
配偶者の扶養から外れた場合	年金手帳・扶養から外れた年月日の分かるもの
共済組合に加入した場合	年金手帳・共済組合の保険証

※厚生年金に加入した場合は手続き不要です

※手続きは沼南支所・各出張所でも可能です

※第3号被保険者に該当した場合、第3号被保険者の配偶者が会社を変わった場合には配偶者の勤務先で手続きしてください

※上記以外にも届け出が必要な場合があります

保険料の納め方

▶保険年金課　TEL 7167-1130　FAX 7167-8103

【保険料の種類】

①定額保険料

②付加保険料

1カ月400円を定額保険料に上乗せして納めることで、受給する年金額が増えます

※国民年金基金に加入しているかた、第1号被保険者以外のかたは付加保険料を納めることはできません

【60歳まで】
国民年金の保険料は、60歳の誕生日の前月（1日生まれのかたは前々月）まで納めてください
【納付方法】
納付書を利用して金融機関やコンビニエンスストアで納める方法、金融機関の口座振替やクレジットカードで納める方法などがあります
【前納割り引き】
保険料は前納による割り引きがあります。前納には、1カ月前納・6カ月前納・1年前納・2年前納があります。ただし、1カ月前納と2年前納は口座振替の場合のみ可能です。また納付書の場合、ご希望の月から当該年度末（翌年3月）分までの前納も可能です
【保険料の免除】
保険料の納付が困難な場合は、免除（全額・4分の3・半額・4分の1）、学生納付特例、若年者納付猶予の制度があります

国民年金を受け取るには

▶保険年金課　TEL 7167-1130　FAX 7167-8103
【届け出】
国民年金の加入者が、受け取る要件を満たすようになったときは、忘れずに保険年金課で手続きをしてください。なお、厚生年金、共済年金、国民年金の第3号被保険者期間が含まれているかたの手続きは松戸年金事務所または街角の年金相談センター柏になります。要件が満たされてから5年（死亡一時金は死亡日から2年で時効）を経過しても手続きをしないと、その間の年金は受け取れません
※住所・氏名が変わった場合や、支払いを受ける金融機関を変更する場合は手続きが必要です
【必要書類】
国民年金（第1号被保険者）だけのかたは保険年金課へ、厚生年金等を含むかたは松戸年金事務所（TEL 047-345-5517）へお問い合わせください

特別障害給付金

▶保険年金課　TEL 7167-1130　FAX 7167-8103
国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障がい者のかたに、特別障害給付金が支給されます。
【対象となるかたは】
①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金の加入者）の配偶者
上記①②のかたで、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいに該当するかた
【支給の制限】
①本人の所得によって支給額が制限される場合があります
②老齢年金、遺族年金等を受給している場合は支給額が調整されます
【支給の開始】
請求のあった月の翌月分から支給されます

国民年金の種類と受給要件

▶保険年金課　TEL 7167-1130　FAX 7167-8103

年金の種類	受け取るための要件
老齢基礎年金 （旧老齢・通算老齢年金）	●大正15年4月2日以降に生まれたかたに適用されます（大正15年4月1日以前生まれのかたは、旧法による老齢・通算老齢年金が適用されます） ●原則として保険料を納めた期間と免除された期間を併せて25年以上あること（注1） ●原則として65歳に達していること（注2）
障害基礎年金 （旧障害・障害福祉年金）	●20歳前に初診のある病気やけがで障がい者になったとき（注3） ●国民年金加入中に初診日のある病気やけがで、障がい者になったとき（注4） ●初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除された期間を併せて3分の2以上あることが必要です。ただし、初診日が平成28年3月31日までにあるときは、直近の1年間に未納がなければよいことになっています。初診日が20歳前の場合、納付要件はありません
遺族基礎年金 （旧母子・準母子・遺児年金）	●国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格を満たしたかたが死亡したとき、子のある配偶者または子に支給されます ※子とは、18歳未満の子または障がいのある20歳未満の子をいいます ●被保険者が亡くなった場合、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除された期間を併せて3分の2以上あることが必要です。ただし、死亡日が平成28年3月31日までにあるときは、直近の1年間に未納がなければよいことになっています
寡婦年金	●第1号被保険者として保険料を納めた期間と免除された期間を併せて25年以上ある夫が受給前に死亡したとき、10年以上婚姻期間があった妻に60歳から65歳までの間支給されます
死亡一時金	●第1号被保険者（任意加入者を含む）として3年以上保険料を納めたかたが受給前に死亡したとき、その遺族に一度限り支給されます

注1：保険料の一部免除が承認された場合、残りの保険料を納付しないと保険料未納期間と同じ扱いになります
注2：老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、本人の希望によって年齢を繰り上げまたは繰り下げて受け取ることができます
注3：初診日が20歳前の障害基礎年金（旧障害福祉年金）は本人の所得額による制限があります
注4：初診日が第3号被保険者加入中の場合、手続き場所は松戸年金事務所または街角の年金相談センター柏になります

快適生活のために

ごみ

ごみの分け方・出し方

▶環境サービス課　TEL 7167-1139　FAX 7163-3728

ごみの分け方・出し方およびごみ収集日・資源回収日を記載した「ごみ出しカレンダー」は、環境サービス課、市民課、沼南支所、各近隣センターまたは柏駅前行政サービスセンターで配布しています。

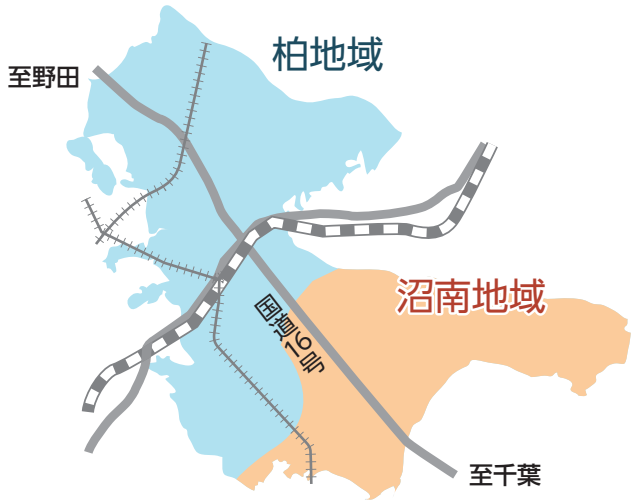

ごみの直接搬入

■柏地域

※沼南地域にお住まいのかたは搬入不可

▶北部クリーンセンター（清掃工場）

船戸山高野538　TEL 7131-7900

可燃ごみ／不燃ごみ／有害ごみ／粗大ごみ／資源品

【搬入時間】月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～正午・午後1時～午後4時

【手 数 料】10kgまでごとに194.4円（税込）（10円未満切り捨て）

【注意事項】
- 事前に連絡をしてください
- 集積所に出す場合と同様に、分別してください
- 容器包装プラスチック類は出せません

▶南部クリーンセンター（第二清掃工場）

南増尾56-2　TEL 7170-7080

可燃ごみ／布団

【搬入時間】月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～正午・午後1時～午後4時

【手 数 料】10kgまでごとに194.4円（税込）（10円未満切り捨て）

【注意事項】
- 事前に連絡をしてください
- 不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源品、容器包装プラスチック類は出せません

▶柏プラネット

新十余二7-8　TEL 7133-4501

容器包装プラスチック類

【搬入時間】月・火曜日、木～土曜日（年末年始を除く）
午前8時30分～正午・午後1時～午後4時

【手 数 料】事業系だけ10kgまでごとに172.8円（税込）（10円未満切り捨て）

【注意事項】事前に連絡をしてください

■沼南地域

※柏地域にお住まいのかたは搬入不可

▶クリーンセンターしらさぎ

藤ケ谷1582　TEL 7193-5389

燃やすごみ／プラスチック系ごみ／ペットボトル／燃やさないごみ／危険・有害物／資源ごみ／粗大ごみ

【搬入時間】月～金曜日
午前8時30分～正午・午後1時～午後4時、
土曜日
午前8時30分～正午（祝日・年末年始を除く）

【手 数 料】家庭ごみについては、粗大ごみ1点430円
事業系ごみについては、10kgごとに194.4円（1円未満切り捨て）

【注意事項】
- 家庭ごみのうち、3辺（縦・横・高さ）の合計が1メートル以上のものが粗大ごみです
- 事業活動から出る粗大ごみは持込みできません

事業系のごみ

▶廃棄物政策課　TEL 7167-1140　FAX 7163-3728

▶北部クリーンセンター
TEL 7131-7900　FAX 7131-6552

▶南部クリーンセンター
TEL 7170-7080　FAX 7170-7081

▶クリーンセンターしらさぎ
TEL 7193-5389　FAX 7160-8989

商店、会社、飲食店などの事業活動によって出るごみは、集積所には出せません。次のいずれかの方法で処理してください。

■柏地域

※沼南地域の事業所は不可

①許可業者へ依頼する（有料）
別表の許可業者へ直接連絡してください

②北部・南部クリーンセンターに直接搬入する
（P.23「ごみの直接搬入」参照）

【柏地域許可の一般廃棄物処理業者一覧表】（50音順）

許可業者名	所在地	電話番号
㈲葵サービス	布施1490-1	7135-3551
浮ヶ谷興産㈲	豊四季379-6	7146-1331

許可業者名	所在地	電話番号
㈱エコプランニング	新十余二7-8	7137-0620
㈱大山清運	松ケ崎363-1	7131-7000
㈲柏清掃	高田553-1	7143-0731
柏ビル管理㈱	若葉町3-3	7163-5701
共同リサイクル㈱	柏3-10-20	0476-35-2635
㈲クリーンサービス柏	西原2-2-39	7152-0930
㈲クリーンダストレス	船戸2079-19	7132-7797
京葉管理事業㈱	つくしが丘1-14-8	7174-2131
㈱清運社	大青田1649-1	7179-5221
㈲綜合環境サービス	東柏1-7-10	7108-6100
㈱千葉総業	逆井1247	047-498-0805
㈲八紘総業	高田1179-1	7192-6566
㈱花園サービス	松ケ崎576	7132-6011
北葉実業㈱	豊四季382-13	7148-7767
㈱マツヤマ	あけぼの2-6-4	7143-9317
㈱丸幸	大青田1628	7134-4316
山本産業㈱	十余二380-383	7132-1878
㈲和光商事	松ケ崎95-18	7133-3056

■沼南地域

※柏地域の事業所は不可

①許可業者へ依頼する（有料）
　別表の許可業者へ直接連絡してください
②クリーンセンターしらさぎに直接搬入する
　（P.23「ごみの直接搬入」参照）

【沼南地域許可の一般廃棄物処理業者一覧表】（50音順）

許可業者名	所在地	電話番号
㈲荒木清掃	藤ケ谷新田121-5	7191-4858
㈲大久保清掃	藤ケ谷1787-45	7192-0330
㈲京葉クリーンサービス	五條谷29-9	7191-0510
㈲沼南清掃	藤ケ谷1215-4	7191-5674
㈱千葉総業	逆井1247	7175-1400
㈱花園サービス	松ケ崎576	7132-6011
㈲ユシマ環境サービス	高柳474-4	7193-0658

地域清掃等で出たごみや側溝の土砂

▶ごみは
環境サービス課　TEL 7167-1139　FAX 7163-3728
▶土砂は
道路サービス事務所　TEL 7131-6436 FAX 7131-6440

町会などで地域の清掃を行ったときに出るごみや側溝の土砂は、通常とは別に収集します。地域で清掃を行う場合は、事前に市へ連絡してください。側溝の土砂については、清掃実施後に連絡してください。
※庭土、植木鉢、プランター等の土砂は受けられません

生ごみ処理容器等購入費の補助

▶廃棄物政策課　TEL 7167-1140　FAX 7163-3728
▶沼南支所総務課　TEL 7191-7314　FAX 7192-2926

【補助金額】
機械式は、1基当たりの購入価格の3分の1
コンポスト・EM菌等の微生物を利用した生ごみ処理容器は、1基当たりの購入価格の2分の1。ただし、10,000円を限度とします
※機械式は初回の購入を除き、購入日から5年を経過するごとに1基、その他は1年度で2基までです

【申請の方法】
①指定販売店で購入する場合
　＝補助金交付の手続きは各店が代行します
②指定販売店以外で購入する場合
　＝購入後に廃棄物政策課、または沼南支所総務課で申請手続きを行ってください

【用意するもの】
印鑑、領収書、取扱説明書、振り込み先の分かるもの
※申請期間は購入後1年以内です

【対象者】
市内に住民登録されていて、市税の滞納がないかたと集会施設を持つ町会・自治会（事業所を除く）

■指定販売店

販売店名	所在地	電話番号
ちば東葛農業協同組合柏支店	高田362	7140-1285
市川市農業協同組合田中支店	大室1095	7131-4141
東葛ふたば農業協同組合富勢支店	根戸471	7131-2559
東葛ふたば農業協同組合土支店	増尾台1-15-2	7172-5100
東葛ふたば農業協同組合風早支店	塚崎977-11	7191-2804
東葛ふたば農業協同組合手賀支店	柳戸533-1	7191-6717
㈲金市商店	高柳1479	7191-0807

粗大ごみ等の収集

▶環境サービス課　TEL 7167-1139　FAX 7163-3728

■柏地域

【収集できる粗大ごみ等】
ベッド、スプリング入りマットレス、学習机、ライティングデスク、ソファー、オルガン、エレクトーン、マッサージ椅子、物干し台、1辺が1.2m以上の家具類（たんす、サイドボード、食卓テーブルなど）、布団（3枚まで併せて1点扱い）、座布団（5枚まで併せて1点扱い）

【出し方】
①民間委託先「山本産業（株）」へ電話で申し込み（予約）
　TEL 7132-1878
　受付時間：月～土曜日　午前8時30分～午後5時
②別表「柏地域用粗大ごみ処理券販売店」で、1点につき1,080円の「粗大ごみ処理券」を購入

③「処理券」に氏名を記入し、粗大ごみ・布団類に貼る
④家の前に出す（一戸建てのお宅は玄関先に、アパート・マンションなどは１階入口付近に出してください）

■沼南地域

【収集できる粗大ごみ等】

原則として、3辺（縦・横・高さ）の合計が、１メートル以上のもの

【出し方】

①収集を希望するかたは、クリーンセンターしらさぎへ電話でお申し込みください。申し込みの際に収集日が指定されます　TEL 7193-5389
受付時間：月～土曜日　午前8時30分～午後5時15分
②別表「沼南地域用粗大ごみ処理券販売店」で、１点につき860円の「粗大ごみ処理券」を購入
③「処理券」に氏名を記入し、粗大ごみ・布団類に貼る
④家の前に出す（一戸建てのお宅は玄関先に、アパート・マンションなどは１階入口付近に出してください）

■柏地域用粗大ごみ処理券販売店

（平成26年4月1日現在）

地域	店名	所在地	電話番号
田中	ファミリーマート 柏インター西店	大青田744-21	7135-6261
	セブンイレブン 柏大室店	大室1192-3	7132-7383
	カブラキスタンド	十余二156	7131-3961
	ポニークリーニング 十余二営業所	十余二276-91	7132-5715
	セブンイレブン 柏の葉キャンパス店	十余二363-15	7133-7122
	山本産業	十余二380-383	7132-1878
	セブンイレブン 柏サイエンスパーク店	十余二572-117	7135-1755
	ファミリーマート 吉田柏花野井店	花野井420	7131-3196
	セブンイレブン 柏花野井店	花野井712-85	7131-1444
	平久酒店	船戸山高野324	7132-3332
	ファミリーマート 柏の葉５丁目店	柏の葉5-4-17	7135-8007
西原	スピードクリーニング ルック	西柏台2-1-1	7154-3738
	ハヤカワ寝具	西柏台2-2-34	7152-3816
	今野屋酒店	西柏台2-5-31	7153-1563
	ファミリーマート 西原三丁目店	西原3-1-1	7178-3211
	ケイホクロイヤル	西原6-2-43	7154-7238
	スピードクリーニング ルック西原支店	西原6-8-40	7155-5393
	三笠商店	みどり台1-14-11	7131-2673
	寝具のまるも	みどり台3-14-1	7132-4149
富勢	セブンイレブン 北柏３丁目店	北柏3-14-1	7163-4800
富勢	デイリーヤマザキ 市立柏病院前店	宿連寺365-1	7135-1537
	ファミリーマート 柏富勢店	根戸467-2	7131-8533
	靴のやまざき	根戸467-26	7132-1812
	セブンイレブン 柏根戸店	根戸471-79	7133-7010
	小柳金物店	根戸475-2	7131-2736
	鳥正商店	根戸483-100	7131-6768
	染谷酒店	根戸1827	7132-6870
	サンクス北柏駅北口店	根戸1864-4	7134-1256
	中城本店	布施1269-2	7131-8634
	京北スーパー布施店	布施新町1-4-4	7132-2261
松葉町	セブンイレブン 柏松葉町店	松葉町2-14-1	7133-4174
	マルエツ北柏店	松葉町4-5	7133-1001
	ブックス・スズキ	松葉町5-15-13	7132-5870
松ケ崎・高田	ファミリーマート 柏高田店	高田146-3	7142-7055
	セブンイレブン 柏高田店	高田1353	7145-8340
	デイリーヤマザキ 柏高田店	高田838-3	7145-8071
豊四季台	かどや酒店	明原1-3-4	7145-3856
	ミニストップ 柏明原２丁目店	明原2-9-38	7142-8686
	セブンイレブン明原店	明原3-3-15	7143-2766
	セブンイレブン 柏あけぼの４丁目店	あけぼの4-1-3	7144-7085
	サンクス柏駅前店	旭町1-1-21	7146-5866
	ミニストップ 柏しこだ店	篠籠田1374-1	7147-2170
	デイリーヤマザキ 柏しこだ店	篠籠田1488-1	7147-0365
柏中央	佐久間商店	東1-8-18	7164-1616
	セブンイレブン 柏東上町店	東上町2-28	7166-6710
	京北スーパー柏店	柏1-4-3	7166-1191
	イトーヨーカ堂柏店（B1サービスカウンター）	柏2-15	7164-3111
	福田金物店	柏3-4-19	7167-3574
	ローソン柏駅東口店	柏4-8-14	7163-7768
	柏市役所職員組合売店	柏5-10-1	7167-1111
新富	サンクス柏豊上店	豊上町20-7	7144-0298
	関川商店	豊四季150	7143-2705
	セブンイレブン 柏豊四季駅前店	豊四季190-3	7143-2257
	ファミリーマート 豊四季南店	豊四季266-23	7141-6911
	セブンイレブン 柏豊四季南店	豊四季372-4	7144-7700
	荒井屋酒店	豊四季390-19	7144-0840

地域	店名	所在地	電話番号
新富	セキガワ	南柏1-13-9	7143-7359
	セブンイレブン 南柏２丁目店	南柏2-10-16	7147-3665
	アプリスケイホク (京北スーパー南柏店)	南柏2-12-2	7145-1000
	セブンイレブン 柏吉野沢店	吉野沢1-8	7145-7107
旭町	植要酒店	旭町1-10-5	7144-3115
	セブンイレブン 柏旭町店	旭町3-1-1	7146-3036
	ファミリーマート マツマル柏店	末広町11-15	7143-8869
新田原	新屋商店	あかね町1-33	7167-3061
	千葉照明	大塚町1-17	7164-6440
	旭屋	大塚町10-1	7167-5273
	ホワイト急便刈込店	東柏2-3-30	7163-9541
	セブンイレブン 柏千代田２丁目店	千代田2-7-20	7164-8511
富里	珈琲シーハイル	中央1-4-17	7163-0071
	寝具のオオツカ	中央1-5-6	7167-2057
	インテリアカーサ柏店	中央2-1-4	7167-0166
	サンクス柏富里店	富里2-5-5	7178-0130
	とよしきたかしま	豊四季709-76	7173-8269
	セブンイレブン 南柏豊四季店	豊四季972-18	7175-3983
永楽台	ローソン柏常盤台店	常盤台25-7	7166-1680
	ファミリーマート みどりや豊住店	豊住4-4-7	7167-5113
増尾	中屋酒店	加賀2-16-1	7172-5505
	かまだ屋酒店	加賀3-17-11	7172-1268
	セブンイレブン 加賀３丁目店	加賀3-27-6	7171-7011
	一文字金物店	加賀3-4-9	7172-2043
	セブンイレブン 新柏４丁目店	新柏4-12-5	7162-5977
	ミニストップ 柏名戸ケ谷店	名戸ケ谷742-11	7160-3115
	ミニストップ柏増尾店	増尾1025-1	7172-2122
	セブンイレブン 柏増尾店	増尾1156-7	7171-6858
増尾	グッドライフ	増尾4-15-11	7172-4501
	笠松商店	増尾4-15-15	7172-4402
	やましん米店	増尾台2-29-1	7172-5440
光ケ丘	セブンイレブン 南柏駅東口店	今谷上町70-1	7171-1520
	浅野米店	つくしが丘 2-4-11	7173-7474
	米一番浅善	つくしが丘4-1-1	7173-8484
	いずみ薬品	豊住3-2-1	7174-1216
	セブンイレブン 柏中新宿店	中新宿2-4-1	7172-3194

地域	店名	所在地	電話番号
光ケ丘	セブンイレブン 柏光ケ丘店	東中新宿4-7	7174-4481
	サンクス柏光ケ丘店	光ケ丘2-23-15	7170-8600
	たかつ酒店	光ケ丘3-1-10	7172-1553
南部	ふとんの長瀬 (グリーンタウンS.C内)	光ケ丘団地 4-200-1	7172-3567
	ミニストップ柏逆井店	逆井1300-3	7176-6428
	バラエティショップ 惣兵衛	逆井545-1	7172-4553
	大林商店	南逆井1-1-53	7174-6426
	オーロラクリーニング	南逆井2-25-10	7172-4011
	セブンイレブン 沼南しいの木台店	しいの木台 3-26-1	047-383-0065
藤心	デイリーヤマザキ 五香駅東口店	松戸市金ケ作 408-75	047-385-3782
	スリーエフ 柏逆井駅前店	逆井1-1-27	7175-7819
	セブンイレブン 柏逆井店	逆井1-6-12	7173-8441
酒井根	ひぐち酒店	藤心4-24-9	7172-0604
	セブンイレブン 柏青葉台１丁目店	青葉台1-11-27	7171-5250
	枝商店	酒井根2-17-41	7172-5336
	中村酒店	酒井根2-30-1	7173-0190
	ミニストップ 柏酒井根店	酒井根2-37-7	7176-7161
	ローソン柏酒井根店	酒井根 630-2-21	7171-0800
	北小金ヤマニ	西山1-3-12	7172-8626

■沼南地域用粗大ごみ処理券販売店

（平成26年4月1日現在）

番号	店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
1	村越商店	270-1464	布瀬1623	7191-9526
2	㈲金村商店	270-1465	手賀832-1	7191-9032
3	江鹿酒店	270-1453	片山719	7191-9530
4	飯田酒店	270-1454	柳戸675-1-2	7191-1514
5	落合商店	270-1456	泉1411-1	7191-1507
6	㈱浅海商事	277-0912	箕輪295-1	7191-1754
7	吉野酒店	277-0902	大井1224	7191-1511
8	㈲たびや商店	277-0902	大井1849-5	7191-0413
9	ファミリーマート柏大津ケ丘店	277-0921	大津ケ丘1-29-3	7190-4311
10	ローソン柏大津ケ丘3丁目店	277-0921	大津ケ丘3-7-1	7193-3036
11	セブンイレブン沼南大津ケ丘店	277-0921	大津ケ丘4-4-1	7191-7734
12	アニスト・ショップかめやま	277-0921	大津ケ丘4-11-3	7191-8052
13	㈲成見屋酒店	277-0921	大津ケ丘4-25-1	7191-1402
14	㈲金市商店	277-0941	高柳1479	7191-0807
15	湯浅商事㈲	277-0941	高柳1479-14	7191-0151
16	サカエヤ	277-0941	高柳1621-13	7191-8899
17	ファミリーマート柏南高柳店	277-0944	南高柳56-4	7160-6220
18	高南台クリーニング	277-0942	高南台3-12-3	7193-1739
19	セブンイレブン沼南しいの木台店	277-0945	しいの木台3-26-1	047-383-0065
20	ローソン柏しいの木台	277-0945	しいの木台4-1-7	047-389-5456
21	のぐち商店	277-0945	しいの木台4-6-2	047-387-8416
22	ファミリーマート柏藤ケ谷店	277-0931	藤ケ谷1795-15	7160-8201
23	スリーエフ柏高柳店	277-0941	高柳452-1	7193-1882
24	セブンイレブン沼南高柳店	277-0941	高柳801-1	7191-1552
25	スリーエフ柏大井店	277-0902	大井765-5	7193-0552

上下水道

宅地内の漏水

柏市管工事協同組合修理センター（TEL 7146-9900・24時間受付）または柏市指定給水装置工事事業者にご連絡ください。

路上の漏水

▶配水課　TEL 7166-3184　FAX 7167-1165

◎月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分以外の時間はTEL 7166-2191へ

水道の届け出

▶水道料金センター　TEL 7166-2191　FAX 7167-1269

【受付時間】

月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分、

土曜日　午前8時30分～正午 ※祝日、年末年始を除く

水道工事をするとき

▶給水課　TEL 7166-3182　FAX 7167-1269

市指定の水道工事店に直接依頼してください。新しく水道を引いたり、大きい水道メーターの口径に取り替えたりするときは、給水申し込み納付金（別表）が必要になります。

■別表　給水申し込み納付金一覧表

口径	納付金	消費税相当額	合計
13㎜	82,000円	6,560円	88,560円
20㎜	193,000円	15,440円	208,440円
25㎜	362,000円	28,960円	390,960円
40㎜	1,120,000円	89,600円	1,209,600円
50㎜	1,700,000円	136,000円	1,836,000円
75㎜	4,200,000円	336,000円	4,536,000円
100㎜	9,000,000円	720,000円	9,720,000円
150㎜	20,000,000円	1,600,000円	21,600,000円
200㎜	41,000,000円	3,280,000円	44,280,000円

※設計審査手数料4,000円と完工検査手数料4,000円が別途必要です

水道料金について

▶水道料金センター　TEL 7166-2191　FAX 7167-1269

給水管の口径による「基本料金」と使用した水量に応じた「従量料金」の合算で算出し、2カ月分まとめてお支払いください（別表参照）。お支払いは、窓口納付（市役所、支所、出張所、銀行、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア）と口座振替があります。

■別表　水道料金計算表（2カ月分）　平成26年4月1日現在

基本料金		従量料金	
口径	料金	使用区分	1㎥当たり
13㎜	920円	1㎥～20㎥	60円
20㎜	2,480円	21㎥～40㎥	100円
25㎜	4,060円	41㎥～60㎥	155円
40㎜	12,480円	61㎥～100㎥	210円
50㎜	18,400円	101㎥～200㎥	280円
75㎜	46,200円	201㎥以上	370円
100㎜	98,800円	一般公衆浴場	35円
150㎜	226,000円		
200㎜	420,000円		

※別途消費税が掛かります

給水装置等の管理

▶給水課　TEL 7166-3182　FAX 7167-1269

【漏水・故障の修理】

宅地内の漏水・故障の修理は、直接、最寄りの指定給水装置工事事業者か柏市管工事協同組合修理センター（TEL 7146-9900）に連絡してください（有料）

トイレの水洗化について

▶下水道維持管理課　TEL 7167-1434　FAX 7167-2586

住んでいる区域が、下水道を利用できる区域になると、その告示日から

①し尿浄化槽を使用しているかたは、1年を目安にし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事をしてください

②「くみ取り式トイレ」を使用しているかたは、公共下水道に直接放流できる「水洗トイレ」に、3年以内に改造することが義務付けられています

【工事費用】

工事は、市指定排水設備工事店で行ってください。費用は自己負担です。工事店の一覧表は下水道維持管理課で配布しています。また、市のホームページにも掲載しています

【貸付制度】

「水洗トイレ」に改造する場合や今まで使っていた「し尿浄化槽」を廃止する場合には、一定の条件のもと、資金の一部を無利子で借りられる制度があります

既設のくみ取り式トイレを水洗トイレに改造し、公共下水道に接続する工事

【貸付金額】

490,000円以内

【償還方法】

49カ月以内の月賦償還（1回10,000円）

既設のし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事

【貸付金額】

270,000円以内

【償還方法】

27カ月以内の月賦償還（1回10,000円）

下水道使用料について

▶下水道経営課　TEL 7167-1409　FAX 7167-2586

【下水道使用料の算出方法】

検針は2カ月毎に行い、その平均を1カ月分の水量として別表により算出し（1円未満端数は切捨て）2カ月分まとめて請求します。また、水道水をご利用の場合は水道料金と併せて請求します

■別表　下水道使用料計算表（1カ月分・税抜き）

平成26年4月1日現在

区分	基本料金	従量料金（1㎥につき）	
水道水による汚水	543円	10㎥までの分	46円
		10㎥を超え20㎥までの分	114円
		20㎥を超え30㎥までの分	136円
		30㎥を超え50㎥までの分	183円
		50㎥を超え100㎥までの分	233円
		100㎥を超え500㎥までの分	292円
		500㎥を超える分	351円
水道水以外による汚水	一般家庭（井戸水）	1人世帯（10㎥と認定）	1,003円
		2人世帯（16㎥と認定）	1,687円
		3人世帯（22㎥と認定）	2,415円
		4人世帯以上（28㎥と認定）	3,231円
	検針メーターが付いている場合	水道水による汚水区分と同じ	
公衆浴場の汚水		汚水排除量1㎥につき12円	

※使用料は3年ごとの算定期間を設けて料金単価等の見直しを実施します

し尿処理（くみ取り）の申し込み

▶環境サービス課　TEL 7167-1139　FAX 7163-3728

【手続きが必要なかた】

し尿処理を新たに申し込まれるかた、くみ取りを廃止するかた、名義等を変更されたかた

【申し込み】

環境サービス課、沼南支所または各出張所へ

【申請の種類】

①し尿処理申請：転入などで新たにくみ取りが必要な場合

②し尿処理変更申請：名義変更、料金請求先の変更が生じた場合

③し尿処理廃止申請：転出・転居や下水道・浄化槽へ切り替えるため、くみ取りが不要になった場合

し尿処理手数料と支払い方法

▶環境サービス課　TEL 7167-1139　FAX 7163-3728

【手数料と支払い方法】

し尿処理手数料は年４回、各期３カ月分まとめて請求します。納期限までに３カ月分まとめて納めてください。支払いは口座振替（金融機関・ゆうちょ銀行）か納付書による窓口払いとなります。口座振替を利用するかたへは、「預金口座振替依頼書」を郵送します

【支払いできる場所】

金融機関、ゆうちょ銀行、環境サービス課、沼南支所、各出張所

■別表　し尿処理手数料

区分	手数料
一般家庭１世帯月額	432円（税込）
事業所・共同住宅等	１リットルにつき　3.45円（税込）

■別表　納期限等

期	くみ取り月	納期限（口座、納付書）
１期	３・４・５月	６月末
２期	６・７・８月	９月末
３期	９・10・11月	12月25日ごろ
４期	12・１・２月	３月末

※納付書は納期限の10日前に発送

浄化槽を設置するとき

▶建築指導課　TEL 7167-1145　FAX 7167-7668

▶環境政策課　TEL 7167-1695　FAX 7163-3728

浄化槽を設置するときは、工事の前に手続きが必要です。家を新築するなど、建築確認申請が必要な場合は、建築確認申請に浄化槽設置の書類を添付してください。くみ取り式トイレを水洗式に改造して浄化槽を設置するなど、建築確認申請が必要ない場合は、環境政策課へ、浄化槽の設置届を提出してください。

なお、浄化槽設置の補助制度もあります。「合併処理浄化槽設置費の補助」の項目をご覧ください。

合併処理浄化槽設置費の補助

▶環境政策課　TEL 7167-1695　FAX 7163-3728

【対象】

単独浄化槽かくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換するかた

【補助対象地域】

下水道事業計画区域以外の区域

【補助金額】

浄化槽の種類・人槽により異なりますのでお問い合わせを

【申し込み】

補助を受けようとするかたは、事前に環境政策課へ相談してください。設置済みの浄化槽は補助金が交付されませんのでご注意ください。受付期間は４月１日～11月30日です

※補助金制度は一定の条件があります

浄化槽の点検・清掃・検査

▶環境政策課　TEL 7167-1695　FAX 7163-3728

浄化槽設置者には、①定期的な「保守点検」、②年１回以上の「定期清掃」、③年１回の「法定検査」が義務付けられていますので、専門業者に依頼してください。

■別表　浄化槽清掃業者

	業者名	所在地	電話番号
柏地域	㈱清運社	大青田1649-1	7179-5221
	㈲和光商事	松ケ崎95-18	7133-3056
	㈱大山清運	松ケ崎363-1	7131-7000
	京葉管理事業㈱	つくしが丘1-14-8	7174-2131
沼南地域	㈲近藤清掃社	藤ケ谷新田126	7191-5554
	㈲大久保清掃	藤ケ谷1787-45	7192-0330
	㈲沼南清掃	藤ケ谷1215-4	7191-5674
	㈲荒木清掃	藤ケ谷新田121-5	7191-4858
	㈱浄化槽センター	白井市根294-33	047-491-8311

市内の公園

あけぼの山農業公園・あけぼの山公園

交　通	柏駅西口から、布施行きバスで「寺山坂下」下車、徒歩５分

あけぼの山農業公園　広さ：17.2ヘクタール

▶あけぼの山農業公園管理事務所　布施2005-2
TEL 7133-8877　FAX 7132-5195

チューリップなど四季折々の花で彩られた風車は、今では柏の顔になりました。園内には、バーベキューガーデンのほかに、サッカーの試合などができる芝生広場があります。

開園時間	午前９時～午後５時
休 園 日	月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）

あけぼの山公園　広さ：5.9ヘクタール

▶あけぼの山公園　布施1940　公園管理課
TEL 7167-1309　FAX 7167-2266

桜の名所で、春先には花見客でにぎわいます。日本庭園の中心には、本格的な茶室「柏泉亭」があり、ハナショウブが咲く水生植物園もあります。

■柏泉亭の利用方法

開園時間	午前９時～午後４時30分
休 園 日	月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始
申し込み	①市内在住・在勤・在学のかた 使用日の属する月の３カ月前から使用日の５日前まで ②上記以外のかた 使用日の属する月の１カ月前から使用日の５日前までに柏泉亭 TEL 7134-0961へ電話するか窓口へ直接

柏公園　広さ：2.2ヘクタール

▶柏565　公園管理課
TEL 7167-1309　FAX 7167-2266

市で最初にできた公園です。市内の桜の名所のひとつになっています。

交　通	柏駅東口から、徒歩20分

柏ふるさと公園　広さ：3.0ヘクタール

▶柏下4　公園管理課　TEL 7167-1309　FAX 7167-2266

芝生広場やコンビネーション遊具がある広い公園です。柏ふるさと大橋を使って、北柏ふるさと公園へ歩いて行くことができます。

交　通	柏駅東口から、徒歩25分、または、慈恵医大柏病院行きバスで「柏ふるさと公園入口」下車、徒歩3分

北柏ふるさと公園　広さ：3.0ヘクタール

▶呼塚新田204-2　北柏ふるさと公園管理事務所
TEL 7160-3120　FAX 7160-3121

階段状のジャブジャブ池があり、夏の間は水遊びができ一年を通して緑を楽しみながらの散歩にも人気があります。

交　通	北柏駅南口から、徒歩15分

増尾城址（し）総合公園　広さ：8.4ヘクタール

▶増尾650　増尾城址総合公園管理事務所
TEL・FAX 7166-6701

自然林に囲まれた静かな公園。鎌倉時代から戦国時代にかけて築かれた城山の跡地です。3,300平方メートルの芝生広場や子どもの遊び場、バーベキュー広場（有料）などもあります。

交　通	東武野田線増尾駅東口から、徒歩20分

県立柏の葉公園　広さ：45ヘクタール

▶柏の葉4-1　TEL 7134-2015　FAX 7134-4613

市内最大の公園で、植物園、ボート乗りが楽しめる池、柏レイソルの試合などが行われる県立柏の葉公園総合競技場をはじめ、芝生広場、コミュニティ体育館、野球場、庭球場があります（ボート場：3月～11月の土・日曜日、祝日は午前9時30分～午後4時）。

交　通	柏駅西口から「三井住宅前」下車、柏の葉キャンパス駅西口「柏の葉中央公園」下車

南部公園　広さ：3.0ヘクタール

▶新逆井2-5　公園管理課
TEL 7167-1309　FAX 7167-2266

広々とした芝生広場と森林浴を楽しめる自然林があり、南部地区では最大の公園になっています。

交　通	新京成線五香駅東口から、小新山町入り口行きまたは柏陵高校行きバスで「松ノ井町入口」下車、徒歩5分

中原ふれあい防災公園　広さ：4.8ヘクタール

▶中原1873-1　公園管理課
TEL 7167-1309　FAX 7167-2266

市内で初めての防災公園です。公園内には各所に防災設備が整備されていて、災害時には緊急避難の場や、ヘリポートにもなります。平常時は、自然とふれあう場、市民活動およびコミュニケーションの場として利用していく公園です。

交　通	東武野田線増尾駅から、徒歩15分

手賀の丘公園　広さ：27ヘクタール

▶片山275　手賀の丘公園どんぐりの家（公園センター）
TEL 7193-0010　FAX 7193-0013

山林をそのまま生かした、自然がいっぱいの公園。野外ステージ、フィールドアスレチック、バーベキュー広場、デイキャンプ場、多目的グランド、じゃぶじゃぶ池などの施設があります。

開園時間	午前9時～午後4時30分
休館日	月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始
交通	柏駅東口から、布瀬行きバスで「手賀農協前」下車、徒歩5分、または、手賀の丘公園行きで終点下車、徒歩1分

●バーベキュー広場（有料）

受付時間	午前9時～午後1時
利用時間	午前9時～午後3時

沼南の森　広さ：3.7ヘクタール

▶塚崎1458　公園管理課
TEL 7167-1309　FAX 7167-2266

塚崎の神明社を中心とした自然公園。遊歩道が設けられ、四季の変化が楽しめます。春は桜が見どころです。

交　通	高柳駅からかしわ乗合ジャンボタクシー「馬洗戸」下車、徒歩10分

県立手賀の丘少年自然の家

▶泉1240-1　TEL 7191-1923　FAX 7191-0996

300人が同時に宿泊できる施設（宿泊室数25室）、300人収容の多目的ホール、200人収容のプラネタリウム、体育館、食堂、創作室などがあります。

休館日	毎週月曜日、年末年始、臨時休所日

健康・医療

健康・医療

夜間の急病

▶夜間急病診療所　TEL 7163-0813（診療時間内だけ）
【所 在 地】柏下65-1 ウェルネス柏内
【診療時間】午後7時～午後10時（365日）
【診療科目】内科、小児科
※午後10時以降は、テレホンサービス（TEL 7163-0119）で、二次病院の案内（音声案内）をしています

日曜・祝日・年末年始の急病

▶在宅当番医電話案内　TEL 7163-0119（音声案内）
【期　　間】日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
【案内時間】午前9時～午後5時

日曜・祝日・お盆・年末年始の歯痛

▶休日急患歯科診療所　TEL 7164-8114（診療時間だけ）
【所 在 地】柏下65-1 ウェルネス柏内
【期　　間】日曜・祝日・お盆（8月13日～15日）・年末年始（12月29日～1月3日）
【受付時間】午前9時45分～正午※年末年始は午後1時30分～午後4時も受け付け
【診療科目】歯科の急患

市立柏病院

▶市立柏病院　TEL 7134-2000　FAX 7134-2001
【所　在　地】布施1-3
【管理・運営】公益財団法人柏市医療公社
【診 療 科 目】内科、内分泌・代謝内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、泌尿器科、麻酔科、放射線科
【病　床　数】一般200床
【受 付 時 間】月～土曜日　午前8時30分～午前11時
※小児科だけ　月～金曜日
午後1時～午後4時もあり
【休　診　日】日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
【交　　通】柏駅西口または北柏駅北口から、市立柏病院経由の柏たなか駅・東急柏ビレジ・市立柏高校行きバスで「市立柏病院入口」下車、徒歩3分
※月～金曜日の午前8時台～午後4時台のバスは病院玄関前のバス停「柏市立病院」に乗り入れます

インターネットによる医療機関の検索

柏市医師会、柏歯科医師会のホームページでは医療機関の検索ができます。

がんについて相談したい

■がん診療連携拠点病院
(1)国立がん研究センター東病院
［患者・家族支援相談室］
【場　　所】柏の葉6-5-1
【電話番号】7134-6932
【受付時間】月～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

(2)東京慈恵会医科大学附属柏病院
［がん相談支援室・緩和ケア室］
【場　　所】柏下163-1
【電話番号】7167-9739
【受付時間】月～金曜日（祝日を除く）　午前9時～午後4時

介護・福祉に関するサービスを受けたい

介護サービスや福祉については、市内7カ所に設置している地域包括支援センターがご相談に応じます。最寄りの地域包括支援センターについては、P.65をご覧ください。

在宅医療に関する相談

■柏地域医療連携センター
【所 在 地】豊四季台1-1-118
【電話番号】7197-1510
【受付時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

柏市の健康診査

▶保健所成人健診課　TEL 7164-3333　FAX 7164-1263

①事前登録が必要なもの

検診名	方法	受診期間（※2）	場所	対象（※3）	内容	費用（※2）
胃がん検診（※1）	集団	5月～翌年1月	保健センター、各近隣センター等	40歳以上	胃部X線撮影（バリウム検査）	1,200円
大腸がん検診					便潜血検査（2回法）	400円
肺がん検診	集団	7月～翌年2月	保健センター、各近隣センター等		胸部X線撮影	300円
					必要者に喀痰細胞診	900円
結核・肺がん検診				65歳以上	胸部X線撮影	無料
乳がん検診	集団	5月～12月	保健センター、指定医療機関（※4）等	30～39歳の女性	超音波検診（集団）か視・触診（個別）の選択	超音波　1,200円 視・触診　800円
				40歳以上の女性	視・触診（個別）後、マンモグラフィ検診 ※マンモグラフィだけでも可	視・触診　800円 マンモ　1,100円
子宮頸がん検診	個別	6月～翌年2月	指定医療機関（※4）	20歳以上の女性	子宮頸部細胞診	2,100円
	集団	8月～12月	保健センター、各近隣センター等		子宮頸部細胞診	1,000円

※1　胃がん検診では、特定要件該当者のみ個別検診（有料）を実施しています
※2　受診期間・費用は変更する場合があります。変更がある場合は、『広報かしわ』と市のホームページでお知らせします
※3　対象年齢は該当年度の3月31日現在です
※4　指定医療機関は市のホームページをご覧ください

②対象者に通知が行くもの（登録不要）

該当年齢のかた全員に個別通知しますが、転入したかたで受診券をお持ちでないかたは、①女性の基本35については保健所成人健診課、②歯周疾患検診については保健所地域健康づくり課（TEL 7167-1257）へお問い合わせください。

健（検）診名	方法	受診期間（※1）	場所	対象（※3）	内容	費用（※1）
女性の基本35	個別	通年	指定医療機関（※2）	35歳の女性	血液検査・血圧・尿検査・骨量測定など	3,000円
歯周疾患検診	個別	誕生月とその翌月（3月生のかたは誕生月とその前月）	指定医療機関（※2）	20・30・40・50歳	問診・口腔内診査（むし歯の有無、歯周組織・粘膜・顎関節等の診査）	1,100円

※1　受診期間・費用は変更する場合があります。変更がある場合は、『広報かしわ』と市のホームページでお知らせします
※2　指定医療機関は市のホームページをご覧ください
※3　対象年齢は該当年度の3月31日現在です

がん検診の登録

▶保健所成人健診課　TEL 7164-3333　FAX 7164-1263

がん検診を希望する場合は登録の手続きをしてください（女性の基本35と歯周疾患検診を除く）。

【登録方法】

①登録の申し込みは「がん検診登録申込書（専用はがき）」
- 「がん検診登録申込書（専用はがき）」の配布場所
  柏市役所（母子保健コーナー・保険年金課）、沼南支所、ウェルネス柏（保健所成人健診課）、各近隣センター、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー、富勢出張所

②市のホームページから電子申請するか申込書を郵送
宛先：〒277-0004 柏下65-1 柏市保健所成人健診課

③保健所成人健診課の窓口で直接

○次の場合は登録が自動的に取り消されます
- 市外へ住民票を移した場合
- 2回連続で受診しなかった場合

【すでに登録されているかた】
- 受診の案内は、各検診実施時期前にはがきか封書で通知します

①個別検診 → はがき　子宮頸がん（個別）検診
②集団検診 → 封　書　胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん（集団）検診

- 検診の予定時期になっても受診のご案内が届かない場合には、早めにご連絡ください
- 登録内容を追加する場合は、「がん検診登録申込書（専用はがき）」または市ホームページから電子申請等で申し込んでください
- 登録内容を取り消す場合は、電話でご連絡ください

柏市国保特定健診・特定保健指導

▶保険年金課　TEL 7164-4455　FAX 7164-1263

特定健診は、柏市国民健康保険に加入の40歳以上のかたを対象とした健康診査です。生活習慣病の発症や重症化を予防するため、血液検査・尿検査等を行います。対象のかたには毎年、個別にお知らせします。

健診の結果で、生活習慣の改善が必要なかたは、健康プラン相談（特定保健指導）が受けられます。

柏市国民健康保険以外のかたは、加入している健康保険の組合等へお問い合わせください。

健康づくり相談

▶保健所成人健診課　TEL 7164-3333　FAX 7164-1263

保健師・管理栄養士が生活習慣病予防を目的に、食生活・運動・休養等について、各人に合わせたアドバイスを行います。

【対　　象】健康診査や人間ドックの結果が要指導のかた、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が気になるかた等

【日　　程】各近隣センターに置いてある「健康づくり相談日程表」または市のホームページをご覧になるか、電話でお問い合わせを

【費　　用】無料

【申し込み】保健所成人健診課へ電話で予約を

かしわ歯科相談室

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256・1257　FAX 7167-1732

歯や口の中の健康について、歯科医師が相談・助言を行うとともに、歯科衛生士が歯みがきの指導などを行います。

【日　　時】毎月第４木曜日　午後１時30分～午後３時

【場　　所】ウェルネス柏

【そ の 他】詳しくは『広報かしわ』でお知らせします

【申し込み】当日、会場へ直接

柏市保健所の各種検査

▶保健所保健予防課　TEL 7167-1254　FAX 7167-1732　▶保健所衛生検査課　TEL 7167-1268　FAX 7167-1732

検査名	日程	場所・電話番号	内容
HIV等抗体検査〈予約制〉	市のホームページでお知らせします	保健所保健予防課 TEL 7167-1254	HIV抗体検査（希望者には梅毒検査、クラミジア検査、B型・C型肝炎ウイルス検査も併せて実施可）
腸内細菌検査〈有料〉	毎週水曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午前11時	保健所衛生検査課 TEL 7167-1268	O-157・赤痢・チフス・サルモネラの検査 ※業務や就業、実習などで必要なかたが主な対象です
水質検査〈有料・予約制〉	広報かしわや市のホームページでお知らせします	保健所衛生検査課 TEL 7167-1268	飲用井戸の水質検査

ウオーキングパスポート「柏市ウオーキング世界旅行」

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256・1257　FAX 7167-1732

生活習慣病の予防と改善のために、ウオーキングパスポートに毎日の歩数を記録して、地図上の世界一周をします。100歩を１スマイルに換算して世界各国の13の都市を歩き、ゴールの日本まで世界一周10万スマイル（1000万歩）を目指します。

【申し込み場所】

保健所地域健康づくり課（ウェルネス柏３階）、健康相談コーナー（沼南庁舎１階）、各地域ふれあい健康相談など

献血にご協力を

▶保健福祉総務課　TEL 7167-1131　FAX 7164-3917

【対　　象】16～64歳（成分献血は18～64歳）の健康なかた。60～64歳時に献血したかたは69歳まで

【場　　所】日赤柏献血ルーム（柏2-2-3 榎本ビル５階）

【受付時間】年末年始を除く毎日

200mℓ・400mℓ：午前10時～午後１時、午後２時～午後５時30分

成　分　献　血：午前10時～正午、午後２時～午後５時

アルコール・デイケアクラブ（登録制）

▶保健所保健予防課　TEL 7167-1254　FAX 7167-1732

【内　　容】アルコール依存症のかたを対象に、学習会やミーティング・スポーツ等を行っています

【日　　時】毎月第２・３・４水曜日（祝日を除く）午前９時30分～午前11時30分

【申し込み】保健所保健予防課へ連絡を

アルコール家族教室（申込制）

▶保健所保健予防課　TEL 7167-1254　FAX 7167-1732

【内　　容】アルコール問題を抱えた家族を対象に、学習会やミーティングを行っています

【日　　時】毎月第３月曜日（祝日の場合は第２月曜日に変更）午後２時～午後４時

【申し込み】保健所保健予防課へ連絡を

酒害教室

▶保健所保健予防課　TEL 7167-1254　FAX 7167-1732

【内　　容】アルコール問題を抱えたかたや家族を対象に、自助グループのかたを含めたミーティングを行っています

【日　　時】毎月第１火曜日（祝日の場合は第２火曜日に変更）午後２時～午後４時

【申し込み】当日、会場へ直接

福祉

障がいや特殊な病気があるかたのために

身体障害者手帳と診断書料補助

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

各種支援を受ける場合や税金の減免、鉄道運賃の割引などを受けるときに必要になります。

【交付の手続き】

①所定の申請用紙

②指定医師の診断書（障害福祉課で配布）

③写真１枚（縦4cm×横3cm）

④印鑑を持って、障害福祉課へ

【診断書料補助】

診断書料は、5,000円を限度に補助します。医療機関が発行した領収書、預金通帳、印鑑を持って、障害福祉課へ

療育手帳

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

知的障がいのあるかたが一貫した相談や指導、さまざまな支援を受けるために「療育手帳」が交付されます。手続きは、障害福祉課にある所定の申請書で行ってください。

精神障害者保健福祉手帳と診断書料補助

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある精神障がいのかたを対象に、「精神障害者保健福祉手帳」の交付申請を受け付けています。

【交付の手続き】

①所定の申請用紙

②所定の医師の診断書（障害福祉課で配布）、または精神障がいを支給事由とする年金証書の写しと直近の年金振込通知書

③写真１枚（縦4cm×横3cm）

④印鑑を持って、障害福祉課へ

【診断書料補助】

診断書料は5,000円を限度に補助します。医療機関が発行した領収書、預金通帳、印鑑を持って、障害福祉課へ

障害児福祉手当

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活での介護を常に必要とする20歳未満の障がい児（施設に入所しているかたを除く）

【金　　額】月額17,140円（市独自の手当3,000円を含む）。所得制限があります

【申し込み】所定の診断書（身体障害者手帳か療育手帳で代用できる場合あり）、障がい児本人の預金通帳と印鑑を持って、障害福祉課へ

【そ の 他】必要に応じて「戸籍謄本」「住民票の写し」「所得証明書」を提出する必要があります

特別障害者手当

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で特別な介護を常に必要とする20歳以上の障がい者（施設に入所しているかた、3カ月以上病院に入院しているかたを除く）

【金　　額】月額29,000円（市独自の手当3,000円を含む）。所得制限があります

【申し込み】所定の診断書（身体障害者手帳か療育手帳で代用できる場合あり）、年金証書（年金を受給しているかた）、年金支払通知書、障がい者本人の預金通帳と印鑑を持って、障害福祉課へ

【そ の 他】必要に応じて「戸籍謄本」「住民票の写し」「所得証明書」を提出する必要があります

福祉手当

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】①施設に入所していない障がい児（20歳未満のかた）のうち、重度の身体障がい児（1級・2級）と知的障がい児（Ⓐ、Aの1、Aの2）

②施設に入所していない中度の身体障がい児（3級・4級）と知的障がい児（Bの1）

③施設に入所していない障がい者（20歳以上のかた）のうち、身体障がい者（1級・2級）と精神障害者保健福祉手帳1級のかたと知的障がい者（Bの1）

④在宅ねたきり（ねたきり症状が6カ月以上続いており、介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが著しく困難な状態）で65歳未満の身体障がい者（1級・2級）で介護保険の給付を受けていないかた（Ⓐの1、Ⓐの2、Ⓐ、Aの1、Aの2）

【金　　額】①＝月額14,500円　②＝月額13,000円
③＝月額11,000円　④＝月額12,500円
【申し込み】身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障がい者本人の預金通帳と印鑑を持って、障害福祉課へ。なお、④の対象者の内、在宅ねたきりのかたについては医師の診断書が必要です

特別児童扶養手当

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294
【対　　象】療育手帳がⒶ、AまたはB程度か、身体障害者手帳1～3級および4級の一部、その他日常生活に介護を必要とする障がいのある20歳未満の在宅障がい児を扶養しているかた
※所得制限があります
【申し込み】戸籍謄本、住民票（世帯全員）、所定の診断書（身体障害者手帳・療育手帳の確認に代えられる場合があります）、保護者名義の振込先口座申出書（障害福祉課で配布）、印鑑を持って、障害福祉課へ

心身障害者扶養年金

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294
【対　　象】次に掲げる障がい児（者）を扶養している保護者で健康な65歳未満のかた
①身体障害者手帳1～3級までの所持者
②療育手帳所持者
③精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者
④上記と同程度と認められる障がいがあるかた
【内　　容】毎月掛け金を納めると、加入者に万一のことがあった場合、障がいがあるかたに一定の年金が支払われます

特定疾病療養者見舞金

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294
千葉県の特定疾患医療受給者票または柏市小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けていて、4月1日までに登録申請をし、1月1日に市内の住民基本台帳に登録されているかたに、お見舞金を支給します。
【金　　額】一律年額60,000円
【申し込み】預金通帳、印鑑、千葉県の特定疾患医療受給者票または柏市小児慢性特定疾患医療受診券を持って、障害福祉課へ
【そ の 他】登録申請を提出した翌年度から支給対象となります。

特定疾患治療研究事業

▶保健所保健予防課　TEL 7167-1254　FAX 7167-1732
千葉県では、国の指定した疾患について認定基準に該当する場合、一部医療費の助成を行っています。

小児慢性特定疾患の医療給付

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256　FAX 7167-1732
【対　　象】小児慢性特定疾患の国基準に該当する18歳未満の子ども（11疾患群514疾病）
【内　　容】特定慢性疾患の子どもが適切な医療を受けながら健やかに成長できるよう、その治療費用（医療保険自己負担分）の一部を助成しています

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

▶保健所保健予防課　TEL 7167-1254　FAX 7167-1732
先天性血液凝固因子障害等患者のかたは、治療に掛かる医療保険等の自己負担分の助成が受けられます。

肝炎治療特別促進事業

▶保健所保健予防課　TEL 7167-1254　FAX 7167-1732
千葉県では、B型およびC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療にかかる医療保険の自己負担分の助成が受けられます。

難病相談

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256　FAX 7167-1732
難病患者とそのご家族を対象に、療養生活等の相談・支援を行っています。

難病相談・支援センター

▶東葛北部地域難病相談・支援センター（慈恵医大柏病院）
TEL 7167-9681
難病患者とその家族の相談支援、難病に関する情報提供を行っています。

障がい福祉サービス事業施設等通所者交通費助成

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243　FAX 7167-0294
障がい福祉サービス事業施設や地域活動支援センター等に通所している障がい者の通所に掛かる費用を助成します（助成額には限度額があります）。

被爆者援護事業

▶保健福祉総務課　TEL 7167-1131　FAX 7164-3917
被爆者健康手帳の交付申請・原爆症の認定申請・健康管理手当等の各種原爆被爆者手当の申請・医療費の支給に係る申請など被爆者援護事業の受け付けをしています。また、健康診断を実施しています。

被爆者健康管理見舞金

▶保健福祉総務課　TEL 7167-1131　FAX 7164-3917

「被爆者健康手帳」を持っていて、8月1日に市内の住民基本台帳に登録され、被爆者健康管理見舞金を申請し認定されたかたへ、各年度ごとに支給します。

重度心身障害者医療費の助成

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2のかたで同一健康保険加入者等の当該年度の市民税所得割額の合計額が23万5千円未満のかた（例外として所得制限なく助成の対象となる場合があります）

【助 成 額】健康保険診療分の最終的な自己負担額（入院時は医療費だけとなります）

【申し込み】身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、預金通帳、印鑑を持って、障害福祉課へ

精神障害者入院医療費の助成

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】精神疾患で入院しているかたで次に該当するかた（※）

本人とその家族等が、ともに1年以上市内に居住し、市の住民基本台帳に登録され、市民税の所得割額が16万円未満

※アルコール・薬物等の急性中毒・依存症、知的障がい、認知症の入院は除きます。親権者・配偶者以外の家族等が本人と同居している場合は、家族等の市民税所得割額が16万円未満

【助 成 額】医療費（保険診療分）の最終的な自己負担額の2分の1

※申請した月分から助成になります

【申し込み】病名と入院日および入院加療中と記載された診断書、預金通帳、健康保険証、印鑑を持って、障害福祉課へ

自立支援医療

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

次の公費負担医療制度を利用したいかたは、申請手続きが必要となります。

・医療費は、保険診療分の自己負担が1割となりますが、一定所得以上のかたは、対象外となる場合があります
・さらに疾病の状態や所得に応じて、負担の軽減措置が取られます

■自立支援医療

更生医療	18歳以上のかたで、視覚、聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、小腸機能、そしゃく機能、免疫機能のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けたかたで、医療によりその障がいを取り除くあるいは軽減できると判断されたかた ※一部身体障害者手帳交付前でも申請可
精神通院医療	通院により継続して精神疾患の治療を受けているかた
育成医療	18歳未満のかたで、現存する疾患を放置すると、将来において視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能、肢体不自由、そしゃく機能、免疫機能、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、その他の内臓機能障がいのいずれかを残す場合に、医療によりほぼ正常と変わりない機能を回復できると判断されたかた

一時介護委託料の助成

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243　FAX 7167-0294

障がい者（児）を家庭で介護しているかたが、病気・介護疲れなどの理由で、介護を一時的に委託した場合に支払った介護料金の助成が受けられます（事前の登録が必要）。

【助　成　額】1日5時間未満の場合は2,500円まで
1日5時間以上の場合は5,000円まで

【助成の範囲】1回に連続7日を限度とし、年間5万円が限度

【申 し 込 み】家族が記載された住民票（住民票確認に不同意の場合だけ）・預金通帳・印鑑を持って、障害者相談支援室へ

補装具費・日常生活用具費の助成

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243　FAX 7167-0294

補装具の購入や修理、日常生活に必要な用具の購入に要した費用を助成します。

※対象となる品目は、障がいの種類や等級などにより助成金額・耐用年数が異なります

配食サービス

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

一人暮らしの障がい者または障がい者だけの世帯で、疾病等により調理が困難なかたの自宅に夕食を有料で配達します。なお、所得制限があります。

介護用品（紙おむつ等）の給付

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

身体障害者手帳1級または2級のかたで常時紙おむつを使用しているかたに、毎月紙おむつ等を支給します。なお、所得制限があります。

理髪費用助成

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

ねたきりの身体障害者手帳１級のかたに、訪問により理髪サービスを受けるときの出張料を年４回を限度に助成します。なお、所得制限があります。

緊急通報装置の貸与

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

身体障害者手帳１級または２級の一人暮らしのかた等に、「緊急通報装置」を貸与設置します。なお、所得制限があります。

寝具の乾燥消毒

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

独居または世帯員すべてが心身障がい者の世帯のために、寝具乾燥車が月１回巡回し、布団など寝具の乾燥消毒を行います。なお、所得制限があります。

訪問入浴サービス

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243　FAX 7167-0294

家族などによる介護では入浴できない、ねたきりの重度身体障がい者のために、週１回を限度に訪問入浴車を派遣しています。

住宅改造費の助成

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243　FAX 7167-0294

身体障がい者の使用、または安全を確保するために、居室、浴室、便所、玄関、階段など住宅を改造する場合、50万円を限度として実費を助成します。ただし、介護保険対象者については、介護保険が優先されます（新築、増改築は対象となりません）。

【対　　象】

身体障害者手帳で、上・下肢または体幹不自由１・２級、視覚障がい１・２級と認定されたかたで以下の要件をすべて満たしているかた

①本人が市内に１年以上居住しており、住民登録があること

②世帯の市民税所得割額の合計額が30万円未満であること

③前年度および前々年度の市民税を滞納していないこと

◎市民税所得割額によって補助額が異なります

NHK放送受信料の減免

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294
　またはNHK船橋営業センター　TEL 047-435-8100

対　象　者	減免金額
次に掲げるかたが、世帯主で、契約者でもある場合 ・視覚障がい者・聴覚障がい者・身体障がい者１・２級のかた ・精神障害者保健福祉手帳１級のかた ・療育手帳Ⓐの１、Ⓐの２、Ⓐ、Ａの１、Ａの２のかた	半額
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の世帯	全額

【申し込み】障害福祉課にある所定の申請書に証明を受けた後、NHK船橋営業センターへ

盲ろう者向け通訳・介助員派遣

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

盲ろう者（聴覚および視覚の重複障がい者）のコミュニケーションの円滑化を図るため、通訳・介助員の派遣をします。

【申し込み】盲ろう者向け通訳・介助員派遣登録の手続き後、申請となります

手話通訳者・要約筆記者

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

聴覚または音声、言語に障がいのあるかたのコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。

【申し込み】希望するかたは、身体障害者手帳と印鑑を持って、障害福祉課へ。手話通訳者・要約筆記者派遣登録の手続き後、申請を受け付けします

【市役所で】障害福祉課には手話通訳者がいます。市役所内でお困りのときはご利用ください
月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分

声の広報

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

視覚障がい者に「広報かしわ」（月２回発行）などを音訳し郵送しています。

点字広報

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

視覚障がい者に「広報かしわ」（月２回発行）などを点訳し郵送しています。

福祉タクシー（寝台車）

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】身体障害者手帳１級・２級で、居宅で常に床についていて、常時介護を必要とし、寝台車によらなければ移動することが困難なかた
※所得制限あり

【内　　容】医療機関への受診時の送迎費の一部を助成します
※助成限度額あり

【申し込み】障害福祉課へ

福祉タクシー

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】身体障害者手帳で第一種と認定されたかた（聴覚障がい者を除く）と、療育手帳でⒶの１～Ａの２と判定されたかた、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けているかた
※心身障害者用自動車燃料費の助成制度を利用しているかた、施設入所や長期入院は対象外です

【内　　容】福祉タクシー利用券を利用すると、タクシー乗車１回につき初乗り料金分を助成します。市民税所得割額によって、助成枚数が異なります

【申し込み】身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持って、障害福祉課へ

障がい福祉サービス・障がい児通所支援

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243　FAX 7167-0294

身体障がい・知的障がい・精神障がい者のかたで、次のサービスを利用するためには、申請手続きが必要となります。

・サービスの利用にあたっては、市民税の課税状況により、自己負担がある場合があります
・施設でのサービスを利用する場合は、実費（食費・光熱水費）も自己負担となります
・上記の自己負担は所得に応じて、個別の減免措置があり、上限額が設定されます。利用希望者は障害者相談支援室へお問い合わせください

■障がい福祉サービス

介護給付	・居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護 ・行動援護・療養介護・生活介護 ・短期入所（ショートステイ）・重度障害者等包括支援 ・施設入所支援
訓練等給付	・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 ・共同生活援助（グループホーム）

■障がい児通所支援

障がい児通所支援	・児童発達支援・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

外出介護

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243　FAX 7167-0294

重度の下肢障がい、体幹機能障がい、移動機能障がい、知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳１級・２級で、屋外での移動が困難なかたの外出を支援します。

【利 用 料】原則１割負担

【申し込み】障害者相談支援室へ申請後、利用券を交付

日中一時支援

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243　FAX 7167-0294

障がい者（児）を介護している家族のかたが、一時的に介護できない場合に、施設等で日中預かりおよびデイサービス等の支援を行います。

【利 用 料】原則１割負担

【申し込み】障害者相談支援室で申請後、受給者証を交付

柏市中途視覚障害者自立更生支援事業

▶障害者相談支援室　TEL 7167-1243

中途視覚障がい者の自立を支援し、社会参加を促進するための支援事業です。

【対　　象】市内在住で、18歳以上の中途視覚障がい者で以下の要件に当てはまるかた
①在宅生活を送っているかた
②身体障害者手帳（視覚障がい）を持っているかた

【内　　容】日常生活技術支援、移動・歩行支援、コミュニケーション支援など

有料道路通行料の割引

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】身体障害者手帳・療育手帳を持つかた
※第二種障がい者は本人の運転が条件です

【申し込み】身体障害者手帳か療育手帳・車検証・運転免許証（本人が運転する場合）を持って、障害福祉課へ。
ETC割引を利用する場合は、障がい者本人名義（未成年の場合は親権者）のETCカードと、ETC車載器の管理番号（セットアップ申込書・証明書など）を確認できるものが必要です

心身障害者用自動車燃料費の助成

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

【対　　象】（本人が運転）
身体障害者手帳第一種・１～３級・下肢４～６級・体幹５級、精神障害者保健福祉手帳１級のかた
（同一世帯の家族が運転）
身体障害者手帳第一種、療育手帳Ⓐの１、Ⓐの２、Ａの１、Ａの２、精神障害者保健福祉手帳１級のかた
※福祉タクシー利用券を使用しているかた、施設入所や長期入院を除きます

【助成内容】障がい者本人またはその家族が障がい者のために使う自動車の燃料費の一部（税相当分）。市民税所得割額によって助成額が異なります
【申し込み】身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、車検証、印鑑を持って、障害福祉課へ

自動車税（自動車税・軽自動車税・取得税）の減免

▶柏県税事務所　TEL 7147-1231　FAX 7147-8749
軽自動車税は
市民税課　TEL 7168-1612　FAX 7167-3203

【対　　象】身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳の交付を受け、特定の障がいについて一定の級・重度の障がいに該当するかた。精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けているかた
【減免内容】障がい者本人か障がい者と生計を同一にするかたが障がい者のために使用する自動車について自動車税または軽自動車税（重複は不可）、自動車取得税が減免となります
【申請方法など】自動車税・自動車取得税は柏県税事務所、軽自動車税は市民税課にお問い合わせください

自動車運転免許取得助成

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

身体障がい者が、就労等で自動車の運転免許を取得する場合に、費用の一部を助成します。

【対　　象】身体障害者手帳1～4級の交付を受けているかた
【助 成 額】費用の3分の2　※限度額10万円
【申し込み】事前に障害福祉課へ

自動車改造費の助成

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

身体障がい者が、就労等で自ら運転する自動車の操行装置および駆動装置等を改造する場合に、費用を助成します。

【対　　象】身体障害者手帳で上肢・下肢または体幹機能障がいの1～3級のかた。但し、所得制限があります
【助 成 額】限度額10万円
【申し込み】事前に障害福祉課へ

車いすの貸し出し

▶柏市社会福祉協議会（教育福祉会館1階）
TEL 7165-0880　FAX 7165-1355
（沼南社会福祉センター内）
TEL 7193-2941　FAX 7193-3161
柏寿荘　TEL 7131-9511　FAX 7132-3440
いこい荘　TEL 7192-1401　FAX 7193-3303

【対　　象】緊急一時的に車いすを必要とするかた
【貸出期間】3カ月まで
【使 用 料】無料

柏市社会福祉協議会

▶柏市社会福祉協議会総務課
TEL 7163-9000　FAX 7163-9300

柏市社会福祉協議会は、地域の住民や社会福祉法人に加えボランティア団体等社会福祉に関する活動を行うかたの協働により、「共に支え合う地域社会づくり」の推進役として、さまざまな事業に取り組んでいます。

施設・課名	所在地
介護予防センターいきいきプラザ（総務課・地域支援課）	柏5-11-8
沼南社会福祉センター（地域支援課）	風早1-2-2
教育福祉会館1階ボランティアセンター（地域支援課）	柏5-8-12

障がい者施設

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

就職することが困難なかたや日常生活を営む上で支援を必要とするかたが、通所または入所して必要な作業支援と生活支援を行います。

■市内と近隣施設

名　称	定員	障がい種別	通所	入所
沼南育成園	86人	知的		○
豊四季光風園	40人	知的		○
みどり園	120人	知的		○
元気ハウス	20人	精神		○
市立青和園	50人	知的	○	
市立朋生園	50人	知的	○	
いずみ園	40人	身体	○	
あすか園	40人	知的	○	
一ツ木園	20人	知的	○	
ひびき園	30人	知的	○	
美南園	35人	知的	○	
ひまわり園	20人	知的	○	
わかたけ社会センター	20人	知的	○	
たけのこ	20人	知的	○	
ラポール	20人	身体・知的・精神	○	
わたの実	27人	身体・知的・精神	○	
生活工房こだま	20人	知的・精神	○	
工房スノードロップ	40人	精神	○	
よつば就労センター	32人	精神	○	
青い鳥	30人	精神	○	
ザザビー・ドゥ	24人	身体・知的	○	
皆来	38人	知的・精神	○	
自立支援塾クリード北柏	40人	知的・精神	○	
being room	20人	知的・精神	○	
ハッピーウェーイ	20人	身体・知的・精神	○	
わたげワークス	20人	精神	○	
かるのこ	20人	精神	○	

知的障がい児施設

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

知的障がいの児童が入所し、保護するとともに、独立自活に必要な知識・技能を身に付ける支援を行います。

【そ の 他】利用については、柏児童相談所(TEL 7131-7175・FAX 7134-4152)へご相談を

■市内施設

名　称	豊四季光風園	桐友学園
定　員	12人	30人

障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）

▶障害福祉就労支援センター　TEL・FAX 7163-9353

障がいのあるかたに対し、生活訓練事業や就労支援事業を行うことで、自立と社会参加を支援します。

(1)生活訓練事業

【対　　象】在宅で生活する18歳以上の身体障がい者等

【内　　容】リハビリ倶楽部ステップ(生活訓練)、失語症患者交流会、高次脳機能障がい者支援、リハビリ相談、聞こえない・聞こえにくいかたの講習会

(2)就労支援事業

【対　　象】企業で働くことを希望する、市内在住で15歳以上の身体・知的・精神・発達・高次脳機能障がいのあるかた。原則、障害者手帳を所持しているかた、または所持見込みのかた。国が定める難病と診断されたかた

【内　　容】就労相談事業、職業能力評価事業、職業準備訓練事業、就職活動支援事業、定着支援事業、企業支援事業

【利 用 料】無料

【申し込み】相談は予約制となりますので、事前に電話予約を

地域活動支援センター

▶障害福祉課　TEL 7167-1136　FAX 7167-0294

障がいのあるかたが通所し、創作的活動や生産活動を行い、地域との交流の促進を行う施設です。

高齢者のために

老齢福祉年金とは

▶保険年金課　TEL 7167-1130　FAX 7167-8103

国民年金の発足当時すでに高齢であったため、老齢年金や通算老齢年金を受け取る資格を満たすことができないかたを救済するための制度です。

■老齢福祉年金の受給要件と支給の制限

<table>
<tr><td colspan="2">受け取るための要件</td><td>①明治44年4月1日以前に生まれたかたが70歳になったとき
②明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれ、保険料納付期間が1年未満で、かつ保険料を納めた期間と免除期間を併せた期間が下表のとおりのかたが70歳になったとき
<table><tr><td>明治45年4月1日以前に生まれたかた</td><td>4年1カ月以上</td></tr><tr><td>明治45年4月2日～大正2年4月1日に生まれたかた</td><td>5年1カ月以上</td></tr><tr><td>大正2年4月2日～大正3年4月1日に生まれたかた</td><td>6年1カ月以上</td></tr><tr><td>大正3年4月2日～大正5年4月1日に生まれたかた</td><td>7年1カ月以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給の制限</td><td>公的年金等を受給している場合の制限</td><td>①厚生年金や共済年金を受けている場合で、その年金額が一定額を超える場合は全額支給停止となり、それ以下であれば差額が支給されます
②戦争公務による扶助料は、当時の階級が大尉以下であれば制限されません</td></tr>
<tr><td>所得による制限</td><td>本人、配偶者または扶養義務者の前年所得が一定額を超える場合は、全額支給停止されます</td></tr>
</table>

敬老祝金

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】4月1日現在、市内に居住し、住民登録をしているかたで、100歳の年齢に達し、9月1日現在も居住しているかた(対象者の年齢は、4月1日から翌年3月31日に該当年齢に達するかた)

【祝　　金】100歳…30,000円

【申し込み】対象者には、市から申請書が郵送されます。必要事項を記入の上、高齢者支援課へ申請してください

後期高齢者医療制度

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103
▶千葉県後期高齢者医療広域連合
TEL 043-308-6768　FAX 043-206-0085

【開始の日】75歳の誕生日から

【一定の障がいがあるかた】

満65～74歳で、身体障害者手帳1～3級、または4級の一部に該当する障がいや精神障害者保健福祉手帳1級・2級に該当するかたは申請により認定ののち、後期高齢者医療制度の対象になります

【保険料の計算方法】

均等割額（加入者が等しく負担するもの）と所得割額（加入者の前年の所得に応じて負担するもの）を合計して、個人単位で計算します

【保険料の納付方法】

年金からの天引きと、納付書や口座振替での納付（普通徴収）があります

後期高齢者医療制度の給付

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103
▶千葉県後期高齢者医療広域連合
TEL 043-216-5013　FAX 043-206-0085

後期高齢者医療制度のかたが医療機関の窓口で支払う一部負担金は、所得に応じて1割または3割になります。

【葬祭費の支給】

被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った人に50,000円が支給されます

◎申請に必要なもの

被保険者証、施主の認印、施主名義の預金通帳、施主を証する書類（会葬礼状、葬儀費用の領収書等）

【高額療養費】

保険診療の医療費が1カ月の自己負担限度額を超えた場合は、申請により超えた額を高額療養費として支給します。該当するかたには診療月の約3カ月後に申請用紙を送ります

■1カ月の医療費の自己負担限度額

一部負担金の割合		自己負担限度額	
		外来（個人単位）	入院＋外来（世帯単位）
3割（現役並み所得者）		44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算 （過去12カ月に4回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は44,400円）
1割	一般	12,000円	44,400円
	低所得者Ⅱ（注1）	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ（注2）		15,000円

（注1）低所得者Ⅱとは、世帯の全員が市民税非課税のかた
（注2）低所得者Ⅰとは、世帯の全員が市民税非課税で、その世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額80万円で計算）が0円となるかた

■入院時の食事代の標準負担額

負担割合	所得区分		1食あたりの食費（標準負担額）
3割	現役並み所得者		260円
1割	一般		260円
	低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
		過去12カ月で減額認定証の交付を受けていた期間の入院日数が90日を超える入院（長期該当）	160円
	低所得者Ⅰ		100円

入院中の食事に掛かる費用のうち、1食あたり上記の標準負担額が自己負担となります。
低所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅱ（長期該当）のかたは、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請して認定証の交付を受けてください。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅱ（長期該当）に該当するかたは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口に提示することで、医療機関等での窓口負担の上限を低く抑えたり、入院時の食事代を上記の標準負担額にすることができます。

高額医療・高額介護合算療養費制度

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103
▶千葉県後期高齢者医療広域連合
TEL 043-216-5013　FAX 043-206-0085

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間で合算し、下記の限度額を超えた場合に支給される高額医療・高額介護合算療養費制度があります。

■合算した場合の限度額（年額・毎年8月～翌年7月）

所得区分	70歳以上の限度額
現役並み所得者	67万円
一　般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

後期高齢者医療制度にかかわる届け出

▶保険年金課　TEL 7191-2594　FAX 7167-8103
▶千葉県後期高齢者医療広域連合
TEL 043-308-6768　FAX 043-206-0085

届け出が必要な場合
- 県外から転入してきたとき
- 県外に転出するとき
- 県内で住所が変わったとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度に加入しているかたが亡くなったとき
- 交通事故でけがをし、後期高齢者医療被保険者証を利用して治療を受けたとき、または治療を受けようとするとき
- 後期高齢者医療被保険者証を紛失したとき

後期高齢者医療に加入しているかたの保健事業利用券の交付

▶保険年金課　TEL 7164-4455　FAX 7164-1263

【対　　象】千葉県後期高齢者医療に加入されている市内在住のかた（保険料に未納がある場合は除く）
【交付の内容】市の指定した施設で「はり等施術事業」と「お口のクリーニング事業」を受ける場合、料金の一部を助成する利用券を１人８枚（1枚につき1,000円の助成）交付しています
【手　続　き】被保険者証を持参の上、保険年金課、沼南支所、柏駅前行政サービスセンターまたは各出張所で申請してください。後日、利用券を郵送します

【はり等施術事業】
はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧。１回につき利用券を１枚使用。自己負担額は各施設により異なります

【お口のクリーニング事業】
茶渋やタバコのヤニによる着色、義歯などの汚れの除去、歯磨き指導等。費用4,000円に対し、１～４枚使用可。差額は自己負担

柏市75歳以上の健康診査

▶保険年金課　TEL 7164-4455　FAX 7164-1263

市内在住の千葉県後期高齢者医療に加入のかたを対象とした健康診査で、血液検査・尿検査等を行います。対象者には、毎年個別にお知らせします。

地域包括支援センター

高齢者のための福祉と保健の総合相談窓口です。介護予防教室の実施や介護保険を含め、さまざまな保健福祉サービス等の相談と申請手続き等を受け付けます。最寄りの地域包括支援センターについてはP.65をご覧ください。

緊急通報システム

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】65歳以上の一人暮らしのかた　※所得制限あり
【内　　容】緊急時にペンダント型無線発信機または電話機から、相談員が待機する管理センターに通報することができます
【利 用 料】有料
【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課にご相談ください

養護老人ホームへの入所

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282
または福祉活動推進課
TEL 7167-2318　FAX 7167-8381

【対　　象】住環境および経済的な事情により自宅で生活することができないかたで、低所得世帯に属している、おおむね65歳以上のかたが生活するための施設です
【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センターにご相談ください

訪問口腔（くう）衛生指導・訪問歯科診療

▶柏歯科介護支援センター
TEL 7147-6480　FAX 7147-6481

在宅で歯科医院に通院できないかたに対して、家庭訪問による口腔ケア指導を行います。また、入れ歯など治療が必要なかたへは家庭訪問による診療を行います。

かしわ広域後見支援センター

▶柏市社会福祉協議会
TEL 7165-1144　FAX 7163-9199

かしわ広域後見支援センターでは、適切なサービスの提供が受けられない高齢者や障がい者などに、各種福祉サービスの利用手続きの援助、金銭管理、財産保全サービスなどを行うことで、地域で安心して生活が送れるようサポートします。

【対　　象】高齢者や障がい者
※契約内容を判断する能力のあるかた
【利 用 料】実際のサービスに掛かる費用は利用者の実費負担となります（生活保護世帯は無料）

生活支援短期宿泊

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】65歳以上のかたで、自立認定または自立相当のかた
【内　　容】体調調整が必要なときや、介護者のかたが病気等により自宅で介護することが困難なときに、養護老人ホーム等に宿泊できます
【利 用 料】有料
【申し込み】印鑑を持って、高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課へ

有償在宅福祉サービス（さわやかサービス）

▶柏市社会福祉協議会　さわやかサービス　TEL 7162-2557　FAX 7163-9199
　　移動サービス　TEL 7193-2941　FAX 7193-3161

高齢者や障がいをお持ちのかたなど、日常生活にお困りのかたに、在宅福祉サービスを提供するものです。在宅福祉サービス（別表）は、市民相互の助け合いを基本とする住民参加型の有償サービスです。サービスを提供する協力会員も、サービスを受ける利用会員も、登録をしていただきます。ただし、移動サービスについては、柏市社会福祉協議会の職員がサービスを提供します。

【年会費】1,200円

■有償在宅福祉サービス（さわやかサービス）

サービスの種類	援助内容	時　間	利用料金
生活援助サービス	調理、洗濯、掃除、買い物、産前産後の支援など	月～土曜日　午前7時～午後7時 ※日曜日・祝日・年末年始を除く	1時間　880円 ※1時間以降30分　440円
介護サービス	外出介助、食事介助、排せつ介助、清拭、見守りなど		1時間　1,100円 ※1時間以降30分　550円
緊急通報サービス	（株）ホームネットの安心ネットワークを会員価格で斡旋します	24時間（年中無休）	1カ月当たり　3,990円 ※別に機器設置料が掛かります
移動サービス	車いす利用者に福祉車両での通院等の送迎（同乗者が必要）	月～土曜日　午前9時～午後5時 ※日曜日・祝日・年末年始を除く	市内片道440円、市外片道550円 駐車料金等は実費

家族介護慰労金

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】介護保険の居宅・施設サービスを利用せず、月の初日から末日まで医療機関に入院（通算7日間以内の入院は除く）をしていない要介護4または要介護5の認定を受けている要介護高齢者と同居し、家庭で介護している家族やその他家族に準じるかた

【申し込み】対象と思われるかたには3カ月ごとに支給のお知らせと申請書をお送りします。要介護高齢者が加入している健康保険証のコピーを添えて申請してください

【支　給　額】月額8,200円

【その他の慰労金】対象と思われるかたには別途通知します

はいかい者探索システム

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】65歳以上の要支援以上で、はいかい行動のあるかた　※所得制限あり

【内　　容】小型の探索機を身に付けることで、PHSの位置探索システムを使って利用者の位置を探索ができます

【利 用 料】有料

【申し込み】印鑑を持って、高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課へ

配食サービス

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】次のどちらかの要件に該当し、世帯全員が要支援・要介護認定を受けている調理困難なかた
※所得制限あり
①65歳以上の一人暮らし
②65歳以上のかただけの世帯

【内　　容】自宅に夕食を配達します。また、配達は手渡しになりますので安否の確認もできます

【利 用 料】有料

【申し込み】印鑑を持って、高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課へ

送迎費用助成

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】要介護3以上で65歳以上のねたきりのかた
※所得制限あり

【内　　容】医療機関受診時の送迎費の一部を助成します
※自宅と医療機関相互間が対象です
※特殊寝台車利用が対象です

【利 用 料】助成限度額あり（限度額を超えた場合は自己負担）

【申し込み】印鑑を持って、高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課へ

住宅改造費補助

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】要支援・要介護認定を受けている65歳以上のかた
※所得制限あり

【内　　容】日常生活の中で、既存住宅に改造が必要な場合に、改造費用の一部を補助したりします

【申し込み】必ず工事前に高齢者支援課にご相談ください

介護用品（紙おむつ等）の給付

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】65歳以上の要介護2以上のかたで、常時紙おむつ等を使用しているかた　※所得制限あり

【内　　容】紙おむつを配達します　※要介護度と世帯の市民税課税状況により内容が変わります

【利 用 料】無料

【申し込み】印鑑を持って、高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課へ

理髪費助成

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】65歳以上で要介護1以上の、ねたきりのかた
※所得制限あり

【内　　容】訪問により、理髪サービスを受けるときの費用の一部を助成します

【申し込み】印鑑を持って、高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課へ

寝具の乾燥消毒

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】次のすべての要件に該当するかた
①65歳以上で、要支援以上のかた
②世帯全員が寝具の乾燥消毒（布団干し）が困難
※所得制限あり

【内　　容】月1回自宅にて寝具の乾燥消毒を実施

【利 用 料】無料

【申し込み】印鑑を持って、高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課へ

寝具丸洗い

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

【対　　象】要支援以上のねたきりまたは認知症で、失禁症状のある65歳以上のかた　※所得制限あり

【内　　容】年2回まで、寝具を預かり洗濯後返却します

【利 用 料】無料

【申し込み】印鑑を持って、高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支所窓口サービス課へ

介護予防グループ支援

▶福祉活動推進課　TEL 7167-2318　FAX 7167-8381

【対　　象】次のすべての要件を満たす団体。または団体の立ち上げ準備をしている団体
①市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者を対象として、月1回以上介護予防目的の活動をしている10人以上の団体
②虚弱な高齢者も参加できるよう、活動を支えるボランティア等の人的支援体制が整っていること
③介護予防が必要な高齢者の誘い出しと見守りができるよう、地区社協や町会・民生委員児童委員・健康づくり推進委員など、地域の制度ボランティアと連携して活動していること
※営利・宗教活動・政治活動を目的としている団体および介護保険法で規定する指定居宅サービス事業者は対象外となります

【内　　容】①介護予防プログラムの提供
②備品の貸し出し

【利 用 料】無料

高齢者インフルエンザ予防接種

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256　FAX 7167-1732

【対　　象】①65歳以上のかた
②60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳の心臓機能障がい1級、腎臓機能障がい1級、呼吸器機能障がい1級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい1級のいずれかに該当するかたか相当するかた

【回　　数】実施期間中1回

【費　　用】一部自己負担金があります（金額未定）
※対象のかたが生活保護世帯の場合は自己負担が免除になります。事前に生活支援課にて、保護受給証明書を受け取り、予防接種を受ける医療機関の窓口に提出してください

【実施時期】『広報かしわ』でお知らせします

【申し込み】事前に高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関にお問い合わせの上、健康保険証か保護受給証明書を持参し、受診してください
※他の予防接種との間隔は医師に相談してください。千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度があります

【そ の 他】接種の意思確認が困難なかたについては、接種できない場合があります

ロコモフィットかしわ

▶障害福祉就労支援センター　TEL・FAX 7163-9353

気軽にロコモティブシンドロームの予防に取り組むことができるよう、近隣センター等の身近な地域で体操教室を開催しています。

【対　　象】市内に居住する65歳以上のかた
※各会場ごとに定員があります

【回　　数】月2回、5カ月間

【会　　場】市内の近隣センター、ふるさと会館等

運動でからだ元気塾

▶障害福祉就労支援センター　TEL・FAX 7163-9353

いつまでも自信をもって元気に活動できるように、生活の中で続けることを目標とした運動プログラムを行います。

【対　　象】65歳以上で、運動器の機能向上プログラムが必要と判定されたかた

【回　　数】週1回、原則6カ月間

【場　　所】障害福祉就労支援センター、南部老人福祉センター

介護予防教室

▶福祉活動推進課　TEL 7167-2318　FAX 7167-8381

健康で快適な毎日を過ごすため、心身の衰えを予防し日々の生活を見直すための教室を開催しています。

【対　　象】65歳以上の高齢者で介護予防サービスの利用が必要と判定されたかた
※要支援・要介護認定を受けたかたを除きます

【内　　容】運動・栄養・口腔等に関する介護予防教室プログラム

プログラム名	内容	期間・回数
総合型介護予防教室（健やかさんさん教室）	転倒予防や栄養・口腔（くう）ケアなどさまざまな介護予防について学びます	週1回 3カ月程度
口腔機能向上事業（歯っぴいライフ教室）	口の中のお手入れ方法や楽しく安全な食事を取るための正しい知識を学びます	週1回 全4回
栄養改善事業（いきいき食っく相談）	低栄養状態の改善をするために、個別訪問の相談に応じます	計6回 程度

老人クラブ

▶柏市老人クラブ連合会事務局（沼南社会福祉センター内）
TEL 7190-1902

地域福祉活動、研修・教養の向上、社会福祉活動など地域社会づくりを推進するため活動しています。

【対 象 者】市内在住のおおむね60歳以上のかた

福祉バスの貸し出し

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

市内の老人クラブ・高齢者団体・障がい者団体・子育て支援団体等の研修や視察等に福祉バスを貸し出しています。

【利用料金】有料道路、駐車場、燃料費は自己負担

【利用期間】1回の利用期間は1泊2日まで（年4日までの限度）

【休 業 日】土・日曜日、祝日、年末年始

【申し込み】利用する月の3カ月前から受け付けます

柏市シルバー人材センター

▶柏市シルバー人材センター
TEL 7166-6681　FAX 7163-4150

市内にお住まいの60歳以上のかたで、健康で働く意欲と能力のあるかたに仕事を紹介します。

【入会手続き】

毎月一回実施している入会説明会に参加した後に、後日入会申し込みをしてください

【入会時必要なもの】

写真（3カ月以内のもの）、
年会費（4月～翌年3月まで）3,600円

【所 在 地】柏255-33

【休 業 日】土・日曜日、祝日、年末年始

【仕事の請負】植木の手入れ、除草、ふすま・障子の張り替えなど、高齢者にできる仕事

介護保険

介護保険に加入するかた

▶高齢者支援課　TEL 7167-1134　FAX 7167-1282

住民登録をしている65歳以上のかたと、40～64歳のかたで医療保険に加入しているかたが加入者になります。

65歳以上のかたは全員に、40～64歳のかたは申請された場合（健康保険証持参）に、介護保険証を交付します。

こんなときは届け出を

▶高齢者支援課　TEL 7167-1134　FAX 7167-1282

次のような場合は、14日以内に必ず高齢者支援課、沼南支所窓口サービス課、柏駅前行政サービスセンター、各出張所へ届け出てください。

■介護保険の届け出一覧

こんなとき	用意する物
死亡したとき	介護保険証
住所や氏名が変わったとき	介護保険証
他市区町村で要介護認定を受け、転入したとき	受給資格証明書
※他市町村へ転出するとき	介護保険証

※他市町村の介護保険施設等へ転出するとき、柏市が引き続き保険者になる場合があります

介護サービスの利用の手続き

▶高齢者支援課　TEL 7167-1134　FAX 7167-1282

【対　　象】40～64歳で、初老期の認知症など、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要なかた

65歳以上で、①ねたきりや認知症などで常に介護を必要とするかた ②家事や身支度など、日常生活において支援が必要なかた

【申し込み】介護保険サービスを受けるには、要介護認定を受けることが必要です。本人または家族のかたが、高齢者支援課・沼南支所窓口サービス課・地域包括支援センターへ申請してください。なお、65歳以上のかたは介護保険証を、40～64歳のかたは健康保険証が必要です。また、事前に介護申請のために診察を受ける必要があります

介護保険料の金額

▶高齢者支援課　TEL 7167-1134　FAX 7167-1282

【40～64歳】

加入している健康保険組合等にお問い合わせください

【65歳以上】

平成26年度の保険料の年額は、別表のとおりです

■65歳以上の年額保険料（平成26年度）

段階	区　分	年間保険料額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税・生活保護受給者のかた	20,160円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	22,680円
特例第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	30,240円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	35,280円
特例第4段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	45,360円
第4段階（基準額）	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	50,400円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が140万円未満のかた	52,920円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が140万円以上170万円未満のかた	55,440円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が170万円以上200万円未満のかた	60,480円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	65,520円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満のかた	70,560円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満のかた	75,600円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満のかた	85,680円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満のかた	90,720円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満のかた	95,760円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満のかた	100,800円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満のかた	105,840円
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上のかた	110,880円

介護保険料の納付

▶高齢者支援課　TEL 7167-1134　FAX 7167-1282

【方　　法】年金が月額15,000円以上のかたは、年金から天引きされます。天引きできないかたは、納入通知書で納めてください（口座振替もできます）

【場　　所】市内の金融機関、ゆうちょ銀行、市役所、沼南支所、各出張所・柏駅前行政サービスセンター、コンビニエンスストア

【口座振替】預・貯金通帳、通帳に使用している印鑑と納入通知書を持って、市内の金融機関またはゆうちょ銀行の窓口でお申し込みください

介護保険料の減免

▶高齢者支援課　TEL 7167-1134　FAX 7167-1282

次に該当するかたで、介護保険料の支払いが困難な場合には、保険料が減免されることがありますので、減免申請書に必要書類を添えて提出してください。

- 主たる生計維持者が災害により財産に著しい損害を受けた
- 主たる生計維持者の死亡、長期入院により収入が著しく減少した
- 主たる生計維持者の収入が事業の休廃止等により著しく減少した
- 介護保険料が第1段階（生活保護を除く）、第2段階、特例第3段階または第3段階のかたで生活に困窮している（収入が生活保護基準の1.3倍程度）など

介護保険サービス

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

介護保険サービスは、要介護度ごとに設定された利用限度額の範囲内で、必要なサービスを組み合わせて利用することができます。なお、サービスを利用するには、ケアプラン（居宅サービス計画）が必要です。

1.居宅サービス

(1)訪問サービス(介護予防訪問サービス)

訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーによる身の回りの世話や生活援助を受ける
訪問入浴介護	家庭を訪問する移動入浴車等で、入浴の介護を受ける
訪問看護	家庭で看護師などから療養上の世話や診療の補助を受ける
訪問リハビリテーション	家庭で理学療法士や作業療法士などからリハビリ指導を受ける
居宅療養管理指導	家庭で医師・歯科医師・薬剤師などから療養上の管理・指導を受ける

(2)通所サービス(介護予防通所サービス)

通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターなどで、入浴・食事・機能訓練などを受ける
通所リハビリテーション(デイケア)	老人保健施設や医療施設などで、機能訓練などを受ける

(3)短期入所サービス(介護予防短期入所サービス)

短期入所生活介護(福祉施設へのショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期入所し、介護や機能訓練を受ける
短期入所療養介護(医療施設へのショートステイ)	介護老人保健施設などに短期入所し、介護・機能訓練などを受ける

(4)その他(介護予防サービスを含む)

特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所しているかたが、施設が提供する介護や機能訓練を受ける
福祉用具貸与(レンタル)	特殊ベッドや車いすなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りる ※介護度により借りることができる品目が異なります
福祉用具購入費の支給	入浴補助用具などの福祉用具の購入費の支給を受ける ※必ず福祉用具販売指定事業所で購入してください
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の支給を受ける ※着工前の「事前申請」が必要です
居宅介護支援(居宅サービス計画の作成)	ケアマネジャーにケアプランを作成してもらう (費用の自己負担はありません)

※原則として掛かった費用の1割を利用料として支払います
※通所介護・通所リハビリテーションを利用した場合には食費の自己負担があります

2.施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、自宅での生活が困難なかたに、介護、機能訓練、療養上の世話が受けられる施設
介護老人保健施設(老人保健施設)	病状の安定したかたに、看護やリハビリを中心とした医療ケアと介護を行う施設

※掛かった費用の1割のほかに、居住費、食費、日常生活費の自己負担があります(ただし、要支援1・2のかたは利用できません)

3.地域密着型サービス(一部介護予防サービスを含む)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護や訪問看護が連携しながら、定期的に自宅へ巡回(必要があれば、24時間対応)
夜間対応型訪問介護	夜間の ①定期巡回の訪問介護サービス ②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス
認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)	認知症対応のデイサービスセンターなどで、入浴・食事・機能訓練を受ける
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要介護者等の容態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービス
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が数人で共同生活を送りながら、介護や機能訓練を受ける
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム：定員29人以下)	常時介護が必要で、自宅での生活が困難なかたに、介護、機能訓練、療養上の世話が受けられる施設

※認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護および認知症対応型共同生活介護は介護予防サービスを含む(ただし、介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援1のかたは利用できません)

高額介護サービス費の支給

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

介護保険サービスで支払った1カ月の自己負担額が上限額を超えたとき、超えた金額を支給します。

特定入所者介護サービス費

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

低所得のかたを対象に、施設サービスの居住費、食費についての負担軽減があります。

社会福祉法人による施設サービス負担額軽減制度

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

この制度を実施している特別養護老人ホーム等に入所されているかたで、生計が困難と認められた場合は負担額が軽減されます。

介護保険居宅サービス利用者負担金助成

▶高齢者支援課　TEL 7167-1135　FAX 7167-1282

低所得のかたを対象に、訪問介護等の15種類の居宅サービスについて、利用者負担金の一部を助成します。

柏市立介護老人保健施設はみんぐ

▶柏市立介護老人保健施設はみんぐ
TEL 7134-0660　FAX 7134-5634

病状が安定していて、リハビリテーション中心の医療ケアを必要とするかたが入所する施設です。医学的な管理のもとで、介護やリハビリテーションなどが受けられます。

子どものために

子どものために

子育て情報

▶子育て支援課　TEL 7168-1034　FAX 7162-1055

各近隣センター・児童センターなどで配布する子育て支援情報誌『かしわこそだてハンドブック』や、子育てサイト「はぐはぐ柏」のホームページで、市内の子育てに関する情報を提供しています。

母子保健コーナー

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

母子健康手帳の交付・保健サービスの案内・受け付けなどを行っている窓口です。

【場　　所】市役所別館３階

妊娠届出と母子健康手帳の交付

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

妊娠したら「妊娠届出」を提出し、「母子健康手帳」の交付を受けてください。妊産婦や乳幼児の健康診査・予防接種を受ける際に必要です。母子健康手帳は、医師・助産師の診断を受けてから受け取ってください。

【申し込み】印鑑を持って、母子保健コーナーか沼南支所健康相談コーナー、柏駅前行政サービスセンター、各出張所へお越しください

妊婦一般健康診査（妊婦健診）

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

妊娠中は、月数に応じて定期的に健康診査を受け、身体の状態を確かめましょう。この健診を指定医療機関で受ける場合、14回分の健診費用（一定の範囲内）が助成されます。母子健康手帳を交付する際に受診票（母子健康手帳別冊）を渡しています。

ママパパ学級

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】初産婦とその夫

【内　　容】育　メ　ン　編：妊婦擬似体験や赤ちゃんのお世話体験
子育て・栄養編：赤ちゃんを迎えての生活、食生活チェック
すこやかママ編：健康とお腹の赤ちゃん、口腔衛生

【日　　時】市のホームページをご覧いただくかお問い合わせください

【場　　所】ウェルネス柏

【申し込み】保健所地域健康づくり課へ電話で

ママパパ・クッキング

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256　FAX 7167-1732

【対　　象】妊婦のかた（家族も可）

【内　　容】「家族の健康づくり」をテーマに、調理実習（離乳食の取り分け実習を含む）を行います

【日　　時】日程は『広報かしわ』でお知らせします

【場　　所】中央保健センター、アミュゼ柏

【申し込み】保健所地域健康づくり課へ電話で（先着順）

新生児訪問

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】生後28日以内の新生児期を市内で過ごす赤ちゃんと保護者

【内　　容】保健師・助産師が家庭訪問し、育児の相談・助言をします

【申し込み】赤ちゃんが生まれたら、出生連絡票（母子健康手帳別冊）をできるだけ早く提出してください

こんにちは赤ちゃん事業

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】生後４カ月までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭

【内　　容】各家庭に訪問し、地域の子育て情報を案内したり、子育ての相談を受けたりします

未熟児養育医療の給付

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256　FAX 7167-1732

【対　　象】指定医療機関で入院治療が必要な未熟児（出生時体重概ね2,000g未満）
【内　　容】入院治療が必要な未熟児に対し、必要な治療費の一部を助成しています。

未熟児・多胎出生児等家庭訪問

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】赤ちゃんの出生時の体重が2,500g未満や多胎出生児の場合など
【内　　容】保健師や助産師が家庭訪問を行い、発育や子育てなどの相談に応じます

乳児一般健康診査（乳児健診）

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

赤ちゃんの発育・発達状況などを確かめるために、定期健康診査を受けましょう。指定の医療機関で受診する場合、生後3～6カ月の間に1回、9～11カ月の間に1回、健診費用が助成されます。該当するかたには、母子健康手帳を交付する際に受診票（母子健康手帳別冊）を渡しています。

未熟児・多胎児等健康診査（のびのび相談）

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃん・多胎出生児で生まれたなど、発育発達が気になるお子さん
【内　　容】小児科医師による発育発達や子育てに関するさまざまな悩み・不安などの相談に応じています。また、保護者同士の交流も行われています

予防接種

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256　FAX 7167-1732

接種を希望されるかたは、指定医療機関にお問い合わせの上、必ず母子健康手帳を持参してください。
【対　　象】接種時に市内に住民票があり、各予防接種の対象年齢の者
【内　　容】接種の時期・対象年齢等は、予防接種ノートでご確認ください。詳しくは、『広報かしわ』や市のホームページでご確認ください

■法定接種（無料）
- BCG　・3種混合（DPT）／ジフテリア・百日咳・破傷風
- 不活性ポリオ　・2種混合／ジフテリア・破傷風
- 麻しん風しん（MR）混合　・日本脳炎
- 4種混合／ジフテリア・百日咳・破傷風・不活性ポリオ
- ヒブ・小児用肺炎球菌　・子宮頸がん

■任意接種（有料）
- おたふくかぜ　・水ぼうそう　・インフルエンザ
- B型肝炎　・ロタウイルス

1歳6カ月児健康診査

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】満1歳7カ月児には個人通知します
※転入されて間もないときなどは、通知が届かないことがあります
【内　　容】幼児初期の心身の発育・発達など、健康状態を確かめ、育児・食事・歯科などの相談を行います。また、健診会場において絵本を通した子育て支援事業「ブックスタート」を行います
【日程など】『広報かしわ』や市のホームページでお知らせします

不妊に悩むかたへの特定治療支援事業

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256　FAX 7167-1732

【対　　象】市内に住所を有する法律上の夫婦で、指定医療機関で特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けたかた。夫婦の所得合計が730万円未満であるかた
【内　　容】医療保険が適用されず、高額な医療費が掛かる特定不妊治療費（体外受精および顕微授精）の一部を助成しています

離乳食教室

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256　FAX 7167-1732

【対　　象】生後4～6カ月の乳幼児の保護者
【内　　容】離乳食の進め方、調理方法の実演、簡単調理法などを学びます
【日　　時】『広報かしわ』でお知らせします
【場　　所】中央保健センター
【申し込み】保健所地域健康づくり課へ電話で（先着順）

フッ化物歯面塗布

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1256・1257　FAX 7167-1732

【対　　象】2歳6カ月になる月に、該当者へは個人通知します
※転入されて間もないときなどは、通知が届かないことがあります
【内　　容】むし歯予防のフッ化物歯面塗布を、市内の指定医療機関（歯科医院）で行います
【場　　所】市内の指定医療機関
※指定医療機関名簿は、保健所地域健康づくり課・沼南支所健康相談コーナー・各近隣センター・柏駅前行政サービスセンターで配布しているほか、市のホームページでもお知らせしています

地域ぐるみの子育て支援（母と子のつどい等）

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】妊婦、1歳6カ月ごろまでの乳幼児と保護者
【内　　容】地域で親子の遊びを通してふれあい、交流を深めます。身体計測や子育ての相談もできます
【場　　所】近隣センターなど
【日程など】市のホームページ等でお知らせします。申し込みは不要です

子育て広場

▶しこだ児童センター
TEL 7145-2522　FAX 7145-5665

0～3歳くらいの乳幼児と保護者が集まり、一緒に遊びながら、情報交換や友達づくりをします。
【利 用 料】無料
【場　　所】しこだ児童センター、高柳児童センター、豊四季台児童センター、光ケ丘遊戯室、南部みんなの広場、布施遊戯室

地域子育て支援センター

▶保育運営課　TEL 7167-1137　FAX 7164-0741

各センターでは、子育て中のかたを応援するために、次の事業を行っています。いずれも費用は無料です。

①子育てサロン
就学前の子どもと保護者、妊婦さんが、手遊び・お話会・体操などをしながら情報交換や友達づくりをします。

②フロア・園庭開放
お部屋や園庭を開放して、親子で自由に遊べます。

③その他
市内の子育てサークル活動の支援や育児相談、出前保育、子育て関連の情報提供、園の行事参加など、各支援センターにおいてさまざまな企画をしています。

■地域子育て支援センター一覧

名称（実施園・所在地）	電話番号
こあら（酒井根保育園）	7172-2001
らっこ（富勢保育園）	7131-0179
ぽっかぽか（大津ケ丘3丁目4-102）	7191-1920
Kids Squareキッズスクエア（ひかり隣保館保育園）	7135-3715
おひさまクラブ（花の井保育園）	7197-7710
ばんびくらぶ（柏保育園）	7171-6700
サンサンたいよう組（巻石堂さくら保育園）	7166-7374
ひ・ま・わ・り（柏の葉キャンパス保育園）	7134-4774
ゆうゆう（みなみ高柳保育園）	7192-3745
おいかけっこ（柏こばと保育園）	7131-4515
ぺんぎん組（吉野沢保育園）	7100-2200
まことちゃん（柏さかさい保育園）	7172-3939
さっちゃん家（おお田保育園）	7131-2795
あしびなぁ（北柏駅前保育園わらび）	7166-7355
プチ・ココファン（ココファン・ナーサリー柏の葉）	7137-0860
くるみサロン（くるみ幼稚園）	7144-1647
あいあいキッズ（あい保育園柏たなか駅前）	7135-1137
ステップ（柏中央保育園）	7147-3922
おやこの広場あ・そ・ぼ（柏みどり保育園）	7192-6548

※この他、市内の保育園（P.51参照）では育児相談や育児講座、地域交流のための園庭開放などを行っています

児童手当

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

【対　　象】中学3年生までの児童を養育しているかた
【支 給 額】3歳未満は月額15,000円。3歳～小学生は10,000円（第3子以降は15,000円）。中学生は10,000円
※所得が一定額以上の場合は児童1人につき5,000円
【支給時期】10月・2月・6月の年3回
【申し込み】養育者名義の預金通帳、養育者の保険証、印鑑を持ってこども福祉課または沼南支所窓口サービス課、出張所へ。転入された者は、所得証明書または課税（非課税）証明書（所得額・控除額・扶養人数・課税の有無の記載があるもの）が必要です。なお、公務員のかたは勤務先へ申請してください
※児童手当は申請をした月の翌月から計算され、さかのぼっては請求できません
※転入・出生の場合はその翌日から15日以内に申請してください。また、届け出の内容によっては、出張所でお受けできないこともあります
※受給中のかたで、住所・養育児童数など申請内容に変更があった場合は、必ずご連絡ください

子ども医療費助成制度

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

【対　　象】入院・通院＝0歳～小学3年生
入院＝小学4年生～中学3年生

【助成内容】健康保険適用分の医療費（医科・歯科・調剤等）や入院中の食事療養費標準負担額の一部が助成されます

【自己負担額】通院＝1回200円または無料、調剤＝無料
入院＝1日200円または無料

【申し込み】子ども医療費助成受給券の交付申請は、子どもの健康保険証、所得課税（非課税）証明書、印鑑を持ってこども福祉課・沼南支所窓口サービス課・柏駅前行政サービスセンター・出張所へ

【そ の 他】平成26年8月1日以降、通院の対象年齢が拡大する予定です。『広報かしわ』でお知らせします

3歳児健康診査

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】満3歳6カ月児には個人通知します
※転入されて間もないときなどは、通知が届かないことがあります

【内　　容】小児科、眼科、耳鼻科、歯科などの健診や尿検査によって、子どもの発育・発達や健康状態を確かめ、育児・食事・歯科などの相談を行います

【日程など】『広報かしわ』でお知らせします

2歳の歯ピカランド

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【対　　象】満2歳0カ月児には個人通知します
※転入されて間もないときなどは、通知が届かないことがあります

【内　　容】食事や歯みがきの座談会、歯みがき実習のほか、希望者には個別相談を行います

【日程など】市のホームページでお知らせします

保育園への入園

▶保育運営課　TEL 7167-1137　FAX 7164-0741

【保育時間】午前8時30分～午後5時
時間外保育：①公立＝午前7時～午前8時30分、午後5時～午後7時
②私立＝各園によって異なります

【保 育 料】所得税・市民税の前年の課税状況によって決まります。また、2人以上が在園している場合は、第2子以降は原則として半額、第3子以降は無料になります

【入園方法など】保育運営課へお問い合わせください。また、毎年11月頃に市のホームページ、『広報かしわ』で新年度の入園案内をお知らせします

■市内の認可保育園

※保育年齢は毎年4月1日現在の満年齢です

	保育園名	所在地	電話番号	保育年齢	定員
公立	桜台保育園	桜台9-6	7167-5924	生後57日～5歳	160人
	若葉保育園	若葉町4-36	7167-7655	生後57日～5歳	130人
	あけぼの保育園	あけぼの3-4-18	7143-7654	1歳～5歳	90人
	富勢保育園	布施834-1	7131-0012	生後57日～5歳	150人
	東中新宿保育園	東中新宿4-5-24	7173-9087	生後57日～5歳	130人
	豊四季保育園	豊四季台2-1-120	7145-3414	3歳～5歳	135人
	増尾保育園	増尾6-6-1	7172-1347	1歳～5歳	100人
	豊住保育園	豊住3-1-43	7174-7197	生後57日～5歳	130人
	土南部保育園	逆井1305-2	7173-7811	生後57日～5歳	130人
	豊四季乳児保育園	かやの町2-26	7144-7506	生後57日～2歳	110人
	西原保育園	西原1-4-20	7154-7964	生後57日～5歳	130人
	豊町保育園	豊四季698-28	7174-8484	生後57日～5歳	165人
	富士見保育園	豊四季126-2	7145-1721	生後57日～5歳	130人
	酒井根保育園	酒井根4-10-33	7173-1647	生後57日～5歳	220人
	名戸ヶ谷保育園	名戸ケ谷683-1	7164-8783	生後57日～5歳	130人
	田中保育園	正連寺100	7133-3731	1歳～5歳	100人
	旭町保育園	旭町5-3-25	7143-8240	生後57日～5歳	130人
	東町保育園	東2-1-27	7164-5967	生後57日～5歳	130人
	高野台保育園	根戸416-67	7133-6460	生後57日～5歳	130人
	しこだ保育園	篠籠田1275-5	7143-8882	生後57日～5歳	130人
	松葉保育園	松葉町4-11	7132-3200	生後57日～5歳	150人
	高柳保育園	高柳1503-9	7191-1344	生後4カ月～5歳	60人
	高柳西保育園	しいの木台5-31-2	7108-1000	生後4カ月～5歳	85人

	保育園名	所在地	電話番号	保育年齢	総定員数
私立	ひかり隣保館保育園	十余二175-42	7134-0115	生後57日～5歳	90
	おお田保育園	大青田1507-8	7131-2795	生後57日～5歳	90

	保育園名	所在地	電話番号	保育年齢	総定員数
私立	花の井保育園	大室1285-12	7135-7010	生後57日～5歳	90
	柏保育園	南柏中央6-5	7171-6700	生後57日～5歳	81
	あいみ保育園	大津ケ丘3-3-2	7191-8161	生後57日～5歳	120
	巻石堂さくら保育園	柏3-10-28	7166-7374	生後57日～5歳	60
	柏の葉キャンパス保育園	若柴173-8柏の葉キャンパス151街区A棟1階	7134-4774	生後57日～5歳	90
	みなみ高柳保育園	高柳1337-2	7192-3745	生後57日～5歳	90
	吉野沢保育園	豊平町11-18	7145-4438	生後57日～5歳	90
	柏さかさい保育園	逆井1377-1	7172-3939	生後57日～5歳	120
	とばり保育園	戸張1588-2	7138-5183	生後57日～5歳	120
	西口保育園	布施1211-1	7134-2491	生後57日～5歳	60
	柏中央保育園	明原1-2-10	7147-3922	生後57日～5歳	90
	あい保育園柏たなか駅前	小青田192東54街区9	7135-1137	生後57日～5歳	90
	ヴィヴァン保育園	新柏2丁目6-4	7168-2525	生後57日～5歳	90
	小学館アカデミー柏しこだの森保育園	篠籠田573-1	7140-2025	生後57日～5歳	90
	うぃず南柏保育園	新富町1丁目2-39	7197-3936	生後57日～5歳	90
	咲保育園	大井1187-1	7192-0324	生後57日～5歳	90
	日生かしわ保育園ひびき	柏6丁目8-37	7189-8235	生後57日～5歳	90
	ピノキオ幼児舎南柏保育園	南柏1丁目6-12穂高第20ブラザーズビル南柏	7142-7461	生後57日～3歳	31
	ニチイキッズ柏保育園	新柏1丁目13-9ニチイケアプラザ柏2F	7163-3659	生後57日～2歳	47
	ココファン・ナーサリー柏の葉	若柴227-6柏の葉キャンパス147街区コモンD棟	7137-0860	生後57日～5歳	90
	ココファン・ナーサリー柏の葉分園ニーノ	若柴227-6柏の葉キャンパス147街区E棟	7135-7005	1歳～5歳	30

認定こども園

▶保育運営課　TEL 7167-1137　FAX 7164-0741

認定こども園は、利用者と施設との直接契約による利用となりますので、お申し込みは直接施設までお願いします。

	保育園名	所在地	電話番号	保育年齢	総定員数
認定こども園	北柏駅前保育園わらび	北柏3-2-5	7166-7355	生後9カ月～3歳	30
	柏こばと保育園	十余二287-270	7131-4515	生後4カ月～5歳	51
	柏みどり保育園	東中新宿3-23-1	7192-6548	生後57日～5歳	60
	豊四季台わらび保育園	豊四季台1丁目1-113	7144-1647	生後6カ月～3歳	45
	柏こばと保育園たまご	松葉町3丁目15-1	7137-0770	生後57日～2歳	30

保育ルーム制度

▶保育運営課　TEL 7167-1137　FAX 7164-0741

家庭での保育ができない5歳児（保育年齢）以下の乳幼児を市内の認定を受けた認可外保育施設（柏市保育ルーム）等に預ける制度があります。この制度を利用し、就労等の一定の要件を満たした場合、お子さんの年齢と保護者の所得に応じた助成をしています。

■保育ルーム一覧

保育ルーム名	所在地	電話番号
吉田ベビーハウス	柏3-11-27アーバンパルム柏1階	7136-2283
駅前預かり保育クニヒロ	逆井藤ノ台32-7	7172-5517
チャイルドホーム	十余二276-298	7133-8544
保育所ちびっこランドかしわ駅前園	旭町1-8-9エリートイン柏1階	7145-3311
おもちゃ箱	南柏2-8-14	7140-0030
ベビー専門いちご保育園	千代田1-5-45グランシャリオ1階A号	7162-6226
保育ルームFelice（フェリーチェ）柏園	明原4-11-1リライアンス101号	7147-4575
ぴーくあぶー保育園	松葉町2-14-4	7136-8444
Kids Room アリス	高柳1498-1	7100-4154
豊四季駅前保育園	豊四季1008-15フォーシーズンベル1階	7186-6219
Angel kids（エンジェルキッズ）	花野井420-1ヴィラグラニッツ1階	7128-8308
カンガルーぽけっと保育園	柏6-7-8オーキスビル1A	7168-6781

駅前認証保育施設

▶保育運営課　TEL 7167-1137　FAX 7164-0741

この施設は、保護者が通勤途中で子どもを送迎できる利便性に配慮した認可外保育施設です。また、施設に対し、運営費用の助成を行っているため、保育料には上限（午前８時～午後６時までの開所時間について３歳児未満は64,000円、３歳児以上は56,000円）が設けられています。

■駅前認証保育施設

施設名	所在地	電話番号
プチ・ナーサリー ららぽーと柏の葉	若柴175 ららぽーと柏の葉１階	7168-1627
ら・くれしゅ 柏駅前園	旭町1-6-1 サザンテナ柏２階	7141-0036
Kid's Encourage (キッズエンカレッジ)	加賀3-23-6	7157-1398

一時保育

▶保育運営課　TEL 7167-1137　FAX 7164-0741

■公立保育園

【日　　時】月～金曜日　午前８時30分～午後５時、
土曜日は午前８時30分～午後０時30分（緊急保育事業だけ）　※祝日・年末年始は除く

【対　　象】市内在住の生後４カ月児から就学前児童
※豊四季乳児保育園は２歳児まで
高柳西保育園は１歳から

【利用形態および費用】

保育時間		対象児童	
		0･1･2歳児以下	3歳児以上
月曜日から金曜日まで	午前８時30分から午後５時まで	2,300円	1,100円
	午前８時30分から午後０時30分まで	1,150円	550円
	午後１時から午後５時まで	1,150円	550円
土曜日（緊急保育事業だけ）	午前８時30分から午後０時30分まで	1,150円	550円

（年齢は、利用日の属する年度の４月１日を基準とする）

【申し込み】各保育園にある利用申請書に必要事項を書き、母子健康手帳・健康保険証を持って、利用日の３日前までに各保育園へ直接。面接あり

■私立保育園・認定こども園

保育園により事業内容が異なりますので、詳細については直接保育園にお問い合わせください。

■一時保育実施園

	保育園名	所在地	電話番号
公立保育園	若葉保育園	若葉町4-36	7167-7655
	豊四季乳児保育園	かやの町2-26	7144-7506
	豊町保育園	豊四季698-28	7174-8484
	高柳西保育園	しいの木台５丁目31-2	7108-1000
私立保育園・認定こども園	ひかり隣保館保育園	十余二175-42	7134-0115
	おお田保育園	大青田1507-8	7131-2795
	花の井保育園	大室1285-12	7135-7010
	柏保育園	南柏中央6-5 クイーンビル１・２階	7171-6700
	巻石堂さくら保育園	柏３丁目10-28	7166-7374
	みなみ高柳保育園	高柳1337-2	7192-3745
	吉野沢保育園	豊平町11-18	7145-4438
	柏さかさい保育園	逆井1377-1	7172-3939
	西口保育園	布施1211-1	7134-2491
	柏中央保育園	明原１丁目2-10	7147-3922
	うぃず南柏保育園	新富町１丁目2-39	7197-3936
	北柏駅前保育園わらび	北柏３丁目2-5	7166-7355
	柏こばと保育園	十余二287-270	7131-4515
	柏みどり保育園	東中新宿３丁目23-1	7192-6548

病後児保育

▶保育運営課　TEL 7167-1137　FAX 7164-0741

▶病後児保育室（巻石堂病後児保育ルームげんきだゾウ）TEL 7166-7808

病気回復期にあり集団保育できない状態、また家庭にいる子どもが保護者の勤務の都合等により家庭における保育が困難な状況にあるとき、一時的に保育支援する制度です。

【利用時間】月～土曜日　午前８時～午後６時
※日曜日、祝日、12月29日～１月３日は休業となります

【場　　所】柏３丁目10-28

【対　　象】次のすべてに該当する子ども
①病気の回復期にある
②生後57日目～小学３年生の子ども
③保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難
④市内に住民登録している、または市外から市内の保育園・こどもルームに入園している

【利用料金】１人１日（午前８時～午後６時）当たり2,400円
※４時間以内は半額です。その他給食等の実費がかかります。市外の者は3,600円

【予 約 先】病後児保育室へ
（問い合わせ時間　午前９時～午後５時）

子ども短期入所（ショートステイ）

▶こども福祉課　TEL 7167-1458　FAX 7162-1077

保護者のかたが病気、出産、看護、育児疲れなどで一時的に子どもを見られないときに、宿泊または日帰りで児童養護施設でお預かりします（連続7日間まで。夜間預かりあります）。利用には事前登録が必要なほか、所得が一定以上の場合、利用者負担金がかかります。

発達支援相談

▶保健所地域健康づくり課
TEL 7167-1257　FAX 7167-1732

【内　容】児童精神科医・臨床発達心理士・保健師等が相談に応じています

【対　象】視線が合わない、落ち着きがない、パニックを起こしやすい、など発達の気になる子ども

【日程など】毎月1回（予約制）

私立幼稚園

■市内の私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
みくに幼稚園	旭町1-6-14	7145-2843
くるみ幼稚園	豊四季台1-1-113	7144-1647
南柏幼稚園	今谷上町19	7174-2606
柏幼稚園	中央1-7-7	7164-2215
とみせ幼稚園	根戸351-2	7131-6871
すみれ幼稚園	みどり台1-11-1	7131-3333
ますお幼稚園	増尾1-10-7	7172-4606
豊四季幼稚園	旭町7-4-58	7169-4152
柏陽幼稚園	新富町2-1-11	7145-0509
柏さくら幼稚園	十余二248	7143-0084
吉田幼稚園	弥生町4-6	7164-1150
ゆりぞの幼稚園	南増尾2-15-2	7172-4522
沼南幼稚園	高柳1364	7191-0154
田中幼稚園	大室1263	7131-5453
柏めぐみ幼稚園	若葉町7-17	7167-8743
柏みどり幼稚園	東中新宿3-23-10	7172-0426
柏こばと幼稚園	十余二287-270	7131-4513
手賀の丘幼稚園	五條谷423-5	7191-3059
きたかしわ幼稚園	十余二287-61	7131-6664
松ケ崎幼稚園	松ケ崎225-3	7132-8622
第二ますお幼稚園	増尾台4-6-60	7173-7944
くりの木幼稚園	豊四季633-15	7174-0433
にしはら幼稚園	西原2-9-1	7153-1728
ホザナ幼稚園	東3-2-5	7167-6790
高柳台幼稚園	高柳623-4	7191-6765
大津ケ丘幼稚園	大津ケ丘1-44	7192-0306
さかいね幼稚園	酒井根11-4	7173-5551
柏ひがし幼稚園	布施新町1-5-10	7132-3415
加賀幼稚園	加賀2-13-1	7173-7878
晴山幼稚園	しいの木台4-1-2	047-386-3251
風早幼稚園	大津ケ丘4-7	7192-1515
麗澤幼稚園	光ケ丘2-1-1	7173-3526
松葉幼稚園	松葉町5-8	7133-8831

私立幼稚園就園に関する補助金

▶保育運営課　TEL 7167-1137　FAX 7164-0741

就園費補助金・就園奨励費補助金があります。各園を通じて申請書・案内等を配布するので、申請書を記入して各園に提出してください。対象者へは園を通じて支給します。

小学校・中学校へ入学するとき

▶学校教育課　TEL 7191-7367　FAX 7191-1212

【市内在住の場合】

小学校（中学校）へ入学予定の子どもの保護者あてに、教育委員会から「入学する小学校（中学校）」と「入学式の日」を記載した入学通知書を郵送します。

【転入の場合】

小学校（中学校）へ入学予定の子どもがいる世帯が転入したときは、転入の手続き後に「入学通知書」を発行します。入学通知書は転入の手続きが3月末日までであれば、教育委員会から郵送により交付します。また、4月以降の場合には、原則として転入手続きの際にその場で交付します。

転校するとき、したとき

▶学校教育課　TEL 7191-7367　FAX 7191-1212

転入（転居）により子どもが柏市の学校へ転校するときは、転入（転居）の手続き後に、原則として入学する学校（指定校）の「入学通知書」をその場で交付しますので、これまで就学していた学校から受け取った書類（「在学証明書」等）と併せて、速やかに入学する学校へ提出してください。なお、指定校以外の学校への就学を希望する場合はご相談ください。

また、柏市からの転出により子どもが柏市の学校から転校するときは、現在就学している学校から転校に必要な書類（「在学証明書」等）を受け取り、新住所地で入学手続きを行う際に持参してください。入学手続きが行える場所や方法等については各自治体により異なりますので、詳しくは転出先の教育委員会へお問い合わせください。

学童保育所（こどもルーム）

▶学童保育課　TEL 7167-1294　FAX 7167-1383

保護者が働いていて、昼間帰宅しても保育する人がいない家庭の小学１～３年生の児童の保育を行い、児童の健全な育成を図る施設が学童保育所（こどもルーム）です。現在市内には、40カ所のこどもルームが設置されています（別表）。

入所の方法・手続きは、学童保育課へお問い合わせください。毎年11月に『広報かしわ』で新年度の入所案内をお知らせします。

■市内の学童保育所

公　立		
ルーム	所在地	電話番号
柏六小こどもルーム	豊四季台4-2-1（柏第六小学校内）	7146-2471
酒井根東小こどもルーム	酒井根1-2-1（酒井根東小学校内）	7175-0288
柏五小こどもルーム	柏932-7（柏第五小学校内）	7164-8353
富勢こどもルーム	根戸467（根戸近隣センター隣）	7133-5155
柏三小こどもルーム	若葉町4-54（柏第三小学校内）	7163-1080
中原小こどもルーム	中原1821-1（中原小学校内）	7168-2222
旭小こどもルーム	旭町6-5-17（旭小学校内）	7144-2332
柏七小こどもルーム	篠籠田723-1（柏第七小学校内）	7147-2220
増尾西小こどもルーム	増尾台3-5-9（増尾西小学校内）	7176-2015
酒井根小こどもルーム	酒井根19-2（酒井根小学校内）	7172-6610
土南部小こどもルーム	新逆井1-10-1（土南部小学校内）	7172-7170
柏一小こどもルーム	あけぼの1-7-6（柏第一小学校内）	7148-1065
藤心小こどもルーム	藤心880-1（藤心小学校内）	7176-8710
柏二小こどもルーム	豊四季310（柏第二小学校内）	7144-4641
松葉二小こどもルーム	松葉町2-16（松葉第二小学校内）	7132-6741
光ケ丘小こどもルーム	流山市向小金4-20-1（光ケ丘小学校内）	7175-8481
柏四小こどもルーム	松ケ崎1182-9（柏第四小学校内）	7143-4341
田中小こどもルーム	大室1193-3（田中小学校内）	7134-9141
西原小こどもルーム	西原4-17-1（西原小学校内）	7152-3566
十余二小こどもルーム	柏の葉4-4-1（十余二小学校内）	7133-2533

公　立		
ルーム	所在地	電話番号
土小こどもルーム	増尾4-4-1（土小学校内）	7176-7317
酒井根西小こどもルーム	酒井根662-1（酒井根西小学校内）	7176-7253
富勢西小こどもルーム	布施84-2（富勢西小学校内）	7135-2333
高田小こどもルーム	高田376-3（高田小学校内）	7144-2666
柏八小こどもルーム	永楽台2-8-1（柏第八小学校内）	7162-5020
名戸ケ谷小こどもルーム	名戸ケ谷474-1（名戸ケ谷小学校内）	7162-3690
大津ケ丘一小こどもルーム	大津ケ丘3-50（大津ケ丘第一小学校内）	7192-1960
大津ケ丘二小こどもルーム	大津ケ丘4-8（大津ケ丘第二小学校内）	7191-8810
高柳小こどもルーム	高南台3-14-12（高柳小学校内）	7192-2564
高柳西小こどもルーム	しいの木台3-2（高柳西小学校内）	047-383-5077
風早北部小こどもルーム（第1）	大井1852-10（風早北部小学校内）	7192-1150
風早北部小こどもルーム（第2）	大島田25（沼南庁舎バス乗継場隣）	7192-1802
風早南部小こどもルーム	藤ケ谷新田111-2（風早南部小学校内）	7191-4747
豊小こどもルーム	豊四季610-2（豊小学校内）	7175-8501
松葉一小こどもルーム	松葉町5-3（松葉第一小学校内）	7133-6333
逆井小こどもルーム	逆井452-2（逆井小学校内）	7174-1900
花野井小こどもルーム	花野井1652-34（花野井小学校内）	7133-7488
旭東小こどもルーム	旭町5-3-9（旭東小学校内）	7148-6669
柏の葉小こどもルーム	十余二348-48　中央404街区3（柏の葉小学校内）	7135-2595
手賀西小こどもルーム	泉541（手賀西小学校内）	7192-0025
富勢東小こどもルーム	布施2176-2（富勢東小学校内）	7133-3911

児童扶養手当

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

【対　　象】児童がいて、支給要件に当てはまる母子・父子世帯のかたなど。なお、配偶者に重度の障がいがある場合や拘禁中であっても該当する場合があります
※児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日までであること

【支 給 額】児童1人：月額41,020円
2人目の児童は月額5,000円を加算し、3人目以降の児童については、1人増すごとに月額3,000円加算。所得が一定額以上の場合は、支給されないか、一部支給となります

【支給時期】8月・12月・4月の年3回

【申し込み】こども福祉課または沼南支所窓口サービス課へ直接

遺児等養育手当

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

【対　　象】両親または両親のいずれかと死別した児童（義務教育修了前まで）を養育している者

【支 給 額】幼　児　月額8,000円
小学生　月額8,500円
中学生　月額9,000円
※所得が一定額以上の場合は支給されません

【支給時期】9月、3月の年2回

【申し込み】こども福祉課または沼南支所窓口サービス課へ直接

ひとり親家庭等医療費等の助成

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

【対　　象】母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者（一部除く）
※児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日までであること

【助成内容】健康保険適用分の医療費（医科・歯科・調剤等）や入院中の食事療養費標準負担額の一部を助成します。ただし、所得が一定額以上の場合は助成されません

【申し込み】こども福祉課または沼南支所窓口サービス課へ直接

母子寡婦福祉資金の貸付

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

母子家庭の母、児童、寡婦（かつて母子家庭の母だったかたで現在配偶者がいないかた）、寡婦の子、母子福祉団体などに、目的に応じた各種資金を無利子または低利子（年1.5%）で貸し付けします。

母子家庭等自立支援給付金

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

母子・父子家庭の母、父が就労のために教育訓練講座を受講したり、看護師等の資格取得のために修学したりする場合などに給付金を支給します（所得制限や事前申請あり）。

母子自立支援相談

▶こども福祉課　TEL 7167-1455　FAX 7162-1077

母子家庭や寡婦のかたの日常生活上の悩みや困りごとの相談、自立のための相談、母子寡婦福祉資金の貸し付けなどの相談を、母子自立支援員がお受けします。

【日　　時】月～金曜日　午前9時～午後4時

【場　　所】市役所別館3階 こども福祉課内

ひとり親家庭の就業支援

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

母子家庭の母や寡婦のかたを対象に、就業相談に応じ、母子自立支援プログラム策定事業（児童扶養手当受給者が対象）としてハローワーク等と連携し、就労支援を行います。また、母子・父子家庭の母、父および寡婦を対象に、就業のための講習会やセミナーを行います。

こども発達センター

▶こども発達センター
TEL 7128-2223　FAX 7167-8588

発育や発達に不安や心配のある就学前の子どもと家族に、育ちを助けるお手伝いをします。

■併設する児童発達支援センター

施設名	内容	電話番号
キッズルーム ひまわり	心身の発達に問題のある就学前の児童が通園し、社会生活に適応するのに必要な力を身に付けます	7128-2224
キッズルーム こすもす	運動の発達に遅れや問題のある就学前の児童が通園し、機能訓練等を行うことで心身の発達を図ります	7128-2225

かしわファミリー・サポート・センター

▶柏市社会福祉協議会かしわファミリー・サポート・センター
TEL 7162-0330　FAX 7163-9300

ファミリー・サポート・センターは地域で育児の援助を受けたいかたと援助を行いたいかたが会員となり、育児について助け合う会員制度です。

【利用会員】

市内在住または在勤の者で、6カ月～小学6年生までの子どものいる保護者

【協力会員】

市内在住で心身ともに健康で、自宅で子どもを預かれるかた
※資格は問いません

【援助活動の例】

保育施設までの送迎をしたり、次のような場合に子どもを預かったりします

- 保育施設の保育開始時間までと保育終了時間後
- 保護者の病気や急用などの場合
- 外出やほかの子どもの学校行事の際
- 子どもの病気の回復期、保育施設など休みのときや、その他の事由がある場合

【報酬などの支払い（1時間）】

援助活動時間は、午前6時～午後10時
月～金曜日　午前7時～午後8時＝700円
前記の時間帯以外、土・日曜日、祝日、年末年始＝800円

【会員になるには】

入会説明会に出席していただきます。日時などについては『広報かしわ』または柏市社会福祉協議会のホームページでお知らせします

柏市ひとり親等かしわファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成制度

▶こども福祉課　TEL 7167-1595　FAX 7162-1077

【対象】

かしわファミリー・サポート・センターの利用会員で生後6カ月～小学6年生の子どもがいるひとり親または養育者

【助成制度】

ファミリー・サポートの援助活動に対して、利用会員が協力会員に支払う報酬と交通費の半額が助成されます（限度額1月当り3万円）。所得が一定額以上の場合は助成できません

【申し込み】

こども福祉課または沼南支所窓口サービスへ直接

家庭児童相談

▶こども福祉課　TEL 7167-1458　FAX 7162-1077

子どもの性格、しつけ、子育て、不登校、児童虐待など、18歳未満の子どもと家庭の問題についての相談です。

【日時・場所】

月～金曜日　午前9時～午後4時
こども福祉課家庭児童相談担当（市役所別館3階）

就学援助制度

▶学校教育課　TEL 7191-7367　FAX 7191-1212

市内の公立小・中学校に在学で、経済的な理由でお困りの家庭に対し、就学に関する援助を行っています。

【援助対象】

給食費、学用品費・修学旅行費の一部など

市立柏高等学校

▶市立柏高等学校　TEL 7132-3460　FAX 7132-3470

【所 在 地】

船戸山高野325-1

【学校の概要】

唯一の市立高校で、昭和53年に開校。全日制の課程で、男女共学校です。普通科・スポーツ科学科があります

相談窓口

相談窓口

市の相談

相　談　名	日　　時	ところ	問い合わせ	相談内容・回答者
法律相談（予約制）	毎週月・水・木曜日（ただし第1・2水曜日（休日の場合は第3水曜日）を除く） ※不定休あり　午前9時30分～午後3時30分	市役所本庁舎 3階相談室	秘書広報課 TEL 7167-1119	相続、離婚、金銭・建物・土地の貸借など、法律上の問題についての相談。弁護士が回答します。なお、裁判中のものはご遠慮ください ※予約は毎週木曜日の午前9時から、秘書広報課へ電話か直接。翌週分を先着順で受け付けます。同じ事案について、再度の相談はご遠慮ください
	毎月第1水曜日（ただし休日の場合は第3水曜日） 午前9時30分～午後3時30分	沼南庁舎 2階相談室		
夜間法律相談（予約制）	毎月第2水曜日（ただし休日の場合は第3水曜日） 午後6時15分～午後8時40分	アミュゼ柏5階		
人権身の上相談	毎月第1・3火曜日 午前10時～午後3時	市役所本庁舎 3階相談室		人権侵害問題、子どものいじめ、虐待、家庭問題、近隣問題についての相談。人権擁護委員が回答します
行政相談	毎月第1・2水曜日 午前10時～正午			国などの行政機関が行う仕事についての苦情、意見など。行政相談委員が回答します
	毎月第3月曜日 午前10時～正午	沼南庁舎 2階相談室		
税務相談（予約制）	毎月第2金曜日 午後1時～午後5時	市役所本庁舎 3階相談室		税全般の相談。特に相続税などの国税についての相談。税理士が回答します ※予約は当月分を毎月2日（土日祝日の場合は翌営業日）午前9時から、秘書広報課へ電話か直接
	1～3月の第3金曜日 （ただし変更の場合あり） 午後1時～午後5時	沼南庁舎 2階相談室		
不動産相談	毎月第1金曜日 午前10時～午後3時	市役所本庁舎 3階相談室		借地・借家の問題や不動産の売買などについての相談。宅地建物取引主任者が回答します
登記相談	毎月第2火曜日 午前10時～正午			土地・建物の登記上の問題についての相談。司法書士、土地家屋調査士が回答します
司法書士による相談（予約制）	毎月第2火曜日 午後1時～午後3時			相続登記、会社登記、成年後見、多重債務等の相談。司法書士が回答します ※予約は当月分を毎月2日（土日祝日のときは翌営業日）から、平日午後1時～午後4時に千葉司法書士会柏支部（TEL 7166-2015）で受け付けます
	偶数月第3火曜日 午前10時～午後3時	沼南庁舎 2階相談室		
行政書士の暮らしの手続き相談（予約制）	毎月第4火曜日 午後1時～午後4時	市役所本庁舎 3階相談室		相続、遺言、成年後見などについての相談。行政書士が回答します ※予約は当月分を毎月2日（土日祝日の場合は翌営業日）から、平日午前9時30分～午後1時に千葉県行政書士会東葛支部（大田原行政書士事務所TEL 7197-2545）で受け付けます
年金・労働相談（予約制）	毎月第4金曜日 午後1時～午後5時			年金、労働問題などについての相談。社会保険労務士が回答します ※予約は当月分を毎月2日（土日祝日の場合は翌営業日）から、平日午前9時～午後3時に千葉県社会保険労務士会東葛支部（TEL 047-345-9992）で受け付けます

相談名	日時	ところ	問い合わせ	相談内容・回答者
消費生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分 ・来所相談、電話相談 毎月第3土曜日 午前9時～午後4時30分 ・電話相談	消費生活センター	消費生活センター TEL 7164-4100	悪質商法によるトラブル、多重債務の問題、商品の品質・安全性についての相談。消費生活相談員が個々の相談に合った解決方法を一緒に考えます
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	市役所別館3階	こども福祉課 TEL 7167-1458	子どもの性格、しつけ、子育て、不登校、児童虐待など、18歳未満の子どもと家庭の問題についての相談。家庭児童相談員が相談に応じます
心配ごと相談	毎週水曜日 午前10時～午後3時	教育福祉会館 1階相談室	教育福祉会館 TEL 7163-2734	生活の中でのさまざまな悩みや困りごと、心配ごとについての相談。心配ごと相談員が回答します
	毎週木曜日 午前10時～午後3時	沼南社会福祉センター1階相談室	沼南社会福祉センター TEL 7193-2942	
健康相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	保健所 地域健康づくり課	地域健康づくり課 TEL 7167-1256・1257	妊産婦、乳幼児、成人の健康についての相談。保健師・栄養士・歯科衛生士が回答します
健康づくり相談（予約制）	来所相談	保健所成人健診課 近隣センター等	成人健診課 TEL 7164-3333	生活習慣病が心配なかたに、食生活・運動・休養などについて、保健師・管理栄養士が各人に合わせたアドバイスを行います （個別相談） ※予約は成人健診課へ電話で
ふれあい健康相談	近隣センター等で 月1回程度実施	保健所 地域健康づくり課 近隣センター等	地域健康づくり課 TEL 7167-1256	こころと身体の健康づくりについての相談・情報提供を保健師が行います。血圧測定や体脂肪測定もできます
リハビリ相談	・電話相談（随時） ・面接相談（予約制） 毎週月～金曜日 午前10時～午後4時	障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）	障害福祉就労支援センター TEL 7163-9353	個人の身体能力に合った生活やリハビリ方法、介助方法などに関する相談。理学療法士、作業療法士等が相談に応じます
かしわ歯科相談室	毎月第4木曜日 午後1時30分～午後3時	ウェルネス柏	地域健康づくり課 TEL 7167-1256・1257	歯やお口の中の心配や不安についての相談。歯科医師・歯科衛生士が助言します
食事（栄養）相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時 ・電話相談（随時） ・来所相談（予約制）	保健所 地域健康づくり課	地域健康づくり課 TEL 7167-1256	食事の相談が必要なかたに、栄養士が献立の立て方や摂取量のアドバイスを行います ※予約は地域健康づくり課へ電話で
学校教育相談 幼児教育相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 ・面接相談（予約制） ・電話相談（随時）	青少年センター	TEL 7131-6671 （面談予約） TEL 7131-6615 （電話相談）	進路、不登校、発達全般、親子関係、いじめなどについて相談に応じます。教育相談専門指導員、臨床心理士が回答します ※対象は幼児から中学生まで
不登校相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 ・電話相談（随時） ・面接相談（予約制）	教育研究所 適応指導教室	TEL 7133-9400	不登校についての対応。相談や家庭訪問。適応指導教室は、相談と学習支援が中心となります
		教育相談 訪問指導員室	柏第六小内 TEL 7143-7724 増尾西小内 TEL 7175-7755 大津ケ丘第二小内 TEL 7191-3366	
就学相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	ウェルネス柏	教育研究所 TEL 7128-2227	小中学校への就学に不安のある子どもについて、専門の相談員が相談に応じます
少年相談	土、日曜日、祝日を除く毎日 午前9時～午後5時	少年補導センター	少年補導センター TEL 7164-7571	青少年の非行、いじめ、家出などの相談に応じます
やまびこ電話柏	土、日曜日、祝日を除く毎日 午後1時～午後7時		少年補導センター TEL 7166-8181	相談員が青少年の悩みや保護者の心配ごとについて電話で相談に応じます

相談名	日時	ところ	問い合わせ	相談内容・回答者
子育てにこにこ電話相談	毎週月～金曜日（祝日除く） 午前9時～正午 午後1時～午後5時	保健所 地域健康づくり課	地域健康づくり課 TEL 7162-2525	妊娠・出産・子育ての不安や悩みについての相談。保健師・助産師等が相談に応じます
母子自立支援相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	こども福祉課	こども福祉課 TEL 7167-1455	母子家庭や寡婦のかたの生活上の悩みや困りごと、就業支援・母子寡婦福祉資金の貸付など母子自立支援員が相談に応じます
女性のこころと生き方相談（予約制）	毎週木曜日、毎月第1・3火曜日、第2・4月曜日 午前10時～午後4時	男女共同参画室	TEL 7167-1127 ※予約は男女共同参画室へ電話で	夫婦・子ども・対人関係、女性への暴力などに関する、女性自身の悩みごとの相談。専門のカウンセラーが一緒に考えます
ひきこもり相談	年齢を問わず、自宅等にひきこもり悩んでいるかたや家族のかたに対する相談。随時行っています。 【相談窓口】 保健所保健予防課 TEL 7167-1254、障害者相談支援室 TEL 7167-1243、家庭児童相談室 TEL 7167-1458 柏市社会福祉協議会心配ごと相談 TEL 7163-1234（日時、場所は前頁「心配ごと相談」のとおり）			
老いじたくあんしん相談（予約制）	毎月第2・4金曜日 午前9時～正午	市役所本庁舎 3階 相談室	高齢者支援課 TEL 7167-1135	遺言・相続・成年後見制度、その他高齢期のライフプラン全般に対する相談について、弁護士、司法書士、税理士、ファイナンシャル・プランナーなどさまざまな専門家で構成されるNPO法人「老いじたくあんしんねっと」が相談に応じます ※予約はNPO法人老いじたくあんしんねっとへTEL 7169-4165 当月分を毎月2日（土・日曜日、祝日のときは翌平日）午前9時から
医療安全相談	毎週火～木曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後3時	保健所総務企画課内	医療安全支援センター TEL 7167-1775	市民からの医療に関する相談。医療安全相談員が回答します
在宅医療に関する相談	毎週月～金曜日 （祝日・年末年始除く） 午前8時30分 ～午後5時15分	柏地域医療連携センター	柏地域医療連携センター TEL 7197-1510	在宅医療の相談に応じます
結核・感染症等に関する相談	毎週月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時	保健所保健予防課	保健予防課 TEL 7167-1254	結核、感染症に関する相談。保健師等が相談に応じます
エイズ・性感染症相談（専門相談）（予約制）	原則毎月第2・4月曜日 午後1時～午後2時 （休日検査・夜間検査等により不規則になることあり）			エイズ・性感染症に関する相談。保健師・専門相談員等が相談に応じます
こころの健康相談（予約制）	毎月第3火・木曜日、 第4月曜日 午後2時～午後4時	保健所保健予防課	保健予防課 TEL 7167-1254	こころの問題を抱えるかたや家族のかたへ精神科医が相談に応じます
アルコール悩み事相談（予約制）	毎月第2月曜日 午後2時～午後4時			アルコール問題を抱えるかたや家族のかたへ精神科医が相談に応じます
難病相談	毎週月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時	保健所 地域健康づくり課	地域健康づくり課 TEL 7167-1256	難病患者のかたや家族からの医療、在宅療養などに関する相談。保健師等が応じます
小児専門相談（発達支援相談）（予約制）	毎月第3金曜日 午後2時～午後4時40分		地域健康づくり課 TEL 7167-1257	発達の気になる子どもについて、児童精神科医師・臨床発達心理士・保健師等が相談に応じます
若者の就労支援（かしわ地域若者サポートステーション）（予約制）	毎週火～土曜日（祝日除く） 午前10時～午後5時30分	勤労会館	かしわサポステ TEL 7100-1940 商工振興課 TEL 7167-1141	就職に悩んでいる若者（39歳まで）に、個別相談や各種プログラムを通して、自分に合った仕事に就けるようサポートします ※予約はかしわサポステへ
障がい者への就労相談（予約制）	毎週木曜日（祝日除く） 午前10時・午後1時30分・ 午後3時のいずれか	障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）	障害福祉就労支援センター TEL 7163-9353	企業で働くことを希望する障がい者への就労支援に関する相談に応じます ※予約は毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時受け付け

相　談　名	日　　時	ところ	問い合わせ	相談内容・回答者
福祉なんでも相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	ウェルネス柏	柏市地域生活支援センター 「あいネット」 TEL 7165-8707	年齢や障がいの有無に関わらず、生活に困窮しているかたを対象に、総合相談や福祉サービスのコーディネートなどを行います
身体障がい者相談 知的障がい者相談	・電話相談（随時） ・面接相談（予約制）	障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）	障害福祉就労支援センター TEL 7163-9353	身体障がい・知的障がいの者の悩みについての相談。身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が回答します。各相談員の連絡先は障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）へお問い合わせください
外国人アドバイザー相談	【英語】 毎週木曜日 【中国語】 毎週水・金曜日 【スペイン語】 毎週水曜日 【韓国・朝鮮語】 毎月第2・4金曜日 いずれも午後1時～午後5時	協働推進課	協働推進課 TEL 7167-0941	外国人の日常生活や市政に関する相談。外国人アドバイザーが英語・中国語・スペイン語・韓国語で対応します
ボランティア相談	日曜日・祝日・年末年始を除く毎日 午前9時～午後5時	教育福祉会館1階 ボランティアセンター	ボランティアセンター TEL 7165-0880	ボランティア活動に参加したいかたや、ボランティアを依頼したいかたのための相談。ボランティアコーディネーターが回答します
犬・猫の飼い方等に関する相談	毎週月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時	動物愛護ふれあいセンター	動物愛護ふれあいセンター TEL 7190-2828	犬・猫の飼育に関する相談
緑の相談	毎週水・木・土曜日 午前10時～正午、 午後1時～午後4時	柏の葉公園 「緑の相談所」 柏の葉公園管理事務所	柏の葉公園 TEL 7134-2016	花や樹木の育て方など、緑全般に関する相談。花と樹木の専門相談員が回答します ※電話相談も可

県の相談

相　談　名	日　　時	問い合わせ	相談内容・回答者
外国人テレホン相談	【英語】 毎週月～金曜日 午前9時～正午　午後1時～午後4時 【中国語】 毎週火曜日　午前9時～正午 【スペイン語】 毎週月～水曜日 午前9時～正午　午後1時～午後4時	千葉県国際交流センター TEL 043-297-2966	外国人の生活等全般についての相談、英語・中国語・スペイン語で対応
児童相談	毎週月～金曜日　午前9時～午後5時 ・電話相談 TEL 7134-4152 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	柏児童相談所 TEL 7131-7175	児童虐待、適性、性格行動、非行、養護、知的障がい、肢体不自由など、18歳未満の児童に関するあらゆる相談
少年相談	毎週月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時	千葉県警察　少年センター （ヤング・テレホン） TEL 0120-783-497 ※面接相談は東葛地区センター（要予約）	未成年者の家出、家庭内暴力、いじめ、犯罪による被害などの困りごと、悩みごとや子供の非行に関する相談
交通事故相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分	千葉県交通事故相談所東葛飾支所東葛飾地域振興事務所 TEL 047-368-8000	損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方など、交通事故に関する相談
法律相談	毎月第2・4木曜日 午後1時～午後4時 （実施する週の月曜日から電話で予約受け付け）	県庁報道広報課広聴室 TEL 043-223-2249	土地・家屋、離婚、相談など、民事問題に関する相談

相　談　名	日　　時	問い合わせ	相談内容・回答者
消費生活相談	毎週月～土曜日 午前９時～午後４時30分 (土曜日は午後４時まで)	県消費者センター TEL 047-434-0999	商品の安全、品質、契約、販売方法、生活知識など、消費生活全般に関する相談
サラ金相談	毎週月～金曜日 午前９時～正午、午後１時～午後５時	県庁生活安全課 TEL 043-223-2795	貸金業者の登録確認、苦情・相談
宅地建物取引に関する相談	毎週月～金曜日 午前９時～午後５時	県庁建設・不動産業課 TEL 043-223-3238	宅地建物取引業者が代理、売り主、仲介などの立場で関与する不動産取引に関する相談
住宅相談	毎週月～日曜日 午前９時～午後６時 (土・日曜日・祝日は午後５時まで)	住まい情報プラザ TEL 043-223-3266	県営住宅など公的機関が募集する賃貸住宅等の案内や住まいに関する相談、情報提供など
建設工事紛争相談	毎週火曜日　午後１時～午後４時 (電話で予約受け付け)	県庁建設・不動産業課 TEL 043-223-3108	請負契約についての紛争などに関する相談 ※相談は１件30分
薬等の相談	毎週月～金曜日　午前９時～午後３時	県庁薬務課TEL 043-223-2622	医薬品、化粧品、医薬部外品などの相談
女性のための相談	【電話相談】 365日24時間対応 【面接相談】 (要予約) 毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前９時～午後５時 【専門相談】 (要予約) 法律相談、心とからだの健康相談	千葉県女性サポートセンター TEL 043-206-8002	DVをはじめ女性の抱えるさまざまな悩みの相談
	【電話相談】 毎週火～日曜日(祝日は除く) 午前９時30分～午後４時 ※電話相談後、希望に応じ面接相談、専門相談(カウンセリング、法律相談、こころの相談)があります	千葉県男女共同参画センター TEL 7140-8605 ※面接相談・専門相談は、柏・千葉・我孫子市内で実施	女性のための総合相談、DV相談
男性のための相談	【電話相談】 毎週火・水曜日　午後４時～午後８時 ※電話相談後、希望に応じ専門相談(カウンセリング)があります	千葉県男女共同参画センター TEL 043-285-0231 ※専門相談は、千葉市内で実施	男性のための総合相談、DV相談
労働相談	開庁日の午前９時～午後８時 (午後５時以降は電話だけ)	千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎２階 「千葉県労働相談センター」 TEL 043-223-2744	雇用関係に伴うトラブル等の労働問題やメンタルヘルスでお悩みの労働者または使用者のための相談

ハローワークプラザ柏

▶柏4-8-1 柏東口金子ビル３階　TEL 7166-8609

充実した求人情報の提供、職業相談や職業紹介などを提供します。

【業 務 時 間】午前10時～午後７時

【休　業　日】土・日曜日、祝日、年末年始

わくわくかしわ

柏市が提供する求人・求職に役立つインターネット情報サービスです。事務や営業などの仕事内容、正社員やパートなどの雇用形態、希望する勤務地といった希望条件から仕事を探すことができます。

貸付・補助など

中小企業資金融資制度

▶商工振興課　TEL 7167-1141　FAX 7162-0585

中小企業の振興を目的として、千葉県信用保証協会の保証と金融機関の協力を得て行う、長期で低利の融資制度です。目的に応じていろいろな資金を用意していますので、ご利用ください。また、この制度を利用すると、別途申請により市の利子補給も受けられます。

■中小企業資金融資制度

区　分		利用できる資金（融資限度額）	
市内中小企業者 法人 個人	事業歴 1年以上	事業資金	運転　2,000万円 設備　5,000万円
		公害防止施設資金	設備　3,000万円
		大型店進出対策資金	運転　1,000万円 設備　3,000万円
		工場移転資金	設備　5,000万円
		小口事業資金	運転・設備併せて 1,250万円
市内開業予定者等		挑戦資金	運転　1,000万円 設備　2,000万円
		創業支援資金	運転・設備併せて 1,500万円

※小口事業資金については、千葉県信用保証協会の既存保証を含め、1,250万円以内となります
※その他融資資格要件等があります

■申し込みから融資までの手続きの流れ

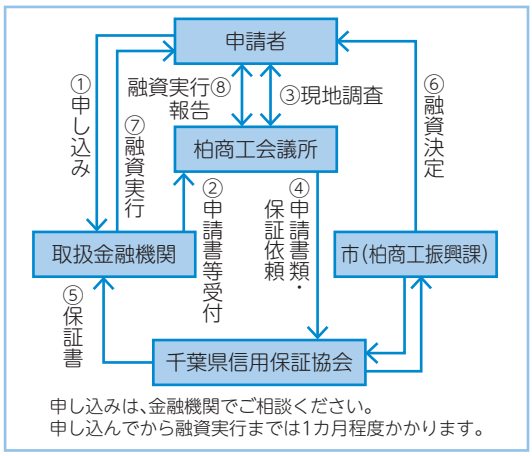

申し込みは、金融機関でご相談ください。
申し込んでから融資実行までは1カ月程度かかります。

生活保護

▶生活支援課　TEL 7167-1138　FAX 7163-9111

生活保護は、生活に困っている世帯に対し、その困っている程度に応じて国が定めた基準に基づき、生活費などの保護金品の給付を行い、その家庭の最低限度の生活を保障するとともに生活に困っているかたが、一日でも早く自分たちの力で生活できるように支援する制度です。

生活福祉資金貸付制度

▶柏市社会福祉協議会
TEL 7163-1234　FAX 7163-9199

比較的収入の低い世帯や体の不自由なかたのいる世帯が、暮らしの中で必要となる資金に困っていたり、他の制度や機関から借りることが困難であったりする場合、その世帯の自立と安定のために柏市社会福祉協議会が窓口となって資金を貸す制度です。対象別、目的別にいくつかの貸付があります。

福祉資金貸付制度

▶柏市社会福祉協議会
TEL 7163-1234　FAX 7163-9199

低所得のかたが、他の福祉施策などで救済されない場合、その世帯の自立と安定のために応急の需要を満たすための生活資金を無利子で貸す制度です。

最高2万円（「入学」「療養」「葬祭」「出産」などの場合には最高10万円※要連帯保証人）まで貸します。

民生委員児童委員活動

▶柏市社会福祉協議会
TEL 7163-9000　FAX 7163-9199
▶保健福祉総務課　TEL 7167-1131　FAX 7164-3917

住民の一番身近な相談窓口として地域で活動し、必要に応じ行政とのパイプ役も担っています。秘密は固く守られますので、心配ごとのあるかたは、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

テレホンガイド

主な施設

※高柳・しいの木台等松戸局（047局）地域にお住まいのかたや携帯電話からお掛けのかたは**番号の頭に「04」**を付けてください

■市役所・支所・出張所

柏市役所	TEL 7167-1111	柏5-10-1
沼南庁舎（支所）	TEL 7191-1111	大島田48-1
田中出張所	TEL 7133-1000	大室249-1
増尾出張所	TEL 7174-7211	増尾3-1-1
富勢出張所	TEL 7131-6622	布施834-1
光ケ丘出張所	TEL 7172-2702	光ケ丘団地200-5
豊四季台出張所	TEL 7144-1000	豊四季台1-1-116
南部出張所	TEL 7173-1000	新逆井2-5-13
西原出張所	TEL 7154-2000	西原3-2-48
松葉出張所	TEL 7133-2200	松葉町4-11
藤心出張所	TEL 7176-3700	藤心4-1-11
高柳出張所	TEL 7193-1110	高柳1652-10
柏駅前行政サービスセンター	TEL 7168-5500	柏1-1-11 ファミリかしわ3階

■近隣センター

旭町近隣センター	TEL 7144-8900	旭町5-3-32
豊四季台近隣センター	TEL 7144-1000	豊四季台1-1-116
（体育館）	TEL 7148-1666	かやの町2-65
南部近隣センター	TEL 7173-1000	新逆井2-5-13
（体育館）	TEL 7172-9500	南逆井1-20-1
田中近隣センター	TEL 7133-1000	大室249-1
西原近隣センター	TEL 7154-2000	西原3-2-48
（体育館）	TEL 7152-4883	西原2-10-62
永楽台近隣センター	TEL 7163-1201	永楽台2-11-25
布施近隣センター	TEL 7132-3100	布施1196-5
増尾近隣センター	TEL 7174-7211	増尾3-1-1
光ケ丘近隣センター	TEL 7175-0033	光ケ丘団地200-5
新富近隣センター	TEL 7145-1945	豊四季945-1
柏ビレジ近隣センター	TEL 7133-8821	大室1285-1
富里近隣センター	TEL 7173-9531	富里2-4-4
高田近隣センター	TEL 7144-9292	高田693-2
根戸近隣センター	TEL 7131-6098	根戸467-178
（体育館）	TEL 7132-9247	根戸467-178
柏中央近隣センター	TEL 7164-4552	柏6-2-22
新田原近隣センター	TEL 7167-1276	東柏2-2-15
松葉近隣センター	TEL 7133-2200	松葉町4-11
藤心近隣センター	TEL 7176-3700	藤心4-1-11
北部近隣センター	TEL 7134-1070	大青田1541-2
酒井根近隣センター	TEL 7175-2400	酒井根653-4
高柳近隣センター	TEL 7193-1110	高柳1652-10

■保健施設

ウェルネス柏（保健所）	TEL 7167-2318	柏下65-1
夜間急病診療所［柏市医療公社］	TEL 7163-0120	柏下65-1 ウェルネス柏内

■福祉施設

地域福祉センター	TEL 7164-2911	柏5-8-12 教育福祉会館内
障害福祉就労支援センター	TEL 7163-9353	柏5-8-12 教育福祉会館内
柏市社会福祉協議会	TEL 7163-9000	柏5-11-8
沼南社会福祉センター	TEL 7193-2941	風早1-2-2
光ケ丘近隣センター内遊戯室	TEL 7170-7600	光ケ丘団地200-5
豊四季台児童センター	TEL 7144-5363	豊四季台1-1-114
永楽台児童センター	TEL 7163-4050	永楽台2-11-25
しこだ児童センター	TEL 7145-2522	篠籠田609-5
高柳児童センター	TEL 7190-1348	高柳1652-1
南部みんなの広場	TEL 7173-1333	新逆井2-5-13
布施遊戯室	TEL 7135-3960	布施1196-5
柏児童相談所	TEL 7131-7175	根戸445-12
中央老人福祉センター	TEL 7163-9356	柏5-8-12
柏寿荘	TEL 7131-9511	船戸山高野535
沼南老人福祉センター「いこい荘」	TEL 7192-1401	塚崎1356
南部老人福祉センター「かたくりの里」	TEL 7176-6151	藤心293-1
豊四季台老人いこいの家	TEL 7147-1990	豊四季台1-1-114
介護予防センター「いきいきプラザ」	TEL 7163-9000	柏5-11-8
介護予防センター「ほのぼのプラザますお」	TEL 7170-5570	加賀3-16-8
柏市シルバー人材センター	TEL 7166-6681	柏255-33
こども発達センター	TEL 7128-2223	柏下65-1
キッズルームひまわり	TEL 7128-2224	柏下65-1
キッズルームこすもす	TEL 7128-2225	柏下65-1
青和園	TEL 7131-9360	十余二175-41
朋生園	TEL 7163-6612	中原1816-6
みどり園	TEL 7187-0511	我孫子市中峠2310
豊四季光風園	TEL 7143-7603	十余二584
一ツ木園	TEL 7131-7032	布施字一ツ木台1103
ひびき園	TEL 7141-5675	十余二南前山193-1
いずみ園	TEL 7176-8085	逆井341
あすか園	TEL 7141-5675	高田1039-4

ひまわり園	TEL 7193-3456	塚崎1374
沼南育成園	TEL 7191-3391	大津ケ丘2-19-5
桐友学園	TEL 7191-5277	大津ケ丘2-19-5
わかたけ社会センター	TEL 7192-0324	高柳668-1
元気ハウス	TEL 7152-7600	西原7-6-2
工房スノードロップ	TEL 7152-3330	西原7-6-2
柏市地域生活支援センター「あいネット」	TEL 7165-8707	柏下65-1 ウェルネス柏内

■地域包括支援センター

柏北部地域包括支援センター	TEL 7140-8818	十余二363-15
北柏地域包括支援センター	TEL 7130-7800	布施1-3
柏西口地域包括支援センター	TEL 7142-8008	豊四季台1-3-1
柏東口地域包括支援センター	TEL 7168-7070	東上町2-6久大マンション1階
光ケ丘地域包括支援センター	TEL 7175-2322	酒井根40-1
柏南部地域包括支援センター	TEL 7160-0002	南増尾58-3
沼南地域包括支援センター	TEL 7190-1900	風早1-2-2

■ごみ・し尿処理・清掃

北部クリーンセンター(清掃工場)	TEL 7131-7900	船戸山高野538
南部クリーンセンター収集担当(収集事務所)	TEL 7173-5111	南増尾57-1
南部クリーンセンター(第二清掃工場)	TEL 7170-7080	南増尾56-2
かしわ環境ステーション	TEL 7170-7090	南増尾56-2
山高野浄化センター	TEL 7131-5509	船戸2115
リサイクルプラザ	TEL 7199-5081	十余二348-202
リサイクルプラザリボン館	TEL 7199-5082	十余二348-202
柏プラネット	TEL 7133-4501	新十余二7-8
クリーンセンター「しらさぎ」	TEL 7193-5389	藤ケ谷1582
道路サービス事務所	TEL 7131-6436	根戸432-4

■消費生活

消費生活センター	TEL 7163-5853	柏下73 中央体育館管理棟1階
公設総合地方卸売市場	TEL 7131-2620	若柴69-1
農産物直売所「かしわで」	TEL 7141-6755	高田100

■文化施設

市民ギャラリー	TEL 7148-2211	末広町1-7柏髙島屋ステーションモール8階
中央公民館	TEL 7164-1811	柏5-8-12 教育福祉会館内
沼南公民館	TEL 7192-1111	大島田440-1
アミュゼ柏(柏中央近隣センター)	TEL 7164-4552	柏6-2-22
市民文化会館	TEL 7164-9141	柏下107
勤労会館(保健勤労会館)	TEL 7167-1862	柏下66-1
図書館(本館)	TEL 7164-5346	柏5-8-12
こども図書館	TEL 7108-1111	大島田48-1
柏市郷土資料展示室	TEL 7191-1450	大島田48-1
旧吉田家住宅歴史公園	TEL 7135-7007	花野井974-1

■スポーツ施設

中央体育館	TEL 7164-9573	柏下73
沼南体育館	TEL 7193-1111	藤ケ谷1908-1
富勢運動場	TEL 7131-7011	根戸507
逆井運動場	TEL 7175-0750	逆井145
宮田島運動場	TEL 7176-2066	逆井335-2
塚崎運動場	TEL 7192-0488	塚崎1454
大津ケ丘中央公園運動場	TEL 7193-6116	大津ケ丘2-1
手賀の丘公園運動場	TEL 7192-4730	片山294
柏の葉庭球場	TEL 7134-8380	柏の葉6-7
しいの木台公園庭球場	TEL 047-383-5855	しいの木台2-11-1
ひばりが丘市民プール	TEL 7167-8024	ひばりが丘18-2
柏西口第一公園市民プール	TEL 7144-5759	明原3-1-10
逆井市民プール	TEL 7175-7201	逆井145
船戸市民プール	TEL 7131-0050	船戸山高野170-1
大津ケ丘中央公園市民プール	TEL 7193-6116	大津ケ丘2-1
利根サイクリングコース	TEL 7191-7399	―
リフレッシュプラザ柏	TEL 7173-5900	南増尾58-3
さわやかプラザ軽井沢	TEL 047-442-6150	鎌ケ谷市軽井沢2106-6
あけぼの山農業公園芝生広場	TEL 7133-8877	布施2005-2
手賀沼周遊レンタサイクル	TEL 7164-4141	柏5-9-6

■青少年施設

青少年センター	TEL 7131-5856	十余二313-92
少年補導センター	TEL 7164-7571	柏5-8-32
県立手賀の丘少年自然の家	TEL 7191-1923	泉1240-1

■公社

柏市土地開発公社	TEL 7164-4143	柏5-10-1
柏市まちづくり公社	TEL 7164-4141	柏5-9-6
柏市医療公社	TEL 7134-6795	布施1-3

■消防

消防局	TEL 7133-0119	松葉町7-16-7
西部消防署	TEL 7133-8794	松葉町7-16-7
富勢分署	TEL 7131-6751	布施764
大室分署	TEL 7131-1424	大室327-1
東部消防署	TEL 7164-0119	中央2-10-3

逆井分署	TEL 7172-5031	逆井1444-10
光ケ丘分署	TEL 7172-7799	東中新宿4-4-25
旭町消防署	TEL 7144-6750	篠籠田944-1
西原分署	TEL 7155-5119	十余二155-18
沼南消防署	TEL 7191-4500	大津ケ丘1-56-12
高柳分署	TEL 7191-1144	高柳826-5
手賀分署	TEL 7190-0119	柳戸511-10

■水道・電気・ガス

柏市水道部	TEL 7166-2191	千代田1-2-32
東京電力 千葉カスタマーセンター	TEL 0120-99-5556	—
京葉ガスコールセンター	TEL 047-361-0211	—
京和ガス（伊勢原・西柏台・西原・みどり台地域）	TEL 7155-1505	流山市江戸川台東1-254

■警察・交番

柏警察署	TEL 7148-0110	松ケ崎722-1
旭町交番	TEL 7145-1239	旭町3-2-2
柏駅前交番	TEL 7164-5033	柏1-1-22
豊四季駅前交番	TEL 7143-9008	豊四季159
光ケ丘交番	TEL 7172-8335	光ケ丘団地1768-5
増尾駅前交番	TEL 7173-6231	加賀3-24-5
松葉町交番	TEL 7131-1511	松葉町4-1-4
緑ケ丘交番	TEL 7164-9066	千代田2-13
花野井交番	TEL 7132-6312	花野井765-139
南増尾交番	TEL 7173-6221	南増尾1-25-39
南柏駅前交番	TEL 7145-5177	南柏1-1-2
高田原交番	TEL 7131-6075	十余二175-44
北柏駅前交番	TEL 7167-9766	北柏1-17
新柏交番	TEL 7167-3441	新柏1-16-16
船戸駐在所	TEL 7132-5757	船戸2071-5
富勢駐在所	TEL 7132-4509	布施679-1
大津ケ丘交番	TEL 7192-1792	大津ケ丘2-27-1
高柳交番	TEL 7191-6550	高柳1482-1
手賀駐在所	TEL 7191-9110	手賀1418-1
泉駐在所	TEL 7191-1624	泉301-1
藤ケ谷駐在所	TEL 7191-2955	藤ケ谷544-9
柏の葉キャンパス交番	TEL 7134-0295	若柴164-3 中央153街区7

■交通

かしわ乗合ジャンボタクシー（㈲染谷交通）	TEL 7167-1919	—
予約型相乗りタクシー「カシワニクル」受付センター（沼南タクシー㈲）	TEL 7193-6600	—

■市立小学校

柏第一小学校	TEL 7143-0138	あけぼの1-7-6
柏第二小学校	TEL 7144-3141	豊四季310
柏第三小学校	TEL 7167-3161	若葉町4-54
柏第四小学校	TEL 7143-2840	松ケ崎1182-9
柏第五小学校	TEL 7164-1585	柏932-7
柏第六小学校	TEL 7145-7240	豊四季台4-2-1
柏第七小学校	TEL 7145-9338	篠籠田723-1
柏第八小学校	TEL 7164-1207	永楽台2-8-1
豊小学校	TEL 7174-0755	豊四季610-2
旭小学校	TEL 7144-6400	旭町6-5-17
旭東小学校	TEL 7145-4445	旭町5-3-9
高田小学校	TEL 7143-2644	高田376-3
名戸ケ谷小学校	TEL 7163-0540	名戸ケ谷474-1
光ケ丘小学校	TEL 7173-7130	流山市向小金4-20-1
酒井根小学校	TEL 7172-1108	酒井根19-2
酒井根東小学校	TEL 7175-0336	酒井根1-2-1
酒井根西小学校	TEL 7174-4192	酒井根662-1
中原小学校	TEL 7164-4335	中原1821-1
土小学校	TEL 7172-4805	増尾4-4-1
増尾西小学校	TEL 7174-8530	増尾台3-5-9
土南部小学校	TEL 7172-4709	新逆井1-10-1
逆井小学校	TEL 7174-8540	逆井452-2
藤心小学校	TEL 7173-7941	藤心880-1
富勢小学校	TEL 7133-2077	布施925-1
富勢西小学校	TEL 7132-2244	布施84-2
富勢東小学校	TEL 7133-3741	布施2176-2
田中小学校	TEL 7131-5719	大室1193-3
十余二小学校	TEL 7133-2555	柏の葉4-4-1
花野井小学校	TEL 7133-8500	花野井1652-34
田中北小学校	TEL 7131-4849	大青田1536-1
西原小学校	TEL 7152-3557	西原4-17-1
松葉第一小学校	TEL 7133-5602	松葉町5-3
松葉第二小学校	TEL 7133-7500	松葉町2-16
風早南部小学校	TEL 7191-0440	藤ケ谷新田111-2
風早北部小学校	TEL 7191-3796	大井1854-1
手賀西小学校	TEL 7191-1606	泉541
手賀東小学校	TEL 7191-9014	手賀479-7
高柳小学校	TEL 7191-3499	高南台3-14-12
大津ケ丘第一小学校	TEL 7192-1110	大津ケ丘3-50
大津ケ丘第二小学校	TEL 7192-1120	大津ケ丘4-8
高柳西小学校	TEL 047-384-5717	しいの木台3-2
柏の葉小学校	TEL 7134-3987	十余二348-51 中央404街区1

■中学校

柏中学校	TEL 7146-1167	明原4-1-1
柏第二中学校	TEL 7164-5770	弥生町6-6
柏第三中学校	TEL 7144-5686	篠籠田987-1
柏第四中学校	TEL 7163-6401	名戸ケ谷1-6-8
柏第五中学校	TEL 7143-2645	高田919-1
土中学校	TEL 7172-4809	増尾1-23-1
南部中学校	TEL 7173-7943	南増尾6-16-1
逆井中学校	TEL 7175-0335	逆井555
中原中学校	TEL 7166-5601	中原1816-2

富勢中学校	TEL 7131-2309	根戸467-1
田中中学校	TEL 7131-5725	大室249-9
西原中学校	TEL 7154-3232	西原6-13-1
光ケ丘中学校	TEL 7172-3648	光ケ丘4-23-1
酒井根中学校	TEL 7174-8520	酒井根1-3-1
松葉中学校	TEL 7133-5601	松葉町3-14
豊四季中学校	TEL 7146-4766	豊四季287-7
風早中学校	TEL 7191-2290	塚崎1319
手賀中学校	TEL 7191-1604	柳戸690
大津ケ丘中学校	TEL 7192-1130	大津ケ丘1-25
高柳中学校	TEL 7191-4580	高南台1-1-1
麗澤中学校	TEL 7173-3700	光ケ丘2-1-1
芝浦工業大学柏中学校	TEL 7174-3100	増尾700
二松学舎大学附属柏中学校	TEL 7191-3179	大井2590

■高等学校

市立柏高校	TEL 7132-3460	船戸山高野325-1
県立東葛飾高校	TEL 7143-4271	旭町3-2-1
県立柏高校	TEL 7131-0013	布施254
県立柏の葉高校	TEL 7132-7521	柏の葉6-1
県立柏南高校	TEL 7173-2101	増尾1705
県立柏陵高校	TEL 7174-8551	逆井444-1
県立柏中央高校	TEL 7133-3141	松ケ崎884-1
県立沼南高校	TEL 7191-8121	岩井678-3
県立沼南高柳高校	TEL 7191-5281	高柳995
柏日体高校	TEL 7167-1301	戸張944
麗澤高校	TEL 7173-3700	光ケ丘2-1-1
芝浦工業大学柏高校	TEL 7174-3100	増尾700
流通経済大学付属柏高校	TEL 7131-5611	十余二1-20
二松学舎大学附属柏高校	TEL 7191-3179	大井2590

■大学・大学校

東京大学柏キャンパス	TEL 7136-3106	柏の葉5-1-5
千葉大学環境健康フィールド科学センター	TEL 7137-8000	柏の葉6-2-1
麗澤大学	TEL 7173-3601	光ケ丘2-1-1
日本橋学館大学	TEL 7167-8655	柏1225-6
二松学舎大学柏キャンパス	TEL 7191-8751	大井2590
気象大学校	TEL 7144-7185	旭町7-4-81

■養護学校

県立柏特別支援学校	TEL 7133-5631	十余二418-5

■市内官公庁

柏税務署	TEL 7146-2321	あけぼの2-1-30
柏労働基準監督署	TEL 7163-0245	柏255-31
千葉県柏土木事務所	TEL 7167-1201	柏745
柏県税事務所	TEL 7147-1231	あけぼの2-1-5
ハローワークプラザ柏	TEL 7166-8609	柏4-8-1 柏東口金子ビル3階
街角の年金相談センター柏	TEL 7160-3111（予約専用）	柏4-8-1 柏東口金子ビル1階
海上自衛隊下総航空基地	TEL 7191-2321	藤ケ谷1614-1
千葉県動物愛護センター東葛飾支所	TEL 7191-0050	高柳1018-6

■市外官公庁

東葛飾地域振興事務所	TEL 047-361-2111	松戸市小根本7 東葛飾合同庁舎5階
ハローワーク松戸	TEL 047-367-8609	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階
松戸年金事務所	TEL 047-345-5517	松戸市新松戸1-335-2
千葉家庭裁判所松戸支部	TEL 047-368-5141	松戸市岩瀬無番地
松戸簡易裁判所	TEL 047-368-5141	松戸市岩瀬無番地
千葉地方裁判所松戸支部	TEL 047-368-5141	松戸市岩瀬無番地
千葉県東葛飾旅券事務所	TEL 047-366-4414	松戸市本町7-10 ちばぎん松戸ビル3階
松戸市役所	TEL 047-366-1111	松戸市根本387-5
野田市役所	TEL 7125-1111	野田市鶴奉7-1
流山市役所	TEL 7158-1111	流山市平和台1-1-1
我孫子市役所	TEL 7185-1111	我孫子市我孫子1858
野田自動車検査登録事務所	TEL 050-5540-2023	野田市上三ケ尾207-22

■その他

東葛中部地区総合開発事務組合	TEL 7164-5251	柏5-10-1
ウイングホール柏斎場	TEL 7131-6649	布施281-1
柏商工会議所	TEL 7162-3311	東上町7-18
かしわインフォメーションセンター	TEL 7168-8686	柏1-1-11 ファミリかしわ3階
手賀沼フィッシングセンター	TEL 7185-2424	曙橋字若鮎1
沼南商工会	TEL 7191-2803	風早1-6-16
道の駅「しょうなん」	TEL 7190-1131	箕輪新田50-2

■企画・編集：NTTタウンページ株式会社
■編 集 協 力：千葉県柏市
■印刷・製本：株式会社NTTクオリス

問い合わせ先

■行政情報ページについて

柏市役所の各担当課までお問い合わせください
〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号
TEL.04-7167-1111(代表)
【開庁時間】
午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜・祝日・年末年始[12月29日～1月3日]を除く)

■その他のページについて

NTTタウンページ株式会社　営業本部
〒164-0011
東京都中野区中央3-24-9 ネクストサイト中野ビル2F
TEL.0120-788223(無料)
【受付時間】
午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日・年末年始[12月29日～1月3日]を除く)

※電話番号をお確かめの上、お間違えの無いようお願いします

H25広表第000号